

平成 29 年度 適正なリユースの促進及び
違法な回収事業者取締に向けた検討業務
報告書

平成 30 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

<目次>

| | |
|--|----|
| 本事業の目的と概要..... | 1 |
| I. 使用済製品等のリユース促進のための検討..... | 2 |
| 第1章 リペアを通じた製品の長寿命化の検証、及び、リデュースの促進..... | 2 |
| 第2章 遺品整理サービスを取り巻く動向調査..... | 30 |
| II. 自治体職員向け違法な廃棄物回収業者対策セミナーの開催..... | 45 |
| 第1章 セミナー開催のための準備検討会の実施..... | 45 |
| 第2章 違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーの開催..... | 48 |
| 第3章 今後の違法な回収事業者取締りに向けた取組方針のとりまとめ..... | 82 |

本事業の目的と概要

平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会推進基本計画において、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の 1 つとして「2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」が挙げられている。同計画では「2Rを可能な限り推進することが基本」とされ、そのために「製品の製造段階を含めて、生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面において、2Rの取組を推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り2Rを社会システムに組み込んでいくことが求められる」と記載されている。

また、「健全なリユース市場を構築し、拡大していくこと」が課題として挙げられており、「事業者においても、長寿命化や省資源化など、2Rを目標とした製品づくりやサービスの提供」が求められている。

一方で、使用済となった家電製品等は、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正な処理が行われなければならない。しかし、必要な許可等を持たない廃棄物回収業者が、不用となった家電製品等を町中で回収するという違法性が疑われる事例が確認されており、こうして回収された家電製品等の一部は、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出され、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念されるとともに、適正なリユースの推進を阻害する要因となることから、対策を強化していく必要がある。違法な廃棄物回収業者への指導・取締りの強化のためには、全国の市町村の中で取締り経験のある職員から、具体的なケーススタディを示すなど実践的な取組が必要となる。

これらを踏まえ、我が国における適正なリユース市場の形成のための検討や、廃家電等の不適正な処理を行う違法な廃棄物回収業者への対策の強化を通じて、適正なリユース・リサイクルを推進することを目的として、以下の調査・事業を実施した。

(1) 使用済製品等のリユース促進のための検討の実施

- ① リペアを通じた製品の長寿命化の検証及びリデュースの促進
- ② 遺品整理サービスを取り巻く動向調査

(2) 自治体職員向け違法な廃棄物回収業者対策セミナーの開催

- ① セミナー開催のための準備検討会の実施
- ② 違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーの開催
- ③ 今後の違法な回収事業者取締りに向けた取組方針のとりまとめ

I. 使用済製品等のリユース促進のための検討

第1章 リペアを通じた製品の長寿命化の検証、及び、リデュースの促進

1. 国内におけるリペアの実態把握

リペアを通じた製品の長寿命化・リデュースの促進施策を検討する上で必要な現状把握のため、本調査では、リペア・サービスの概要、業界構造、制度、市場動向について整理する。

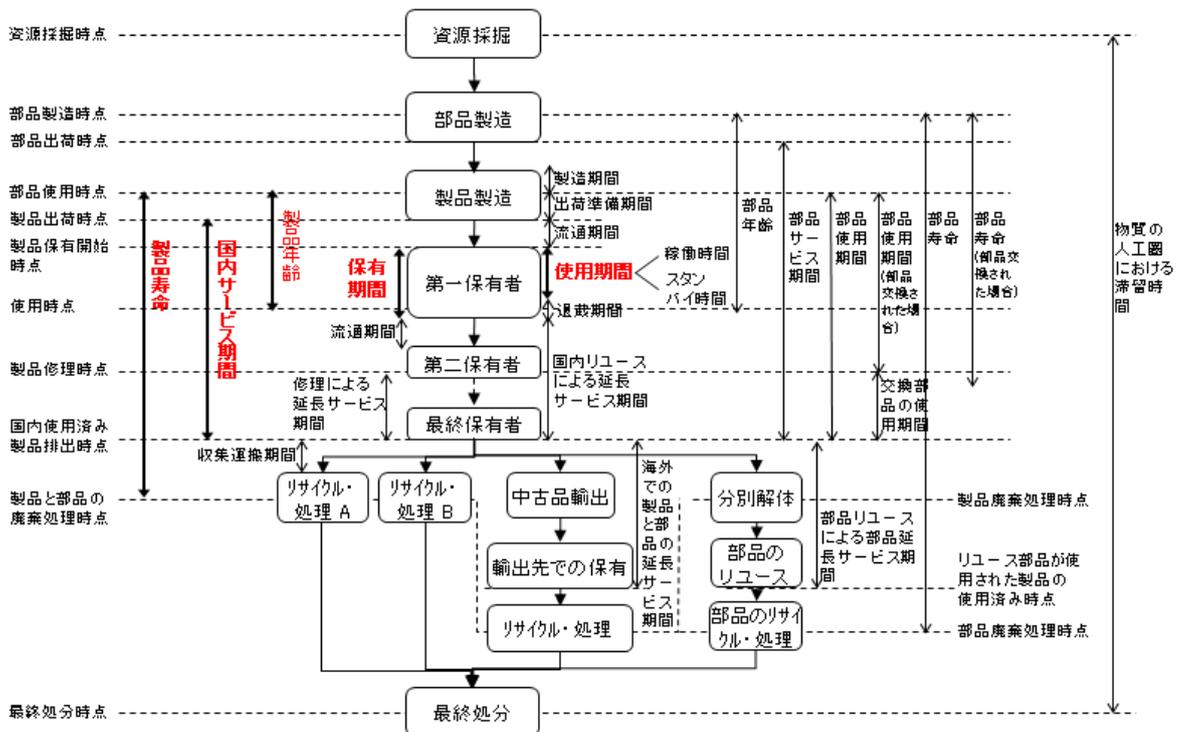
(1) 資源有効利用の観点からみたリペア・サービスの意義

製品のリペアは、製品の長寿命化によって、製品製造に係る資源及び環境負荷を削減する効果があるといえる。製品の長寿命化については、第一保有者の使用期間を延ばす効果、第二保有者又は国外の利用者も含めた製品寿命を延ばす効果の両方が考えられる（図表 1 参照）。

リペアの対象となるのは、リユースの対象（明らかに継続使用が可能）とリサイクルの対象（明らかに継続使用が不可能）の狭間にある状態と考えられる（図表 2 参照）。製品寿命の延長が可能かどうかは、製品（故障）の状態、リペア技術、補修部品の入手可能性、修理コスト、消費者の意志等の様々な要因によって規定されるリペア可能性に依る。

尚、製品安全等の観点からみれば、リペア・サービスによって延長することのできる製品寿命には限りがあること、さらに省エネ効率等の他の環境側面からみた場合には新製品の買い替えの方が環境負荷を低減できることにも留意が必要である。

図表 1 耐久消費財、産業機械等のライフサイクルと様々な使用年数等の定義

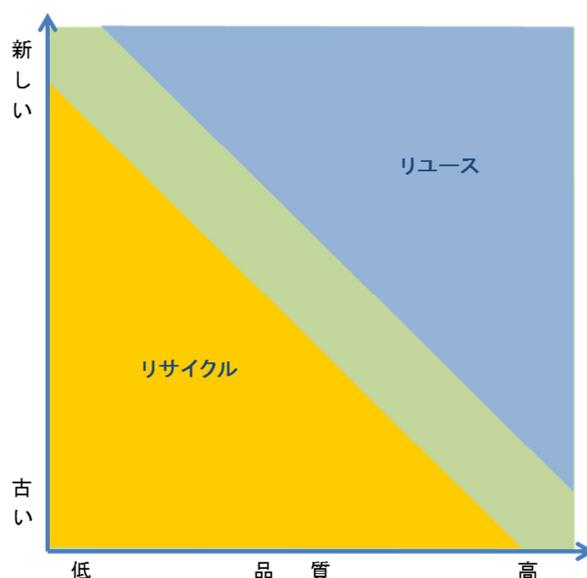


※「部品」と明記がない場合はいずれも製品の期間を示す。

※リースやシェアリングを考えると、製品保有期間は製品保有者滞留期間と呼ぶ方が正確である。

出典) 国立環境研究所「製品使用年数データベース LiVES」ホームページ

図表 2 リペアの対象イメージ



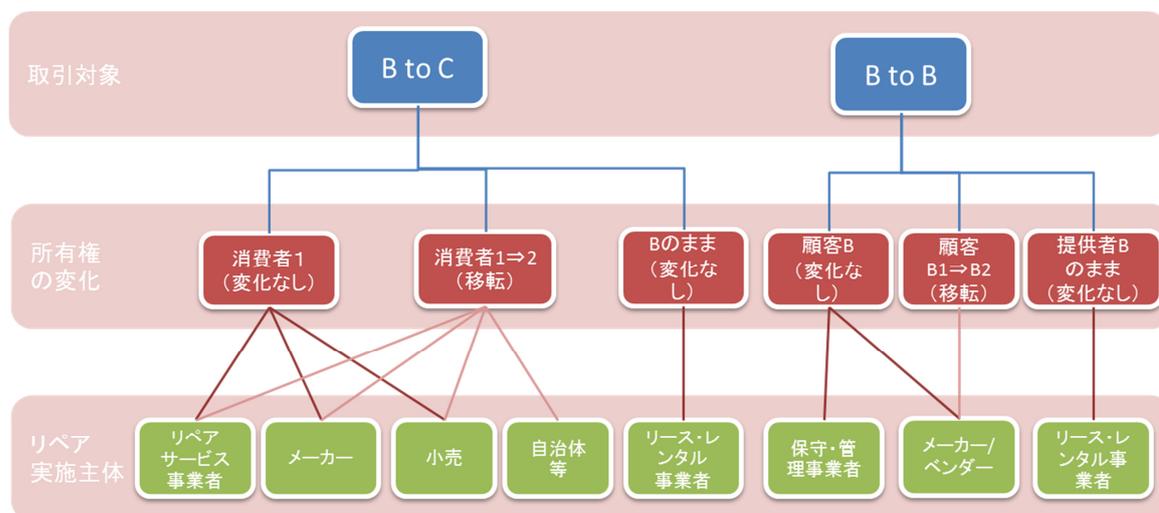
出典) 日本リユース協会資料を参考に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) リペア・サービス及びリペア関連事業者の分類

リペアの対象を広く捉えると、消費者製品と産業用製品に大別され、リペア・サービスの提供については、「B to C」及び「B to B」の取引が考えられる。さらに、製品の所有権の変化に着目すると、所有権は変化せずリペア・サービスだけが供される場合、製品の所有権の移転（リユース販売等）に伴いリペアが施される場合、元々の製品の所有権が提供事業者側においてレンタル・リース等の一環としてリペアが施される場合が考えられる。

このようにリペアを広く捉えた場合、リペア・サービスの提供主体は、リペア専門事業者の他、メーカー、小売、リース・レンタル事業者の他、自治体等が該当する。

図表 3 リペア・サービスの類型



出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

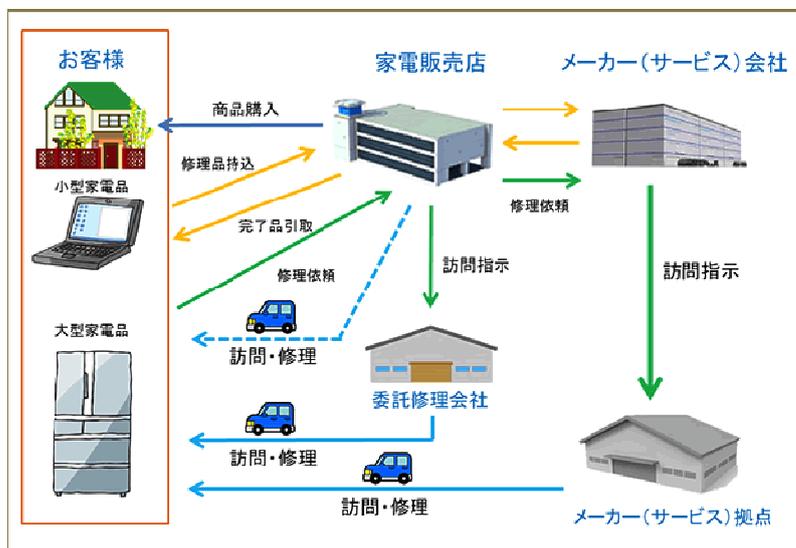
(3) リペア業界の構造整理

リペア可能な消費者製品（食品や消耗品等のリペアに向かない製品を除いた消費者製品）の多くは、品目毎に修理専門事業者、メーカー、又は小売等によるリペア・サービスが提供されている。また、メーカーや小売が修理の窓口となっている場合でも、委託先の修理専門事業者が実際の修理を担当する場合がある。消費者が修理を依頼する窓口は、品目によって異なり、例えば、家電製品の場合、訪問修理を要する大型家電の場合は約5割がメーカーの顧客サービス窓口、約5割が販売店の店舗又は顧客サービス窓口への依頼となり、引取修理の場合には約7割が販売店、約3割がメーカーへの依頼とされる（日本家庭電化製品修理業協会情報より）。修理依頼の受付後は、販売店又はメーカーから修理業者へ委託されるケース、販売店又はメーカーの自社部門で修理が施されるケースに分かれる。

リペア・サービスの対価については、修理専門事業者はリペアが行われる際にサービス対価を得ることが基本であるが、製品保証期間中の無償修理の場合はメーカー負担、保証期間外の修理の場合は消費者負担となる他、小売業では保守契約に基づき保守サービスの加入料（年会費等）を徴収し、一定限度内の修理は無料で受けられるサービスを提供する例がある。また、我が国では一般的ではないが、延長保証会社が消費者からの事前契約に基づいて修理の手配を行うケースもある。

玩具等の、リペアが営利事業としては成立しにくい分野では、非営利組織によるリペアの事例もみられる。

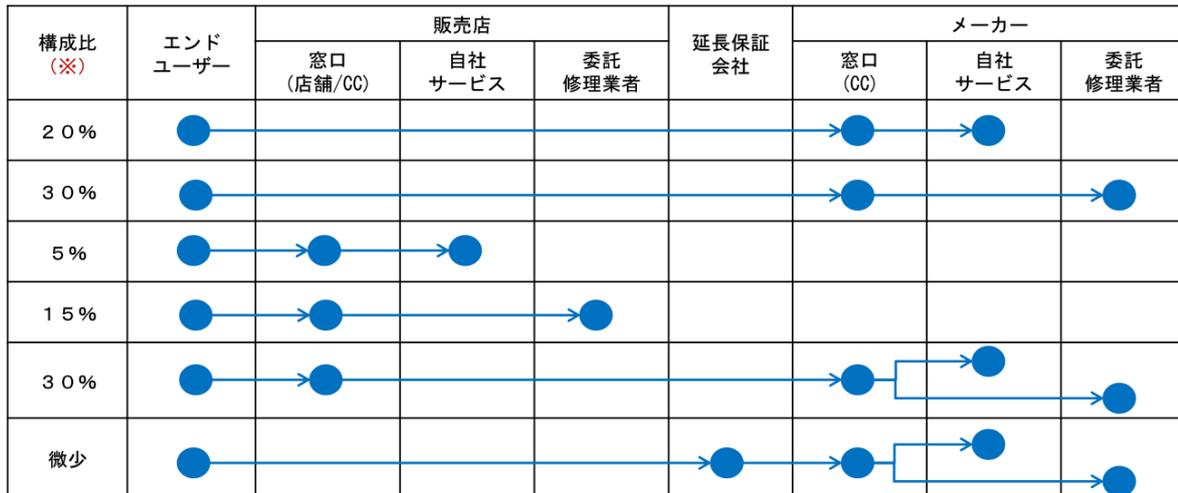
図表 4 家電製品の修理の流れ



日本国内の修理の流れ(出張修理・持込修理)

出典) 日本家庭電化製品修理業協会 HP

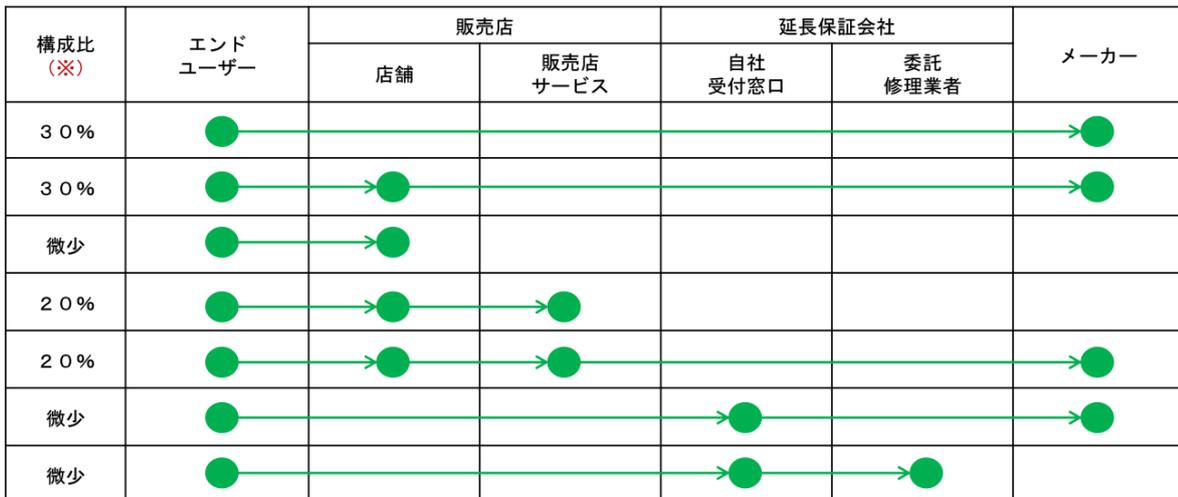
図表 5 家電品修理の流れ（訪問修理）



注) 出張修理の受付から完了までの平均日数は3-4日。エンドユーザーが近隣の家電修理専門会社に直接修理依頼をすることは、家電製品の場合は普及していないとされる。

出典) 日本家庭電化製品修理業協会

図表 6 家電品修理の流れ（引取修理）



注) 引取修理には、販売店店舗への持ち込み、宅急便を利用した送付が含まれる。持込修理の受付から完了までの平均日数は10日とされる。

出典) 日本家庭電化製品修理業協会

(4) リペアに係る制度

1) リペアに必要な資格・要件

品目によっては、各法令に基づき、修理・整備を行うために必要な資格や要件が定められているものもあり、リペア・サービスの提供事業者には一定の参入条件がある。また、修理・整備の資格や要件は、公的な制度の他、関連業界団体が定める民間資格やメーカーが独自に定める認定制度等もみられる。

図表 7 品目ごとのリペアに関連した主な資格等（斜字は民間資格）

| 品目 | リペアに関連した資格等 | 事業者 |
|--|---|--------------------------|
| 住宅 住宅設備（温水機器、衛生設備等） | *建築士（建設業法） *電気工事施工管理技士（建設業法） *ボイラー技士免許者（労働安全衛生法） | 住宅メーカー、工務店 電力・ガス業、工務店 |
| 輸送用機器（自動車、自転車等） | *自動車整備士（道路運送車両法） *自転車安全整備士（民間資格） | 自動車修理業、自転車小売業 |
| 大型家電 （冷凍冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン） | *電気機器組立て技能検定（知事認定） *家電製品エンジニア（生活家電）（民間資格） *メーカー資格（例 パナソニック修理技術認定店） | 家電メーカー、小売業、修理専門事業者（委託） |
| 中型、小型家電 （掃除機、厨房用電気機器、空気清浄機、アイロン、理美容電気機器、扇風機等） | *家電製品エンジニア（生活家電）（民間資格） | 家電メーカー、小売業、修理専門事業者（委託） |
| 情報機器（PC、携帯電話、プリンター、カーナビ、ゲーム機） | *特別特定無線設備登録修理業者（電波法、電気通信事業法） ¹ *電子機器組立て技能検定（知事認定） *パソコン整備士（民間資格） *家電製品エンジニア（AV 情報家電）（民間資格） *メーカー資格（例 AppleCare サービス認定資格） | 機器メーカー、修理専門事業者、小売業 |
| ガスコンロ等調理機器 暖房機器（ストーブ） | *ガス主任技術者（ガス事業法） *石油機器技術管理士（財団法人日本石油燃焼機器保守協会） | ガス業 機器メーカー |
| 家具等（家具、鏡、仏具等） | *畳製作技能検定（知事認定） | メーカー、小売業 |
| 精密機器（マシン、時計、カメラ等） | *時計修理技能検定（知事認定） *縫製機械整備技能検定（知事認定） | 機器メーカー |
| 装身具等（装身具、眼鏡等） | 貴金属装身具製作技能士（知事認定） | メーカー、小売 |
| 玩具等（玩具、ベビーカー、子供用車両等） | *自転車安全整備士（民間資格） | メーカー、小売、NPO |
| 美術品（美術工芸品、骨董品） | — | 小売業（古物商、美術工芸専門店） |

出典）厚生労働省「技能検定職種及び等級区分」²他

¹ 平成 26 年電波法改正により創設され、平成 27 年 4 月より施行されている。しかし、現状では登録を受けずに修理業を行う者があり、修理品の品質及び電波法の技術基準への適合についての懸念が指摘されている。

² http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/ability_skill/ginoukentei/syokusyu.html

2) リペアに必要な補修部品の状況について

補修部品は、品目によって、汎用品を用いた補修が可能な場合と製品固有の補修部品が必要な場合とに分かれる。例えば、自動車は、汎用品を用いてどのメーカーの車種にも補修可能な状況である一方、家電製品や電子機器等については、メーカーから支給される補修部品が必要な状況にあり、そうした補修部品が入手不可能な場合に代用品が用いられることで製品の品質に影響を及ぼす可能性がある。

メーカーにおける補修部品の保有については、昭和49年の通商産業省通達「家電製品に係る補修用性能部品の最低保有期間の改定等（通達49機局第230号）」に基づく行政指導が行われてきたが、現状ではこの行政指導の実態は明らかでない。現在、補修用性能部品の保有期間については、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づき業界が定める公正競争規約の一つである製造業表示規約において、製品カタログ上に補修部品の保有期間を表示することがルール化されている。例えば、家庭電器製品については、「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 別表3 補修用性能部品表示対象品目と保有期間」において、品目別の補修部品保有期間が定められている（図表8）。

図表8 家庭電気製品の補修用性能部品表示対象品目と保有期間

| 製品名 | 年 | 製品名 | 年 | 製品名 | 年 |
|-----------|---|------------|---|-------------|---|
| 電気冷蔵庫 | 9 | テープレコーダー | 6 | エアコンディショナー | 9 |
| 電気洗濯機 | 6 | 白黒テレビ | 8 | 電気掃除機 | 6 |
| カラーテレビ | 8 | ミキサー・ジューサー | 6 | ステレオ | 8 |
| 電気釜 | 6 | 扇風機 | 8 | 電気コタツ | 6 |
| 電気井戸ポンプ | 8 | 電気アンカ | 6 | 冷水器 | 8 |
| 電気毛布 | 6 | 冷風扇 | 8 | 電気ストーブ | 6 |
| 電子レンジ | 8 | 電気カミソリ | 6 | 換気扇 | 6 |
| 電気ポット | 5 | 電子ジャー | 6 | トースター | 5 |
| ズボンプレスサー | 6 | ロースター | 5 | 電気パネルヒーター | 6 |
| アイロン | 5 | ウインドファン | 6 | 電気コンロ | 5 |
| ラジオ | 6 | ヘアーカーラー | 5 | 屋外排気式石油ストーブ | 7 |
| 開放式石油ストーブ | 6 | | | | |

出典) 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会

図表 9 消費生活用製品安全法に基づく制度の概要

| 名称 | 制度概要 | 対象製品 |
|------------------------------|--|---|
| 長期使用製品安全点検制度 (H21年4月より施行) | <p>長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い品目について、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)の役割を示したもの。</p> <p>特定製造事業者等の義務は下記の通り。</p> <p>(1) 経済産業局長への事業の届出義務 (2) 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務 (3) 製品への表示義務 (4) 製品への書面及び所有者票の添付義務 (5) 製品の所有者情報の管理義務 (6) 点検通知義務及び点検実施義務 (7) 点検等の保守サポート体制の整備義務</p> | <p>屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用) 屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用) 石油給湯機 石油ふろがま 密閉燃焼(F F)式石油温風暖房機 ビルトイン式電気食器洗機 浴室用電気乾燥機</p> |
| 長期使用製品安全表示制度 | <p>経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。</p> | <p>扇風機 エアコン 換気扇 洗濯機(洗濯乾燥機を除く) ブラウン管テレビ</p> |

出典) 経済産業省ホームページ³

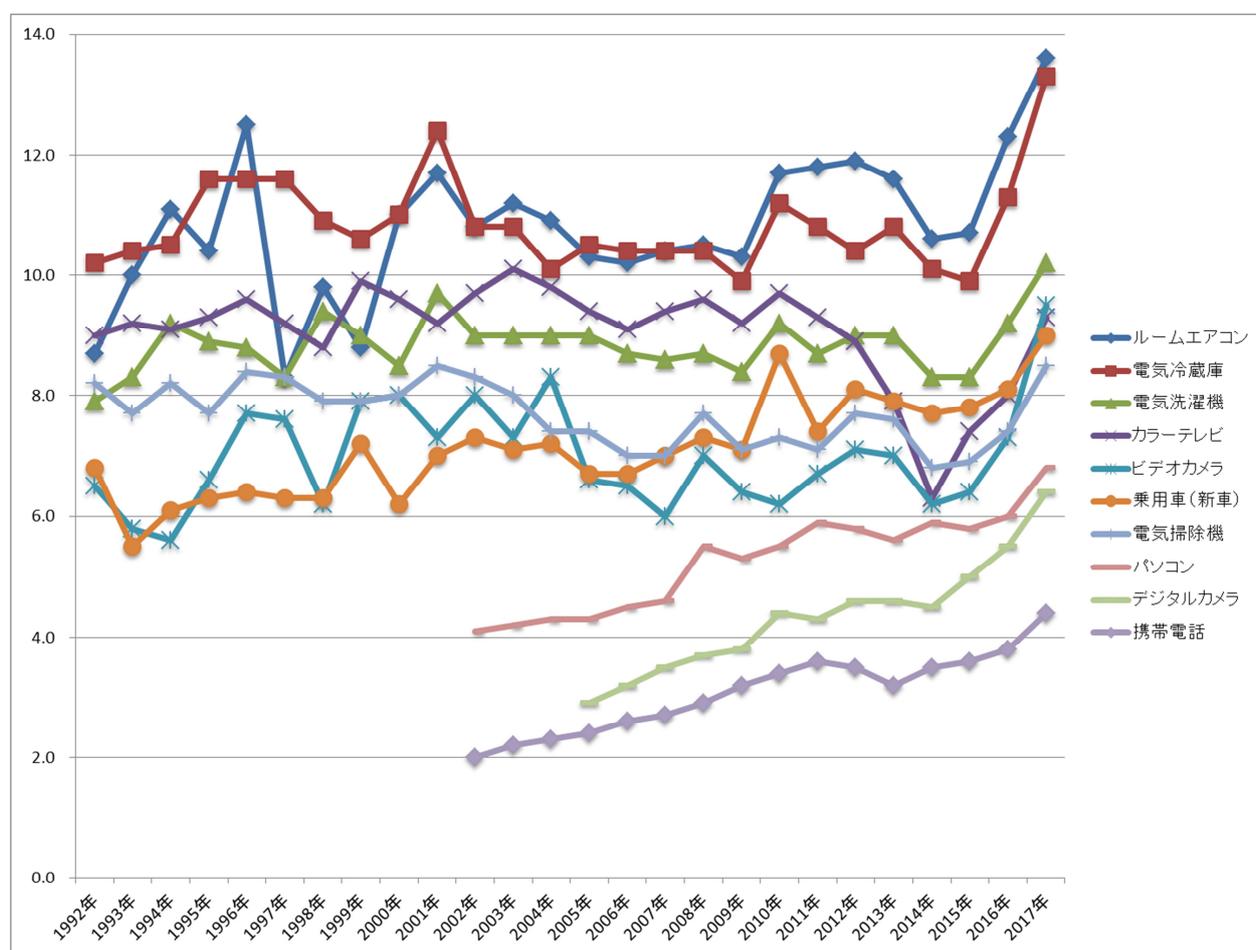
³ http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

(5) 消費者における耐久消費材の買替え及びリペアの動向

主な耐久消費財の使用年数（買替えをした世帯における使用年数）を下図に示す。現状では、白物家電は使用年数が10年から14年と比較的長く、AV機器及び乗用車は9年前後、パソコン・携帯電話等の比較的新しく普及率が高まった品目は他の品目と比べて使用年数が短いことが分かる。

経年変化をみると、直近2－3年では、ほぼすべての耐久消費財の使用年数は延長傾向にあること、白物家電及び乗用車は概ね安定した延長傾向、AV機器は揺れ幅が大きいものの長期的には横ばい又は微増の傾向、パソコン・携帯電話等は延長傾向にあるといえる。

図表 10 消費動向調査における主要耐久消費財の使用年数



出典) 内閣府「消費動向調査」

下表は各品目の買替え理由の経年変化を示したものであるが、電気冷蔵庫及び電気洗濯機は、この15年間一定して「故障」が主要な買替理由となっている一方、電気掃除機はここ2-3年で「上位品目」への買替えが増加、ルームエアコンは1997年から2001年頃にかけて一時的に「上位品目」への買替が増加していた様子がみとれる。

さらに、カラーテレビは、2005年以前には「故障」、2007年から2013年頃には「上位品目」、ここ2年は「故障」へと買替え理由が変遷している。パソコンは2008年頃を境として「上位品目」から「故障」へと買替理由が置き換わっており、携帯電話は、2010年頃に一旦「上位品目」が減少するものの再び「上位品目」が増加している。このような品目については、新商品の開発等によって、消費者の買替え行動が影響を受けている様子が伺える。

図表 11 主要耐久消費財の買替え理由

| 調査項目 調査年 | 電気冷蔵庫 | | | | | 電気洗濯機 | | | | | 電気掃除機 | | | | | ルームエアコン | | | | |
|-------------|-----------------------|----------|----------|----------|------|-----------------------|----------|----------|----------|------|-----------------------|----------|----------|----------|------|-----------------------|----------|----------|----------|------|
| | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | |
| | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その他 |
| 1992年 | 10.2 | 67.2 | 15.3 | - | 17.5 | 7.9 | 77.1 | 12.9 | - | 10.0 | 8.2 | 79.2 | 12.0 | - | 8.9 | 8.7 | 46.9 | 15.7 | - | 37.4 |
| 1993年 | 10.4 | 64.0 | 19.9 | - | 16.1 | 8.3 | 76.3 | 12.0 | - | 11.8 | 7.7 | 73.9 | 17.3 | - | 8.8 | 10.0 | 29.2 | 11.4 | - | 59.4 |
| 1994年 | 10.5 | 68.9 | 18.7 | - | 12.4 | 9.2 | 82.7 | 12.8 | - | 4.5 | 8.2 | 71.0 | 16.1 | - | 12.9 | 11.1 | 35.7 | 25.1 | - | 39.3 |
| 1995年 | 11.6 | 57.5 | 20.8 | 10.0 | 11.7 | 8.9 | 74.1 | 14.9 | 4.3 | 6.6 | 7.7 | 83.3 | 10.2 | 4.2 | 2.4 | 10.4 | 55.1 | 5.3 | 26.0 | 13.6 |
| 1996年 | 11.6 | 57.0 | 18.7 | 15.1 | 9.3 | 8.8 | 68.2 | 19.0 | 4.6 | 8.3 | 8.4 | 75.9 | 15.4 | 2.5 | 6.1 | 12.5 | 63.7 | 7.8 | 12.9 | 15.7 |
| 1997年 | 11.6 | 65.0 | 16.4 | 10.7 | 7.9 | 8.3 | 63.8 | 19.7 | 5.8 | 10.7 | 8.3 | 79.8 | 11.3 | 2.6 | 6.2 | 8.3 | 47.9 | 24.8 | 21.1 | 6.2 |
| 1998年 | 10.9 | 68.7 | 13.7 | 5.8 | 11.8 | 9.4 | 77.5 | 15.8 | 3.5 | 3.2 | 7.9 | 83.9 | 7.4 | 2.0 | 6.7 | 9.8 | 47.0 | 39.6 | 7.0 | 6.4 |
| 1999年 | 10.6 | 58.4 | 23.2 | 10.8 | 7.5 | 9.0 | 75.5 | 12.9 | 4.8 | 6.8 | 7.9 | 70.8 | 14.7 | 3.1 | 11.3 | 8.8 | 56.1 | 14.0 | 10.5 | 19.4 |
| 2000年 | 11.0 | 59.3 | 24.2 | 7.2 | 9.2 | 8.5 | 70.0 | 16.0 | 5.1 | 8.9 | 8.0 | 74.5 | 15.5 | 0.4 | 9.5 | 11.0 | 73.2 | 11.5 | 15.3 | - |
| 2001年 | 12.4 | 48.7 | 27.6 | 5.2 | 18.5 | 9.7 | 65.7 | 13.8 | 3.1 | 17.4 | 8.5 | 72.5 | 13.2 | 2.3 | 11.9 | 11.7 | 47.5 | 24.2 | 6.9 | 21.4 |
| 2002年 | 10.8 | 73.2 | 3.2 | 8.2 | 15.5 | 9.0 | 86.0 | 1.3 | 9.1 | 3.6 | 8.3 | 79.9 | 12.5 | 5.3 | 2.3 | 10.8 | 60.6 | 15.9 | 23.6 | - |
| 2003年 | 10.8 | 67.0 | 13.2 | - | 19.8 | 9.0 | 76.4 | 14.9 | 1.6 | 7.1 | 8.0 | 82.9 | 9.5 | - | 7.7 | 11.2 | 59.3 | 5.5 | 18.1 | 17.1 |
| 2004年 | 10.1 | 59.7 | 28.1 | 6.3 | 5.9 | 9.0 | 76.2 | 11.4 | 2.2 | 10.2 | 7.4 | 87.6 | 7.7 | 0.6 | 4.2 | 10.9 | 69.3 | 11.1 | 10.8 | 8.8 |
| 2005年 | 10.5 | 72.2 | 14.4 | 6.6 | 6.8 | 9.0 | 75.8 | 13.2 | 5.6 | 5.4 | 7.4 | 72.5 | 17.8 | 2.5 | 7.2 | 10.3 | 57.7 | 12.9 | 15.5 | 13.9 |
| 2006年 | 10.4 | 70.4 | 14.2 | 7.6 | 7.8 | 8.7 | 73.4 | 13.1 | 6.4 | 7.1 | 7.0 | 71.7 | 17.9 | 3.9 | 6.6 | 10.2 | 61.8 | 12.8 | 15.8 | 9.6 |
| 2007年 | 10.4 | 70.0 | 13.4 | 8.0 | 8.6 | 8.6 | 72.2 | 14.7 | 5.7 | 7.4 | 7.0 | 74.4 | 15.5 | 3.3 | 6.8 | 10.4 | 59.3 | 13.0 | 15.6 | 12.2 |
| 2008年 | 10.4 | 68.2 | 14.6 | 8.6 | 8.6 | 8.7 | 76.8 | 8.4 | 6.9 | 7.9 | 7.7 | 73.7 | 14.5 | 5.4 | 6.5 | 10.5 | 59.2 | 13.9 | 14.2 | 12.7 |
| 2009年 | 9.9 | 69.3 | 14.1 | 8.8 | 7.7 | 8.4 | 74.7 | 12.2 | 8.0 | 5.1 | 7.1 | 74.3 | 10.9 | 5.1 | 9.7 | 10.3 | 54.8 | 13.0 | 17.3 | 14.8 |
| 2010年 | 11.2 | 66.8 | 13.8 | 8.6 | 10.9 | 9.2 | 76.9 | 12.2 | 6.2 | 4.7 | 7.3 | 70.0 | 19.0 | 4.2 | 6.8 | 11.7 | 61.8 | 12.2 | 17.1 | 8.9 |
| 2011年 | 10.8 | 57.5 | 18.8 | 9.5 | 14.3 | 8.7 | 69.3 | 12.3 | 9.9 | 8.5 | 7.1 | 69.3 | 17.6 | 5.1 | 8.0 | 11.8 | 56.1 | 14.6 | 14.6 | 14.6 |
| 2012年 | 10.4 | 63.2 | 14.2 | 7.4 | 15.2 | 9.0 | 74.9 | 9.6 | 4.9 | 10.7 | 7.7 | 68.0 | 17.6 | 2.7 | 11.7 | 11.9 | 59.3 | 14.1 | 11.5 | 15.1 |
| 2013年 | 10.8 | 63.8 | 15.2 | 10.0 | 11.0 | 9.0 | 76.8 | 11.2 | 6.2 | 5.9 | 7.6 | 70.7 | 20.4 | 2.8 | 6.1 | 11.6 | 64.6 | 15.9 | 9.1 | 10.4 |
| 2014年 | 10.1 | 58.0 | 15.3 | 10.6 | 16.1 | 8.3 | 71.4 | 8.9 | 8.5 | 11.1 | 6.8 | 63.2 | 18.9 | 6.6 | 11.3 | 10.6 | 53.3 | 11.8 | 16.9 | 18.0 |
| 2015年 | 9.9 | 61.9 | 13.9 | 11.0 | 13.2 | 8.3 | 70.7 | 10.8 | 8.5 | 10.0 | 6.9 | 60.9 | 21.3 | 5.8 | 12.1 | 10.7 | 58.4 | 12.0 | 15.3 | 14.4 |
| 2016年 | 11.3 | 65.8 | 14.7 | 8.9 | 10.6 | 9.2 | 78.1 | 7.9 | 7.9 | 6.1 | 7.4 | 61.8 | 23.1 | 4.0 | 11.2 | 12.3 | 58.6 | 15.4 | 10.7 | 15.4 |
| 2017年 | 13.3 | 65.7 | 10.6 | 5.3 | 18.4 | 10.2 | 78.7 | 8.0 | 3.1 | 10.2 | 8.5 | 64.1 | 22.3 | 3.1 | 10.5 | 13.6 | 65.2 | 10.7 | 7.6 | 16.6 |

出典) 内閣府「消費動向調査」

(前頁つづき)

| 調査項目 調査年 | カラーテレビ | | | | | パソコン | | | | | 携帯電話 | | | | | 乗用車(新車) | | | | |
|-------------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|-----------------------|----------|----------|----------|---------|
| | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | | 平均 使用 年数 (年) | 買替え理由(%) | | | |
| | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その 他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その 他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その 他 | | 故障 | 上位 品目 | 住居 変更 | その 他 |
| 1992年 | 9.0 | 70.8 | 15.8 | - | 13.4 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.8 | 28.9 | 21.5 | - | 49.6 | |
| 1993年 | 9.2 | 82.1 | 10.9 | - | 7.0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 5.5 | 21.9 | 26.4 | - | 51.7 | |
| 1994年 | 9.1 | 73.5 | 18.7 | - | 7.8 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.1 | 22.4 | 27.4 | - | 50.2 | |
| 1995年 | 9.3 | 80.6 | 12.2 | - | 7.1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.3 | 21.1 | 28.3 | - | 50.6 | |
| 1996年 | 9.6 | 80.0 | 12.7 | 2.3 | 4.9 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.4 | 27.3 | 31.1 | - | 41.6 | |
| 1997年 | 9.2 | 75.7 | 16.5 | 2.9 | 4.9 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.3 | 26.6 | 32.8 | - | 40.6 | |
| 1998年 | 8.8 | 83.4 | 10.8 | 0.3 | 5.5 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.3 | 35.3 | 17.8 | 2.8 | 44.1 | |
| 1999年 | 9.9 | 85.2 | 11.4 | 0.5 | 3.0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7.2 | 31.0 | 19.0 | - | 50.0 | |
| 2000年 | 9.6 | 79.7 | 12.0 | 1.6 | 6.7 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6.2 | 24.1 | 16.9 | - | 59.0 | |
| 2001年 | 9.2 | 75.0 | 11.9 | 1.9 | 11.3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7.0 | 26.3 | 24.0 | - | 49.7 | |
| 2002年 | 9.7 | 79.2 | 6.6 | 3.0 | 11.2 | 4.1 | 26.7 | 55.8 | - | 17.5 | 2.0 | 29.6 | 45.6 | - | 24.8 | 7.3 | 22.5 | 27.7 | - | 49.8 |
| 2003年 | 10.1 | 84.4 | 8.8 | 0.3 | 6.6 | 4.2 | 29.8 | 52.8 | 3.7 | 13.7 | 2.2 | 32.2 | 45.7 | - | 22.1 | 7.1 | 27.9 | 15.2 | - | 56.9 |
| 2004年 | 9.8 | 72.0 | 17.1 | 1.3 | 9.5 | 4.3 | 31.1 | 53.3 | - | 15.7 | 2.3 | 27.6 | 52.0 | 0.2 | 20.2 | 7.2 | 27.3 | 23.2 | 0.3 | 49.2 |
| 2005年 | 9.4 | 73.5 | 18.7 | 3.1 | 4.7 | 4.3 | 35.2 | 52.9 | 0.6 | 11.3 | 2.4 | 31.2 | 49.7 | - | 19.0 | 6.7 | 28.3 | 28.1 | - | 43.5 |
| 2006年 | 9.1 | 66.4 | 25.7 | 3.2 | 4.7 | 4.5 | 37.4 | 49.6 | 0.3 | 12.7 | 2.6 | 34.7 | 44.2 | 0.3 | 20.8 | 6.7 | 28.1 | 24.6 | - | 47.3 |
| 2007年 | 9.4 | 60.2 | 27.6 | 4.3 | 7.9 | 4.6 | 40.5 | 42.2 | 1.0 | 16.3 | 2.7 | 30.5 | 43.7 | 0.6 | 25.2 | 7.0 | 29.9 | 32.7 | 0.9 | 36.4 |
| 2008年 | 9.6 | 56.7 | 33.4 | 4.9 | 5.0 | 5.5 | 44.1 | 40.7 | 1.7 | 13.4 | 2.9 | 33.6 | 42.5 | 0.4 | 23.6 | 7.3 | 31.4 | 23.9 | 0.9 | 43.8 |
| 2009年 | 9.2 | 53.7 | 28.2 | 4.2 | 13.9 | 5.3 | 51.6 | 35.0 | 1.2 | 12.2 | 3.2 | 34.4 | 40.7 | 0.3 | 24.6 | 7.1 | 29.1 | 24.4 | 1.7 | 44.8 |
| 2010年 | 9.7 | 37.1 | 37.7 | 3.3 | 21.9 | 5.5 | 46.4 | 39.9 | 2.9 | 10.9 | 3.4 | 34.0 | 37.3 | 0.4 | 28.3 | 8.7 | 26.5 | 24.8 | 0.3 | 48.4 |
| 2011年 | 9.3 | 17.2 | 34.4 | 2.8 | 45.7 | 5.9 | 49.3 | 36.0 | 2.7 | 11.9 | 3.6 | 33.0 | 39.4 | 0.6 | 27.0 | 7.4 | 25.2 | 24.9 | 0.9 | 48.9 |
| 2012年 | 8.9 | 16.2 | 26.2 | 1.8 | 55.7 | 5.8 | 56.1 | 29.2 | 0.8 | 13.8 | 3.5 | 32.2 | 42.8 | 0.4 | 24.6 | 8.1 | 25.8 | 25.4 | 0.3 | 48.5 |
| 2013年 | 7.9 | 33.1 | 31.3 | 5.9 | 29.7 | 5.6 | 52.9 | 35.1 | 0.6 | 11.4 | 3.2 | 30.5 | 49.3 | 0.4 | 19.7 | 7.9 | 25.7 | 21.2 | 0.3 | 52.8 |
| 2014年 | 6.3 | 38.7 | 21.1 | 11.3 | 28.9 | 5.9 | 44.7 | 26.6 | 1.3 | 27.5 | 3.5 | 32.0 | 42.7 | 0.4 | 25.0 | 7.7 | 29.4 | 21.4 | 1.2 | 48.1 |
| 2015年 | 7.4 | 39.7 | 20.9 | 8.0 | 31.4 | 5.8 | 50.2 | 24.0 | 1.2 | 24.5 | 3.6 | 36.5 | 40.4 | 0.1 | 23.0 | 7.8 | 22.1 | 23.4 | 0.5 | 54.0 |
| 2016年 | 8.0 | 57.4 | 15.5 | 6.4 | 20.7 | 6.0 | 56.7 | 26.6 | 1.0 | 15.6 | 3.8 | 35.5 | 37.3 | 0.2 | 26.9 | 8.1 | 23.8 | 25.2 | 0.7 | 50.3 |
| 2017年 | 9.3 | 64.7 | 21.2 | 4.1 | 10.0 | 6.8 | 67.3 | 16.9 | 1.1 | 14.7 | 4.4 | 38.1 | 37.9 | 0.1 | 23.9 | 9.0 | 25.3 | 27.1 | 0.3 | 47.3 |

出典) 内閣府「消費動向調査」

リペア関連の消費支出について、家計調査をもとに項目別にみたものを下記に示す。リペア関連支出は総世帯平均で約7万円、消費支出全体の約3%に相当することが分かる。

図表 12 年間家計支出に占めるリペア関連支出 (2017年 総世帯平均)

単位：円

| 項目 | 支出 | | 内容例示 |
|--------------------|-----------|------------------------|---|
| 住居 | 214,880 | | |
| 設備修繕(庭木手入れ、保険料を除く) | 51,868 | (住居に占める割合) 24% | 畳替え(既製の畳を購入した場合も含む。) 給排水関係工事(台所、風呂場、洗面所、トイレ、水道、排水管などの水回り設備に関する工事費、修繕維持費。保守点検費も含む。) 外壁・塀等工事費(家屋の外回り及び家屋に付帯する設備(門、塀、柵など)に関する工事費、修繕維持費。) 他の工事費(板ガラス取替代・サッシ修理代、エアコン取付代、床張替代・フローリング工事費、ふすま張替・補修代、ガレージ工事費、白あり防除駆除検査・工事費) |
| 家具・家事用品 | 108,192 | | |
| 家具・家事用品関連サービス | 3,809 | (家具・家事用品に占める割合) 4% | 家具・家事用品の借賃、分解掃除代、修理代(加工賃、出張費)及びそれらの洗濯代。 |
| 被服及び履物 | 116,268 | | |
| 他の被服関連サービス | 704 | (被服及び履物に占める割合) 1% | 仕立代、裾上げ代、和服・洋服の修理代 お直し代、履物の修理代・加工代 靴磨き代、ベルトの詰め代 |
| 自動車等関係費 | 201,222 | | |
| 自動車整備費 | 16,412 | (自動車等関係費に占める割合) 8% | 自動車の整備、修理に必要なサービスに関するもの。 |
| 自動車以外の輸送機器整備費 | 590 | 0.3% | オートバイ、自転車などの整備、修理に必要なサービスに関するもの。 |
| 教養娯楽用耐久財 | 18,833 | | |
| 教養娯楽用耐久財修理代 | 926 | (教養娯楽用耐久財に占める割合) 5% | 教養娯楽用耐久財の修理代。手間代及び出張費も含む。 |
| 教養娯楽用品 | 71,144 | | |
| 教養娯楽用品修理代 | 141 | (教養娯楽用品に占める割合) 0.2% | 教養娯楽用品の修理代及びサービスに関するもの。 |
| 身の回り用品 | 21,610 | | |
| 身の回り用品関連サービス | 522 | (身の回り用品に占める割合) 2% | 身の回り用品の修理代(加工賃も含む。)、賃借料、洗濯代などのサービスに関するもの。(腕時計の修理代、傘の修理代、加工代、バッグ類の修理代、加工代、賃借料、指輪、ネックレスなどの修理代・加工代・賃借料、かつらの賃借) |
| リペア関連支出 | 74,972 | (消費支出に占める割合) 3% | |
| 消費支出計 | 2,921,476 | | |

出典) 家計調査(2017年)をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(6) 市場動向（家電・情報機器を中心に）

家電・情報機器等の電気機器のリペアは、修理専門事業者、メーカー、家電販売店の3つが主なサービス提供主体となっている。

市場の動向としては、下記の点が挙げられる。

- パソコン、スマートフォン等が普及し、生活の中での使用頻度・重要性が高まる中、故障時の早期の修復ニーズに対応したリペア・サービスが急速に拡大している。
- 家電製品については、メーカー主導でのサービスセンターの体制の弱まりと同時に、メーカー系列の垣根を越えて修理専門事業者が全国ネットワークを形成する動きがみられる。
- 製品のメーカー保証に加え、延長保証のサービスを提供する事業者が出現している。これは、情報機器の普及に伴うデータ保証のニーズの高まり、製品のネット販売の急速な広がりによって地域内の販売店への修理依頼が困難になった消費者へのサービス向上等の要因が挙げられる。

1) 修理専門事業者

家電製品の修理専門事業者は、主にメーカーや小売業からの外部委託によって、リペア・サービスを行っており、消費者からの依頼を最初に受け付けるのはメーカーや家電販売店であることが多い。近年、修理専門事業者がネットワーク化を図り、メーカー等の修理依頼者の開拓、修理協力企業の開拓を進める動きがみられる。2015年、メーカーや量販店の修理代行を行う修理専門事業者によって日本家庭電化製品修理業協会（J-HARB）が設立された。会員企業は主に大手家電メーカーや系列企業出身のエンジニアから構成され、現在41社となっている。修理専門事業者が消費者の主体的に修理ニーズを開拓する試みとして、2018年5月には修理受付アプリを発表する計画である。

一方、情報機器に関しては、2012年頃に修理専門事業者が店舗及び宅配でのリペア・サービスを開始する例が複数みられ、スマートフォンの普及に伴って市場が拡大した状況が伺える。

尚、民生用電気機械器具修理業の売上高は、特定サービス産業動態統計調査によれば、989億円（2013年）の市場規模とされる。

図表 13 J-HARBによる「修理受付アプリ『なおすけ』」の特徴

- | |
|---|
| <p>① お客様のご家庭にある家電製品及び保証書・レシート等を登録出来ます。 ・万が一の故障時にカンタンに修理依頼が出来ます ・買い替え時には現在使用している製品の様々な情報がすぐに確認出来ます</p> <p>②修理依頼時は、修理会社を確認出来たり、指定することも出来ます。</p> <p>③修理依頼時は、訪問可能日時や修理進捗状況などの確認が出来ます。</p> <p>④倒産メーカー、中小ベンチャーメーカーの修理依頼先確認や受付も出来ます。</p> <p>⑤修理代金は、基本的にクレジット又はキャリア決済等が可能です。</p> <p>⑥修理依頼時、不具合状況を写真や動画で添付することが出来ます。</p> <p>⑦アプリの初回インストールは、郵便番号のみで可能です。</p> <p>⑧修理依頼は、24時間365日可能です。</p> <p>⑨将来的には、電気・ガス・水道・リフォーム工事、クリーニング等のトータルサービスネットワークとして構築します。</p> |
|---|

出典) 日本家庭電化製品修理業協会 HP

図表 14 電気機械器具修理業務（民生用電気機械器具）

| 年度 | 売上高 |
|--------------|-----------------|
| 2009 | 686 億 6,000 万 |
| 2010 | 728 億 5,100 万 |
| 2011 | 934 億 8,700 万 |
| 2012 | 1,011 億 1,700 万 |
| 2013 | 988 億 7,600 万 |
| 2014（4月～12月） | 793 億 1,900 万 |

出典）経済産業省 特定サービス産業動態統計調査

注）2014年12月にて、本区分での統計は終了

2) メーカー

メーカーにおいては、製品の故障時に顧客のニーズに対応することが顧客満足度の向上につながり、さらに系列販売店の体制維持による流通段階での値崩れの防止につながることから、アフターサービスの一環としてリペア・サービスを提供している。

また、メーカーが修理事業者を独自に認定している場合もある。

3) 小売事業者

大手家電量販店では、自社の販売製品以外でも、家電及び情報機器のうち特定の取扱製品について修理サービスを提供している。修理は店頭への持ち込みでその場で修理が行われる場合、出張により修理が行われる場合、及び一時的に製品を引き取って修理が行われる場合がある。

大手家電量販店では、メーカー保証（通常1年）に加えて、オプションでの長期保証サービスを提供している例がみられる。さらに、一部の大手家電量販店では不要となった家電の買い取りサービス（系列店のリユースショップによる提供の場合もある）も行っている。

4) 修理保証会社

延長保証とは、製品購入時のメーカー保証期間が終了後、消費者からの申込みを受けて一定期間に生じた製品の故障・不具合への修理を無償で提供する保証サービスである。一般には販売店やネット販売における新製品の販売時にオプション・サービスとして提供され、消費者の窓口は販売店等となることが多い。

延長保証のサービスは、欧米においては古くから市場があるが、2000年前後より日本への事業進出が進み、現在では自動車、家電製品、情報機器の他、住宅用設備機器等の様々な分野において延長保証のサービスが提供されている。

5) リユース業

リユース店において、中古品の買取・販売と同時に一般消費者向けのリペア・サービスを提

供している事業者がある。これらの対象製品は主にスマートフォン及びパソコンが中心となっている。

さらに、リユース事業者の中には、故障品等を仕入れ、自社内でリペアを施した上で中古品として販売している例もみられる。特に、パソコンの場合は、汎用部品によって修理可能なケースが多いこと、処理速度の向上等の機能性・グレード向上のニーズが大きいこともあり、こうしたサービスが存在すると考えられる。

6) その他

その他のリペア・サービスの参入事例としては、近年では宅配事業者や電力会社等の異業種によるリペア・サービスの提供が挙げられる。ここには、4)の修理保証会社との連携によってあらかじめ一定の補償料を徴収した上でのサービス提供も含まれる。

2. リペアの推進における課題の整理

本調査では、今後我が国においてリペアの推進による製品の長寿命化・廃棄物発生抑制を進めるための課題について整理するため、修理業やリユース業の業界団体及びメーカーへのヒアリングを行った。下記はヒアリングから得られたリペアの推進における課題である。

図表 15 ヒアリングから得られた課題

| 課題分類 | | ヒアリングから得られた課題 |
|------------|-------------------------------|---|
| メーカー・販売事業者 | 部品の入手可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 家電製品及び情報機器について、リペア促進における最大の課題は部品の入手可能性であるとの指摘が聞かれた。これは、<u>メーカーからの純正部品の供給の問題と長期にわたる補修部品の保管の問題</u>がある。特に、部品の保管期間については過去には行政指導が行われていたものの、現状では自主規制となっており、保有年数が短期化しているとの指摘もあった。 ● 一方で、メーカー側の事情としては、部品の海外調達が増加しており、製品の生産終了後に補修部品を発注することは難しくなった事情もある。また、修理用部品の保有にかかるコスト低減の必要性から、基幹部品以外の部品は保有しない実態もあることが分かった。 ● さらに、<u>製品技術の進展により、補修部品を長期にわたって作り続けることには限界があるとの声も聞かれた。</u> |
| | 修理体制が不十分な事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 近年では、家電製品や情報機器の輸入品の販売が増加しているが、こうした事業者の中には、<u>補修部品を保有せず、修理体制を持たずに製品を販売する者もみられる。</u>こうした新興事業者との競争を余儀なくされると、<u>従来のメーカー等においても修理サービス体制を維持することが厳しくなることが指摘された。</u> |
| | 商品開発の潮流に左右されるリペア市場（リペア産業の成長性） | <ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォン普及に伴って、一旦はリペア・サービスの市場が伸びたが、こうした市場は<u>新製品の市場動向によって大きく左右される</u>との声も聞かれた。 ● <u>修理業とは新製品の開発動向を後追いする動きにならざるを得ない</u>との声も聞かれ、将来の成長においても、IOT等の様々な動向を踏まえ、どのようなプロセスで修理ニーズが発生するかを見極めなければならない状況が伺われた。 |
| 国内のリペア体制 | リペアに要するコスト | <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省の携帯電話・スマートフォンの<u>登録修理業者制度では、対象の機種ごとに新たな登録が必要な仕組み</u>となっており修理事業者のコスト負担が大きいとの声も聞かれた。 ● リペアは<u>補修部品の在庫を抱える必要があるため、製品価格が安価で、品目ごとの流通量が少ないものは、コスト負担が大きく事業性が低い</u>との声が聞かれた。 ● 家電メーカーは、これまで、部品販売スキームの未確立、著作権・品質情報流出への危惧、特殊な機材や技術が必要であること等を理由に、<u>自社系列以外の修理会社には修理させない傾向があったが、それによって結果的にリペア・サービスが高コスト体質</u>となっているとの指摘があった。 ● <u>製品の高度機能化によって、最近では基盤を一式交換する必要があるケースもあること、製品機種が多様化、モデルチェンジの増加で保管すべき部品が増加したことにより、部品に関わるコストが増加している</u>との指摘があった。 |
| | メーカー主導で行われてきたリペア体制の限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 従来の家電修理は、主に大手総合家電メーカーが各地に修理エンジニアを配置して修理ネットワークを構築してきたが、近年は修 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|---|
| | 界（主に家電業界） | <p>理体制の統廃合や外注化を進めており、競争環境の変化によって大手メーカーもサービス体制を軽減せざるを得ない状況であるとの指摘があった。</p> |
| | 修理技術者の高齢化 | <ul style="list-style-type: none"> ● メーカー主導の修理体制が軽減されることで、修理を手掛けられるエンジニア層の高齢化が進み、若手人材が育っていないことが課題との指摘があった。 |
| 消費者視点 | リペア依頼先が分からない、修理難民の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品のネット販売の増加に伴い、製品の故障時にどこに修理を依頼すればよいか分からないケースが増えているとの指摘があった。ネット販売の場合には、販売店と消費者が地理的に離れるため、出張での修理サービスが難しくなることや、ネット上での出店者の廃業等の理由で問い合わせ先が不明となることが理由と考えられる。 |
| | リペアよりも新品購入を選択する消費者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 製品価格の低下、製品の機能向上、デザイン性向上、省エネ性向上等により修理よりも新品購入を選択する消費者が多い。 ● 家電製品の場合、修理保証の切れた製品の修理見積もりを依頼した後、50%の消費者は修理依頼をキャンセルし、買い替えを選択しているとの指摘もあった。 |
| | 修理サービスに対する消費者の期待値の上昇（利便性志向） | <ul style="list-style-type: none"> ● 宅配業等、消費者にとって利便性の高いサービスが普及していることから、修理業者に対しても過剰な要求（到着時間、所要時間等）をする消費者が増加しているとの声も聞かれた。 |
| | 修理による長期使用の妥当性・合理性の判断の難しさ | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者にとって、修理することであと何年寿命が延びるかが分からない。新商品の省エネ性能も向上し、買い替えた方が環境に良いという考え方もある。修理の判断が適切かどうかは、機器の特性、故障内容、使用環境によって様々であり、正しい情報を消費者に提供することが必要との意見が聞かれた。 |
| | 製品の品質、無許可事業者（修理に関連した許可制度がある場合）の問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特に携帯電話の修理については、電波法に基づく修理事業者の登録制度があるが、実際には無許可の修理事業者もみられるとの指摘があった。 ● 修理ビジネスへの新たな業態参入もみられるが、エンジニアの人材不足やスキル不足が課題となっていることや、修理業者の中には出張料、点検料だけを目的にして、実際は修理能力のない業者も見受けられるとの指摘があった。 |
| | 正規部品以外の部品を用いたリペアによる製品安全性の問題 | <ul style="list-style-type: none"> ● メーカー側が部品供給を制限することにより正規部品以外の部品を用いたリペアが行われ、修理品質の担保が出来ない実態があるとの指摘があった。 |
| 輸出関連 | 故障品の海外輸出による利用実態が不明（Eウェイストの懸念） | <ul style="list-style-type: none"> ● PC、スマートフォンなどは、壊れた状態でも有価で買い取りされ海外輸出に回ることが多いとの情報が聞かれた。この場合、市場取引となるために製品のトレーサビリティは確保されないが、海外でのEウェイスト問題につながっていないか懸念の声が聞かれた。 |

3. 諸外国におけるリペア促進施策

EU サーキュラー・エコノミー・パッケージでは、リユース及びリペアの促進の必要性が強調されており、欧州各国においてもリユース・リペア促進施策が進められている。本調査では、我が国の施策検討の参考となるような EU・各国の施策及びリペア関連事業者等の取組事例についてインターネット上の情報を整理した。

(1) EU におけるリユース・リペア促進政策

1) EU 全体のリユース・リペアの促進に向けた施策の実施方針

① リユース・リペア促進の背景

サーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現に向けた EU 共通の枠組み構築を目的として、欧州委員会が策定した「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」（2015 年 12 月採択）では、廃棄物の発生抑制手段としてリユースを推進する重要性が述べられた。

また、サーキュラー・エコノミーの実現に向けた行動指針をまとめたアクションプラン‘Closing the loop – An EU Action plan for the Circular Economy’（2015 年）では、リユースおよびリペアについては、環境政策の文脈のみならず、雇用・社会福祉政策の文脈からもその重要性が指摘されている。これは、リユース・リペアに関連する業には労働集約的なものが多いことから、リユースおよびリペアの促進が、雇用および社会福祉分野の問題の対策（就業率の改善、職業訓練機会の提供、所得の改善等）にも繋がるものと位置付けられているためである。

② リユース・リペア促進を目的とした具体的施策

「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」におけるアクションプランでは、リユース・リペアの促進に向けた具体的施策として、以下に示す施策の実施が明記・奨励された。

- エコデザイン指令における製品要求事項にリペア可能性等（特に、スペアパーツやリペアマニュアルの入手可能性に関する要求事項）を追加
- EU 廃棄物指令におけるリユース促進のための新たなルールの提案
- リユース・リペアを阻害する行為等を察知する独立した検査プログラムの実施

2) リユース・リペア促進に向けた EU 加盟各国における減税政策

① EU 各国における減税政策の例

RREUSE（欧州でリユース・リペア・リサイクルを実施する社会的企業の団体）のレポート（2017年9月）⁴によれば、EU 全体のリユース・リペア促進の流れを踏まえ、EU 加盟各国は以下に示すリユース・リペアの促進を目的とした減税政策を実施している。

なお、アクションプラン上の記載と同様、政策目的として、環境保全のみならず雇用問題等への対策を挙げる事例が複数見られる。

i) リペアの促進に関する減税政策

| 実施国名 | 内容 |
|---|--|
| アイルランド、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、スロベニア、フィンランド、スウェーデン | 自転車、靴、革製品の軽微な修理サービスにおける付加価値税(VAT)の減税 |
| スウェーデン | 大型家電の修理に係る人件費の 50%分の減税を受けることが可能となる。減税対象となるサービスは、ただし、家電の所有者の家で、プロによる修理を行なう場合に限られる。 ※上限：25,000 クローネ/年。（約 34.3 万円） 65 歳以上の人物の場合は 50,000 クローネ/年（約 68.5 万円） |
| オーストリア | 自転車・バイク・靴・革製品・家電の修理における人件費の 50%分の減税を受けることが可能となる法案が、2017 年 1 月に提出。 ※上限：600 ユーロ/年・人（約 8.3 万円） ※同様の制度がグラーツ市にて 2016 年 1 月から開始済み。上限は 100 ユーロ/年・世帯（約 1.3 万円） |

出典) RREUSE, 'Reduced taxation to support re-use and repair' (2017 年)

ii) リユースの促進に関する減税政策

| 実施国名 | 内容 |
|------|---|
| フランス | 社会的企業 (social enterprise) による使用済製品の回収サービス・リユース品の販売を、付加価値税 (VAT) の対象外とする。 【理由】同サービスの実施が障害者の雇用に直結するため。 |
| ベルギー | 社会的企業が実施するリユースおよびリユースの準備 (preparing for reuse) に関するサービスの付加価値税 (VAT) の減税 (12%→6%)。 【理由】同ビジネスの実施が、社会的弱者への雇用、職業訓練、社会参画の機会を提供すると考えられるため。 |
| 英国 | チャリティー団体、または全ての収益をチャリティー目的で寄付ことをと誓約した個人・企業が、寄付品をチャリティー目的で販売する際、収益に対する付加価値税 (VAT) が免除される。 |
| スペイン | 後援法の定めにより、使用済物品を含む資産をチャリティーに寄付した場合、減税を受けることが可能となる。新品と使用済物品は制度上区別しない。 |

出典) RREUSE, 'Reduced taxation to support re-use and repair' (2017 年)

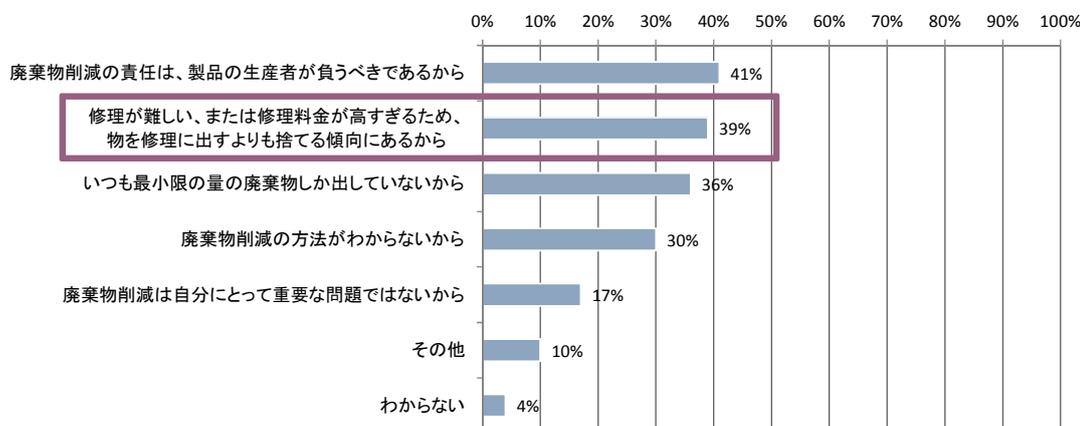
⁴ RREUSE, 'Reduced taxation to support re-use and repair', 2017 年 9 月 3 日、P.1

3) リユース・リペア促進における修理価格低減の重要性

リユースされた物品および修理サービスの価格は、リユース・リペアを促進するにあたっての障害の1つとなっている。

例えば、欧州委員会が一般家庭向けに実施した調査（2013年12月実施）によれば、EU域内の一般家庭のうち、家庭から排出される廃棄物を減らすための行動を何ら取っていないと回答した家庭（全体の7%）の39%が、取組を実施しない理由の1つとして「修理が難しい、または修理料金が高すぎるため、物を修理に出すよりも捨てる傾向にあるから」を選択した⁵。なお、年代別に見ると、25歳～39歳では同理由を選択する割合が特に高く、50%でとなっている⁶。

図表 16 家庭から出る廃棄物の削減のために取組を実施しない理由（N=約1,860）



出典) European Commission (2014.6), Flash Eurobarometer 388, 'Attitudes of Europeans Towards Waste Management and Resource Efficiency', P.24

注) 回答者は、欧州委員会が実施した一般家庭向け調査への回答者全体（26,595名）のうち、「家庭から出る廃棄物の削減のために何ら取組を行っていない」と回答した7%（約1860名）。

(2) ベルギーフランドラス州におけるリユース・リペア促進施策

ベルギーフランドラス州では、廃棄物管理計画（"Uitvoeringsplan huishoudelijk afval en gelijkaardig bedrijfsafval"（家庭系廃棄物及び同種の産業廃棄物に関する実施計画）、公共廃棄物局（OVAM）2016年）において、廃棄物の発生抑制を目的としたリユース施策の重要性を説いた上、リユース・センターを拠点とした使用済み製品のリユース・リペア促進施策の実施計画を盛り込んでいる。ここでは、同州におけるリユース・センターでの取組を中心に、リユース・リペア促進施策について整理する。

⁵ European Commission (2014.6), Flash Eurobarometer 388, 'Attitudes of Europeans Towards Waste Management and Resource Efficiency', P.24

⁶ 同上, P.27

1) リユース・リペア推進の目的

ベルギーフランドラス州では、「家庭系廃棄物の適切な管理に関する履行計画 2008～2015 年」(2007 年) ("Milieuverantwoord beheer van huishoudelijk afval 2008-2015") の中で、2015 年までに 1 人あたり 5 キログラムのリユースの実施目標を設けており、同州の廃棄物管理計画において、これをほぼ達成したと報告している⁷。

現在は、2022 年までに、リユース率(使用済製品の回収量/製品の販売量によって算出)を最低でも 50%とし、かつ 1 人あたり 7 キログラムのリユースを実施する目標を達成すべく、リユース・センター等の施設を中心として、リユースの推進に取り組んでいる⁸。

2) リユース・センターの概要

① 背景・目的

リユース・センターは、活動の柱として以下の 3 点を掲げている⁹。

- 1) 廃棄物発生量の削減による環境保護
- 2) 長期間にわたる失職者等に対する就労機会の提供
- 3) 高品質・低価格の製品を販売することによる社会福祉

② 組織の概要

リユース・センターは、フランドラス州に計 31 か所存在し、そのうち 29 か所は非営利組織によって運営され、残り 2 箇所は委託を受けた協会等が運営している¹⁰。

各地のリユース・センターは、非営利組織である KOMOSIE (Koepel van Milieuondernemers in de Sociale Economie、ソーシャル・エコノミーに関する環境企業連合) に所属し、KOMOSIE は「(3) 行政機関、企業等の役割」で示す様々な支援を各センターに対して実施している。なお、KOMOSIE はリユースの促進のほか、食品廃棄物の削減や、低所得家庭向けの省エネサービスにおける社会的弱者の雇用にも取り組んでいる¹¹。

⁷ 公共廃棄物局 (OVAM)、廃棄物管理計画 ('Uitvoeringsplan huishoudelijk afval en gelijkaardig bedrijfsafval'), 2016 年 10 月, P.50

⁸ 同上

⁹ KOMOSIE, 'Reuse Centre Network in Flanders - Stakeholder relationships', 2014 年, P.4

¹⁰ 公共廃棄物局 (OVAM)、2014、フランドラス州 リユース・センター 2012 年度版フォローアップレポート ('De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opvolgingsverslag 2012'), 2014 年, P.9

¹¹ KOMOSIE ウェブサイト 'Thema's' http://www.komosie.be/ko/themas_29.aspx (最終閲覧日: 2018 年 3 月 19 日)

③ 財源

リユース・センターの主な財源は、事業収入と行政等からの補助金である。2012年度には収入の合計がはじめて1億ユーロを越えており、うち50%強（約5,256万ユーロ）が自らの事業（修理済み製品の販売等）による営業利益、50%弱（約4,618万ユーロ）が行政機関等による補助金等によるものであった¹²。

④ 対象品目

対象品目としては、家具、日用品、繊維、娯楽用品、電機電子廃棄物（WEEE、白物家電・テレビモニター等を含む）等、多岐にわたる（2012年度実績）¹³。

⑤ 主な活動

リユース・センターの主な活動としては以下が挙げられる。ただし、全てのセンターが以下の全ての活動を実施しているわけではなく、実施活動の内容はセンターによって異なる¹⁴。

i) 回収・分別

使用済製品の回収方法は、回収品目およびセンターによって異なる。

例えば、WEEE（電機電子廃棄物）の回収は、WEEEの適正な回収・処理を促進する非営利団体であるRecupelが認証する経路（小売店舗、回収用コンテナ等）を通して回収される。各回収方法の割合を見ると、回収量全体のうち持ち込み物品の回収（市街に設置されたコンテナ等への持ち込み）の割合は約59%、訪問回収の割合は約33%であった（2012年実績）¹⁵。

また、公共廃棄物局（OVAM）の報告¹⁶によれば、リユース・センターには、センター側の需要に合う物品のみを選別して回収するタイプと、回収拠点に持ち込まれた物品を無差別に回収するタイプの2種類が存在するとされる。

ii) 修理¹⁷

リユース・センターでは、回収・分別した使用済物品の修理を実施しており、修理内容は品目およびセンターによって異なる。

例えば、WEEE（電機電子廃棄物）の修理の際には、一定のガイドラインの内容に基づいて修理および試験が行なわれる。また、有害物質を含まない製品（革製品・木製品等）について、単純な修理のみだけでなく、リユース品のデザイン制作を施すセンターも存在する。

¹² 同上、P.31 Table13

¹³ 公共廃棄物局（OVAM）、2014、フランダース州 リユース・センター 2012年度版フォローアップレポート（'De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opvolgingsverslag 2012'）、2014年、P.28 Table 12

¹⁴ 公共廃棄物局（OVAM）、'Re-use centres in Flanders - 20 years of experience'、2016年、P.10-11

¹⁵ 公共廃棄物局（OVAM）、2014、フランダース州 リユース・センター 2012年度版フォローアップレポート（'De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opvolgingsverslag 2012'）、2014年、P.19 Figure 3

¹⁶ 公共廃棄物局（OVAM）、'Re-use centres in Flanders - 20 years of experience'、2016年、P.10-11

¹⁷ 同上

iii) 販売¹⁸

リユース・センターで回収・分別・修理等を経て、物品はリユースショップで販売される。販売される物品には品質保証およびイメージ向上の目的で統一のラベルが貼付されている。

図表 17 リユース・センターで修理された製品の統一ラベル



出典) 公共廃棄物局 (OVAM) , ‘Re-use centres in Flanders -20 years of experience’ , P.13

3) リユース・センターの活動に対する支援

OVAM (フランダース地方の廃棄物担当機関)、各エリアの地方自治体、リユース・センターの取りまとめ機関である KOMOSIE 等の機関が、リユース・センターの活動を補助金の付与、許可等の付与、ネットワーキングの実施等の様々な形で支援している。

図表 18 リユース・センターの活動に対する支援内容 (主体別)

| 主体 | 財政面での支援 | 許可・認証の付与 | 広報・ネットワーキング | その他 |
|---------------|---|---|---|---|
| OVAM (公共廃棄物局) | <ul style="list-style-type: none"> リユース不可能な部分の埋立の減税 サービスの質の向上等を目的とした拠出金 (93万ユーロ/年、2015年時点) KOMOSIE に対する拠出金 | <ul style="list-style-type: none"> リユースセンターの認証 | <ul style="list-style-type: none"> 啓発キャンペーンの実施 ネットワーク形成支援 | <ul style="list-style-type: none"> 各センターの活動のモニター・レポートの公表 (KOMOSIE と共同実施) |
| 地方自治体 | <ul style="list-style-type: none"> 回収費の補助 (100~150ユーロ/トン) | <ul style="list-style-type: none"> 回収スキーム、ごみ回収場所へのアクセスに関する合意 | <ul style="list-style-type: none"> リユース・センターの活動に関する地域内広報 | <ul style="list-style-type: none"> 雇用政策・社会福祉的政策の実施による後押し |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> 社会的活動に対する付加価値税 (VAT) の減税 (21%→6%) サービスの質の向上等を目的とした拠出金 | - | - | - |
| KOMOSIE | - | - | <ul style="list-style-type: none"> センター間の情報交換 | <ul style="list-style-type: none"> 各センターの能力向上支援 各センターの取組のモニ |

¹⁸同上

| | | | | |
|--|--|--|--|-------------------------------------|
| | | | | ター・報告方法 の標準化 (OVAM と共 同実施) |
|--|--|--|--|-------------------------------------|

出典) 公共廃棄物局 (OVAM) , 'Re-use centres in Flanders - 20 years of experience' (2016 年) より三菱 UFJ リサーチ&コンサル
ティング作成

なお、リユース・センターの取りまとめ組織である KOMOSIE の報告資料¹⁹によれば、2014 年時点では企業の役割は特に規定されていないが、近年、持続可能なサービスに対する企業側の関心の高まりを踏まえ、企業との連携のフレームワークの設立が必要とされている。

4) 実績

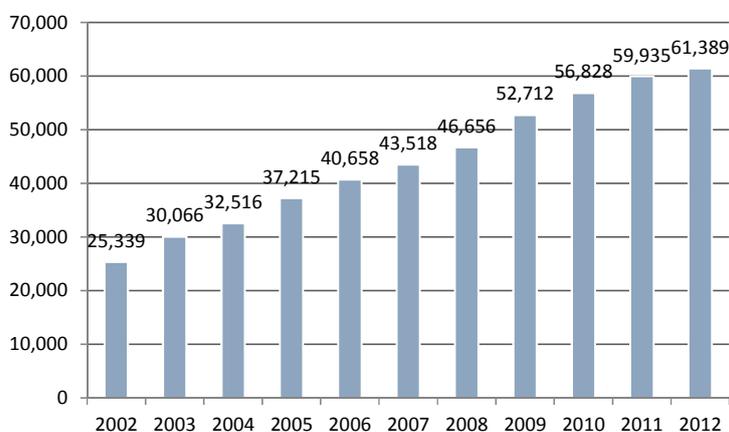
① 回収量

i) 全体の回収量および回収量増加率

使用済製品の回収量は年々増加しており、2002 年時点では 25,339 トンであったが、2012 年度には 61,389 トンと、10 年間で 58.7%増加している。

ただし、回収量の増加率は年を追うごとに低減しており、かつては 7%程度であったが、2010 年から 2011 年にかけては 5.5%、2011 年から 2012 年にかけては 2.5%となった²⁰

図表 19 使用済製品の回収量の推移 (2002 年～2012 年) (単位: トン)



出典) 公共廃棄物局 (OVAM)、2014、フランダース州 リユース・センター 2012 年度版フォローアップレ
ポート ('De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opvolgingsverslag 2012') , 2014 年, P.17 Figuur 1

ii) 回収品目ごとの回収量

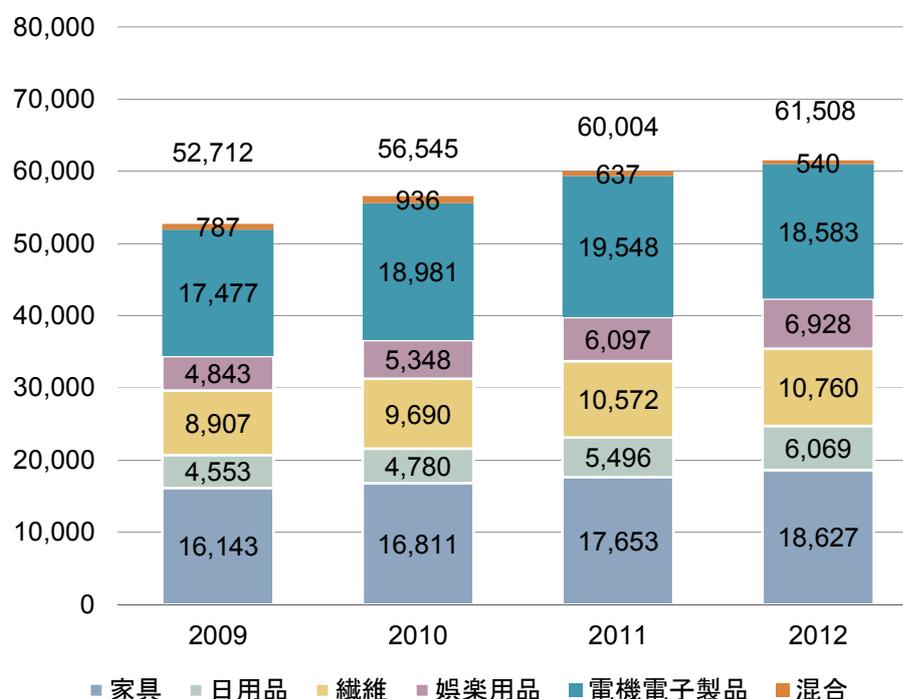
品目別に回収量を見ると、2012 年度においては、61,508 トンの回収物品のうち、特に割合が

¹⁹ KOMOSIE , 'Reuse Centre Network in Flanders - Stakeholder relationships', 2014 年, P.25

²⁰ 公共廃棄物局 (OVAM) , 2014、フランダース州 リユース・センター 2012 年度版フォローアップレポート ('De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opvolgingsverslag 2012') , 2014 年, P.17-18

大きいのは「家具」(18,583 トン、30.3%) および「電子電機製品」(15,583 トン、30.2%) であり、「繊維」(10,760 トン、17.5%)、「娯楽用品」(6,928 トン、11.3%)、「日用品」(6,069 トン、9.9%)、「混合」(540 トン、0.9%) と続く。

図表 20 品目別回収量の推移 (2009 年～2012 年) (単位：トン)



出典) 公共廃棄物局 (OVAM)、2014、フランダース州 リユース・センター 2012 年度版フォローアップレポート (‘De kringloopcentra in het Vlaamse Gewest Opgvolgingsverslag 2012’) , 2014 年, P.18 Figuur 3

② 資金調達

2012 年度の事業に伴う利益は約 1 億 200 万ユーロであり、うち約 5,200 万ユーロ (約 51%) を事業収益 (修理した物品の販売による収益等) が占める。次に多いのが補助金であり、4,600 万ユーロ (約 45%) である。

図表 21 リユース・センターの事業に伴う営業利益とその内訳 (2012 年実績)

| | 営業利益 (千ユーロ) | 合計額に占める割合 |
|--------|-------------|-----------|
| 収益 | 52,560 | 51% |
| 在庫変化 | 241 | 0% |
| 固定資産 | 47 | 0% |
| 補助金 | 46,188 | 45% |
| その他の収益 | 2,991 | 3% |
| 合計 | 102,027 | 99% |

出典) KOMOSIE , Reuse Centre Network in Flanders - Stakeholder relationships’ , 2014 年, P.35 Table13 より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(3) 海外民間事業者におけるリペア促進の取組事例

諸外国では、政府によるリユース・リペア促進施策とは別に、消費者のリペアへのニーズに対応するための民間事業者等による様々な取組がみられる。ここでは、地域コミュニティに根差したリペアネットワークの構築に取り組む民間活動として Repair Café（蘭）及び Restart Project（英）を紹介する。さらに、インターネットを活用して消費者のリペアへのニーズに応えるための部品の流通や修理に必要な情報提供に取り組む事業者として、iFixit（米）及び Free ICT Europe Foundation(FIE)（欧州）を紹介する。これらの取組はいずれも、消費者のリペアする権利（right to repair）を主張する社会的なムーブメントが背景となっていることが考えられる。

1) 地域におけるリペアネットワーク構築

電気機器等の製品が故障した際の消費者のリペアへのニーズに対応するには、地域毎にリペアネットワークが整備されていることが望ましいが、実際には製品リペアに関する専門知識やスキルを有し、地理的・経済的な条件を満たし、かつ消費者が信頼できる修理業者を見つけることは容易ではない。こうしたリペア・サービスの実態と消費者ニーズとのギャップを埋めることを目的として、コミュニティに根差した草の根活動が生まれ、賛同する各地域の民間団体によって広がりを見せている²¹。

図表 22 地域におけるリペアネットワーク構築の取組事例

| イニシアティブ名 | 取組概要 |
|----------------------------------|--|
| Restart Project（英） ²² | 2013年に設立された認定チャリティ法人（CIO）。ロンドンを中心に各地で、リペアのソーシャルイベント「リスタート・パーティー」を運営。イベント・ホスト及びエンジニアのボランティアを集め、主に小型家電を対象として、リペアに必要な情報を提供し、必要な道具、スペア部品、説明書を示し、リペアのスキルを教える。イベントを通して、買い替えでなくリペアすることの価値の普及活動を行っている。イベントの参加は無料、同団体は複数の地方自治体からの支援・資金提供を受けて活動。 |
| Repair Café（蘭） ²³ | 2009年にオランダの女性が始めた活動。消費者自身による製品リペアを支援するための場を提供。世界中に1300か所の拠点あり。 |

2) リペアのための部品や情報の流通

情報機器等を自身でリペアしたいという消費者を対象に、中古部品のリユース販売や修理マニュアルの作成・販売を行う起業家や団体が生まれている。これらの事業はインターネットを通じて影響力を増しており、パソコン等のメーカー側にも影響力を及ぼすムーブメントとなっている。

²¹ 参考文献として、Cole, C. Gnanapragasam, A. , 2017, 'Community repair: enabling repair as part of the movement towards a circular economy'<http://irep.ntu.ac.uk/id/eprint/30462/>

²² <https://therestartproject.org/>

²³ <https://repaircafe.org/>

図表 23 リペアのための部品販売や情報の流通事業の事例

| 事業者名 | 取組概要 |
|---|--|
| iFixit (米) ²⁴ | 2003年にアメリカの学生がPC修理をきっかけに始めた事業。古いPCを購入・分解して部品を販売することに加え、修理マニュアルを制作して無料で公表したことが反響を呼んで拡大。web上で修理マニュアルの提供(約3万種類)、リペア部品の販売をする他、各社のタブレットや携帯電話の修理可能性(reparability)を評価・格付け、メーカーの製品設計における修理可能性向上への協力も行う。米カリフォルニア、独シュトゥットガルトに拠点。ネット販売は、米、欧州、カナダ、オーストラリアを対象とする。 |
| Free ICT Europe Foundation(FIE) (欧州) ²⁵ | IT機器の二次製品市場における「サポート、リペア、再販の自由」の維持を目的とした業界組織。修理に必要な情報提供等について、メーカーとの交渉、EUの政策へのロビー活動を通して、リペアの障壁の改善に取り組む。 |

²⁴ <https://www.ifixit.com/>

²⁵ <http://www.free-ict-europe.eu/>

4. 考えられるリペア促進政策

これまでの調査結果を踏まえ、リペア促進のために考えられる政策を下記の通り列挙する。今後、循環型社会形成政策において、リペア促進策をどのように位置付けるか、欧州において推奨されているリペア可能性（reparability）を環境配慮設計の要素として位置付けることが適切かといった政策全般における検討を含めて、個々の施策の実効性や効果を踏まえた検討が必要である。

■メーカーに対するリペア促進施策

- リペアに必要な部品が汎用品ではなくメーカー正規品であるような製品については、リペアの促進のために補修用の部品の流通を促進する施策が考えられる。同様に、リペアに必要な情報をメーカーが保有している場合には、適切な情報開示を促す施策が考えられる。
- 製品のリペアが補修部品の不足によって阻害されるような製品については、補修部品の保管期限が確保され、適切な場合には保管期限を伸長するような施策が考えられる。
- 修理体制が未整備な状態で販売されている製品については、当該メーカー又は販売事業者の対応状況について、実態把握を進めることが考えられる。

■修理事業者の活動促進

- リペアの促進には、各地域のニーズに応じた形で修理事業者が発展することが必要との認識のもと、市場の変化に対応した各地域におけるリペアネットワークの構築を促進するような施策が考えられる。
- 日本におけるリペアを促進するためには、リペアに必要な人材の育成、リペアスキルの向上が必要であるとの認識のもと、修理技術・ノウハウの向上促進や人材育成の施策が考えられる。

■消費者のリペア促進

- 消費者にとってはリペアにかかる費用が一つの阻害要因となっていることを踏まえ、リペアのコスト削減につながるような取組（例えば、IT の活用等）を支援する施策が考えられる。
- 消費者が製品のリペアにおいて正しい判断（例えば、新製品との買い替えとの比較においてどちらが環境負荷を低減できるか、長期的にみてどちらが経済的か）を促進するための情報提供を推進していく施策が考えられる。
- 欧州におけるリペア促進のための減税施策等を参考に、リペアを促進するための経済的手法も考えられる²⁶。

■資源循環システム

- 製品がリユースに適しているのか使用済み製品としてリサイクルすべきかといった境界線は容易に判断できない場合があることを踏まえ、リユース、リペア、リサイクルの一体的

²⁶環境省が実施している設備の高効率化改修支援モデル事業には、延床面積の適用基準があり、一定規模以上の規模が対象となっているが、ヒアリング調査では、実際には小規模ビルにおける空調機利用のエネルギー消費には削減の余地があり、改修ニーズが大きいことから、適用基準の拡大を期待する声も聞かれた。

な製品の引き取りによって、資源の有効利用を促進するためのシステムを検討することが考えられる。

■適正処理対策

- リユースやリペアを目的として故障した製品が海外に有価物として輸出され取引される実態があることを踏まえ、それらの製品が適切にリペア・リユースされているのかといった実態調査が考えられる。

第2章 遺品整理サービスを取り巻く動向調査

1. 調査目的

高齢化社会の進展を踏まえて、遺品整理サービスに対する社会的なニーズが高まっている。遺品整理サービスは、故人が生前に使用していた物を相続人に代わり整理するサービスであり、明確な定義は確認されないが、形見品と処分品に分け、家屋等の清掃を行い、形見品は相続人のもとに届け、処分品はリユース品として売却または廃棄物として処分するまでをサービス範囲としている例が多く確認される。

ここで、循環型社会形成のためには、処分品のうち、まだ使用できるものについては、相続人の了解を得た上で適切にリユースしていくことが望まれる。また、生活環境の保全の観点からは、遺品整理時に発生する廃棄物は一般廃棄物として適正に処理されるべきであるが、不適正な取扱いがなされた事例もあり、また、消費者保護の観点からは、適切なサービスが提供されず消費者とトラブルが生じている事例も確認されている。

遺品整理業・遺品整理サービスについて、実際に提供されているサービス内容等について把握・整理するとともに、循環型社会形成、生活環境の保全、消費者の保護の観点で必要な事項等について整理することを目的とする。

2. 調査結果概要

(1) 遺品整理サービスの現状

1) 遺品整理サービスの概要

① 遺品整理サービス・事業の範囲

- 高齢化社会の進展を踏まえて、遺品整理サービスに対する需要が高まっているとの報告もある。遺品整理は、遠方に住んでいる等の理由により、遺族（相続人）が故人の家屋等の片付けを依頼するものであり、近年さまざまな業態（廃棄物処理業、リユース業、引越業など）から遺品整理サービスを開始する事業者が増えている。
- 遺品整理サービスの厳密な定義は確認されていない。事業者²⁷によれば、「故人が生前に使用していた物を遺族の代わりに形見品と処分品に分け、形見品は遺族のもとに届け、処分品は責任をもって処分する」と表現しており、仕分け、梱包、搬出、処分、軽清掃としている。
- 阿部²⁸は、以下の7つの段階に遺品整理業務を整理している。

²⁷ リリーフ代表取締役社長 赤澤健一「2013NEW 環境展祈念セミナー 講座 10 遺品整理業におけるコンプライアンスと新規参入のポイント」より

²⁸ 阿部鋼「遺品整理コンプライアンス ―違法行為をしないために― 遺品整理に関する法制度と課題」（2015、株式会社クリエイティブ日報）

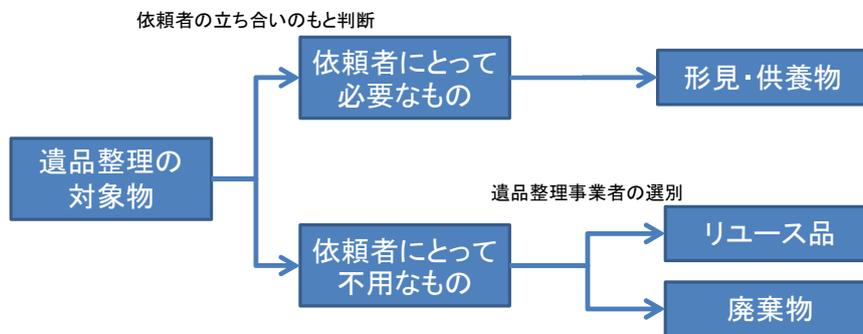
図表 24 遺品整理業務の内容（例）

- ① 孤立死（孤独死）の発生（相続の開始）
- ② 遺品整理業務の依頼（遺品整理契約の締結）
- ③ 形見（遺族の保管物）と処分品（古物としての売却物及び廃棄物としての不要物）との遺品の分類（遺品分類）
- ④ 遺品のうち古物の売却（古物売却）
- ⑤ 遺品のうち廃棄物の処理の委託（家庭系廃棄物処理）
- ⑥ 形見の引き渡しと部屋の清掃
- ⑦ 買い取った古物のうち、事業者の不要物の廃棄（事業系廃棄物処理）

注) 廃棄物処理法上、民法上の問題にスポットを当て、業者による、動産の適法な整理行為の確保という問題意識から、整理されたもの。

出典) 阿部鋼「遺品整理コンプライアンス - 違法行為をしないために - 遺品整理に関する法制度と課題」(2015、株式会社クリエイト日報)

図表 25 遺品整理サービスでの分類フロー



② 遺品整理サービスの費用

- 遺品整理サービスに関する料金の目安を、ウェブサイト等で示している事業者も多い。多くは部屋の間取り（≒家屋の広さ）によって示されており、例えば、1Kの広さで4万円から、3LDKの広さで20万円からという相場が示されている（図表 26）。また、事業者によっては同じ間取りであっても数倍～10数倍と幅がある。

図表 26 遺品整理に要する費用の目安（例1）

| 広さ | 作業員 | 料金 |
|------|-----|-----------|
| 1K | 2名 | ¥40,000～ |
| 1DK | 2名 | ¥60,000～ |
| 1LDK | 3名 | ¥80,000～ |
| 2DK | 3名 | ¥120,000～ |
| 2LDK | 4名 | ¥150,000～ |
| 3DK | 5名 | ¥180,000～ |
| 3LDK | 6名 | ¥200,000～ |

出典) A社ウェブサイトより

- 遺品整理に要する見積金額の算定の考え方として、①作業員人件費、②廃棄物処理費用、③リユース品買取費（見積から減額させる）、④その他の項目に分けられる（図表 27）
- ①作業員人件費について、作業員人数は、例えば、1Kで2名、3LDKで6名などの目安が示されている。

図表 27 遺品整理に要する見積金額算定の考え方（例）

| 項目 | 細目 | 備考 |
|------------------------|---|-------------------------------|
| ①作業員人件費 | 家屋内片付け・清掃の作業員人件費 | 家屋の広さ、家財量、作業時間などで異なり、下見の上で見積。 |
| ②廃棄物処理費用 ^{※1} | 廃棄物の運搬トラック・車両代 | 廃棄物量によってトラック台数は決まる |
| | 収集運搬に要する人件費 | 通常トラック1台あたり1～2名 |
| | 処理費 | 廃棄物量に応じて、当該市町村の処理単価を乗じて算出 |
| ③リユース品買取 | リユース品の買取費用 | 見積から買取り費用を差し引く（ゼロ円の場合もあり） |
| ④その他 | 諸経費・一般管理費 特殊清掃費、内装撤去費、供養品取扱、家電リサイクル法対象品目 | 事業者によって異なる |

※1：②廃棄物処理費用は、遺品整理事業者が一般廃棄物収集・運搬の許可を有している場合。有していない場合には、一般廃棄物収集・運搬の許可を有している事業者の見積に基づく。

出典) 遺品整理事業者へのインタビュー、ウェブサイト等をもとに作成

③ 整理対象となる退蔵物について

（整理対象となる退蔵物について）

- まず、依頼者（相続人等）にとって、必要なもの、不要なものの仕分けを行う。ここで、必要なものとは、貴重品、重要書類、思い出の物・形見などとなり、事業者インタビューからは「1件あたりの作業で段ボール数箱分程度」とのことであり、依頼者が遠方に住んでいる場合など特に少なくなる傾向にあるとのことであった。
- また、「3DKのマンションを想定すると、25～30立米、1～1.5トンくらいが目安」、「1軒屋（延べ床120～130平米）の広さで4トントラック6台分くらい、6～7トンが目安」といったことであった。

（高齢世帯における退蔵物について）

- 高齢世帯における退蔵物の実態について、既往の研究²⁹によれば「77.6%もの高齢世帯が少なくとも1つ以上の退蔵物を保有しており、多岐にわたる品目の退蔵」と報告されている。
- また、「高齢世帯では、“もったいない意識”が強いことと、子どもの独立等により住居内スペースに余裕が生まれることを背景に、退蔵する理由はそれ以外の世帯と異なること」、「品目によっては、体力的に厳しいことから、家族の合意が必要等の理由もあり、高齢世帯が多岐にわたる品目を退蔵すること」が報告されている。

²⁹ 鈴木慎也ほか「高齢世帯における「退蔵物」の実態に関する研究」（廃棄物資源循環学会誌、VOL28、NO3、pp200-209）

2) 遺品整理サービスの連携事例

- 遺品整理の依頼者は、ウェブサイト等で自ら遺品整理業を探して依頼する人に加えて、不動産業、葬祭業、弁護士・行政書士等の士業、生活協同組合・コープ等から紹介を受けて依頼するケースも多い。
- 小売業においても、「暮らしのサポート」という観点で、終活にもスポットを当て、生前・遺品整理サービスの展開を行っている事例がある

3) 遺品整理サービス業とのトラブル

- 遺品整理サービスを取り巻く課題・トラブルとしては、料金トラブル、形見・財産の不適切な取扱い、廃棄物の不適切な取扱いなどが報告されている。
- これらのトラブルを防止するためには、適切な事業者を選定することが重要となる。例えば、終活、生前整理の際に、依頼すべき遺品整理サービス業者といった視点を紹介することでもトラブルの予防になる可能性がある。

図表 28 遺品整理サービスに関連する主なトラブル例

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| ①料金トラブル | ○下見・見積等を行わず、作業終了後に高額な請求を行う。 ○依頼人の承諾を得ずに、見積時からの作業変更を行い、高額な請求を行う。 ○キャンセル等に応じず、手付け金を返却しない。 |
| ②形見・財産の不適切な取扱い | ○大切に保管したい形見をぞんざいに扱われた。 ○価値ある製品を不当な金額で買ったたかれた。 ○依頼人が気付かなかった財産（現金、貴金属）を勝手に持ち去られた。 （※依頼者本人が被害にあったことに気が付かないケースも想定される） |
| ③廃棄物の不適切な取扱い | ○不法投棄や家電リサイクル法対象品目の不適切な取扱い。 （なお、不法投棄は罰則も厳しく多くはないのではないかとの意見もある） ○廃棄物の無許可業者による取扱い。 （産廃としての処理、マンションのごみ集積場所への排出など） |
| ④その他 | ○約束していた作業を最後まで完了させない（家屋内の目立たないところに押し込まれていた） ○特定商取引法に違反する営業方法（作業を依頼するまで帰らない） |

出典）遺品整理事業者へのインタビュー、ウェブサイト等をもとに作成

4) 遺品整理サービスに関連する民間団体・資格

- 遺品整理サービスに関して、民間団体等が運営する資格・認定制度がある。実際に遺品整理サービスを行う作業員に対する認定・資格、遺品整理サービスを展開する事業者に対する認定・資格に大別される。
- 例えば、一般社団法人遺品整理士認定協会は、参入業者の質的向上と健全化を目指して設立された団体であり、従業員向けの民間資格、遺品整理士を運営している。
- また、資格の有効期限は定められていないものが多いが、家財評価アドバイザー資格認定

講座では、消費者からのクレーム・相談等を受け付け、不適切なサービスを行う事業者には指導を行うとともに、悪質な場合には資格取消等の措置を講じるとしている。

図表 29 遺品整理サービスに関連する民間団体・資格等

| 民間資格名称 | 認定・運営団体 | 概要 | 資格の概要・更新等 |
|------------------------------|-------------------|---|---|
| 遺品整理士 | 一般社団法人遺品整理士認定協会 | 「遺品整理」とはご遺族の間で兼ねてより行われていましたが、業務を事業として代行するにあたっては、より法規制に遵守した形で行っていくことが重要です。遺品整理の取り扱い手順や遺品整理に関わる法規制等の知識を、正しく身に付けられます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・通信制の講座（DVD）を受講後、課題提出 ・資格の有効期限なし |
| 遺品供養士 | 一般社団法人遺品供養カルチャー協会 | 遺品供養士とは、供養に関する知識を正しく学び、深い悲しみを抱えた方々をサポートするグリーフケアを実践し、供養を中心に遺品整理はもちろんの事、様々な分野で幅広く役立てて頂ける知識を身につけ、次世代へと繋ぐ架け橋となる資格です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2級検定は、1日講習受講後、筆記試験 ・1級検定は、2日講習、事前レポート、面接、実施演習等 ・コンシェルジュ検定は、4日講習、事前レポート、面接等 ・資格の有効期限なし |
| 生前整理アドバイザー、生前整理認定作業士、生前整理診断士 | 一般社団法人生前整理普及協会 | 生前整理診断士は、片づけ、介護、葬儀、相続などでお困りになられているお客様のお悩みを、物・心・情報の観点から総合的にアドバイスすることができます。お客様の課題を一緒に考え、お客様の気持ちに寄り添いながら相談から受注までの流れを学べる講座です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生前整理アドバイザー、講習後の認定テスト。2級、準1級、1級、指導員。 ・生前整理認定作業士、1日間の研修 ・生前整理診断士、3日間研修 ・資格の有効期限なし |
| 家財評価アドバイザー資格認定講座 | 一般社団法人日本リユース機構 | 生前整理、遺品の整理、引越し、片付けなどの際に、家の中にある物全ての家財を対象に、適切な行き先と専門の業者を紹介するための資格。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2日間の講習受講後、試験に合格すると付与される。 ・資格の有効期限なし ・不適切なサービスを行う事業者には、指導の上、悪質な場合は資格取消措置。 |

出典) 各団体のウェブサイト、または団体への聞き取り等より作成

(2) 遺品整理サービスの進展に伴う循環型社会形成に及ぼす影響

- 遺品整理においては、一時に多量排出される一般廃棄物が発生しがちである。
- 高齢化社会の進展によって遺品整理サービスへの需要が急減に増加すると、市区町村における一般廃棄物処理にも影響が生じる可能性がある。具体的には、遺品整理に伴い発生する一般廃棄物は一時的に多量に排出されることになり、市区町村のクリーンセンター等への持ち込みごみの増加が想定され、受け入れ体制・ごみ処理計画に影響を及ぼすことも考えられる。
- 遺品整理サービスに伴い、一般廃棄物がどの程度発生するのか、事業者へのインタビュー結果、既往研究、統計情報等をもとに簡易的に推計する。推計方法を図表 30 に整理する。
- 概算での推計結果を図表 31 に示す。遺品整理サービスの発生件数は約 53.9 千件、それに伴う一般廃棄物は年間約 27～97 千トンと推計された。なお、推計の時点については揃っておらず、人口・世帯数のデータは 2015 年度、その他は直近の状況となる。

図表 30 遺品整理によって排出される廃棄物量の推計方法

| |
|---|
| 遺品整理の年間発生件数 (件) = 1 人暮らし世帯での死亡者数 (A) × 相続人自らではなく業者に依頼する割合 (B) |
| 1 件あたりの総発生量 (t/件) (C) = 遺品整理による形見品 (t/件) + リユース品 (t/件) + 廃棄物 (t/件) |
| 遺品整理による廃棄物発生量 (t) = 遺品整理の年間発生件数 (件) × { 1 件あたりの総発生量 × 廃棄物の割合 } (t/件) (D) |
| 遺品整理サービスの市場規模 (円) = 遺品整理の年間発生件数 (件) × 1 件あたりのサービス料金 (円/件) (E) |

図表 31 概算試算結果

| |
|---|
| <p>遺品整理の年間発生件数（件） = 1人暮らし世帯での死亡者数（A）×相続人自らではなく業者に依頼する割合（B） = 215（千人）×25% = 53.9 千件</p> <p>遺品整理による廃棄物発生量（t） = 遺品整理の年間発生件数（件）× { 1件あたりの総発生量×廃棄物の割合 }（t/件）（D） = 53.9（千件）×1~2（t/件）×50%~90% = 約 27~97（千t）</p> <p><パラメータ></p> <p>A：世帯主 65 歳以上・75 歳以上の世帯の家族類型別世帯数より、単独世帯の世帯数に、年間の死亡率（1,000 人あたり）を乗じて算出。また、将来の単独世帯数、死亡率を踏まえて 2040 年まで推計³⁰。 世帯主 65 歳以上の単独世帯数 6,253 千世帯 死亡率 全平均 10.1 人（千人あたり） 65 歳以上 34.5 人（千人あたり） 65 歳以上の 1 人暮らし世帯での死亡者数 215 千人（以上、2015 年） ただし、死亡してからすぐに遺品整理を依頼するとは限らないことに留意。</p> <p>B：山川らのアンケート調査では 25%³¹ （全てを業者に依頼するケース、一部を依頼するケースがある）</p> <p>C：地域・家屋面積によって異なることが示唆されている。事業者インタビューや文献から下記の報告が得られている。遺品整理に関するニーズは大都市圏の方が大きい³²との意見もあることから、1 件あたり 1~2 トンとして計算を行う。 ・ 3LDK マンションタイプ（大都市圏）：1~1.5 トン ・ 一戸建て（地方圏）：6~7 トン ・ 一戸建て（文献、地域不明）：2~4 トン</p> <p>D：1 件あたりの総発生量に占める廃棄物の割合は、事業者へのヒアリングより把握。 下記の等式が成り立つことが想定される。 遺品整理による形見品の割合+リユース品の割合+廃棄物の割合=1</p> <p>事業者インタビューから、「形見品の割合は段ボール数箱程度」との意見もあり、下記のように近似する。 リユース品の割合+廃棄物の割合≒1</p> <p>ここでリユース品の割合、廃棄物の割合については、地域・事業者によって異なると考えられる。 廃棄物の割合は 50%~90%として推計する。 ・ 3LDK マンションタイプ（大都市圏）：リユース 40~50%、廃棄物 50~60% ・ 一戸建て（地方圏）：リユース 5%以下、廃棄物 95%以上</p> |
|---|

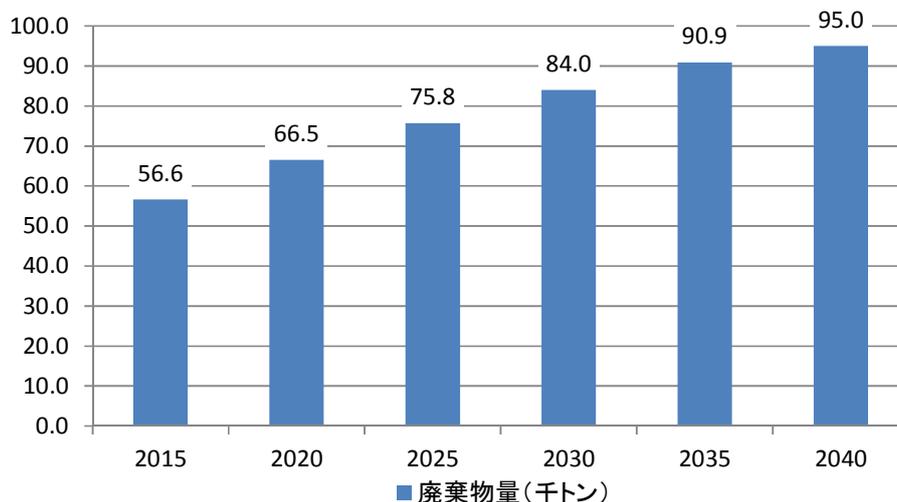
³⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「日本の世帯数将来推計」をもとに推計。

³¹ 「過去 10 年間に遺品整理を経験した人のうち、事業者に整理の全部または一部を依頼した人の割合は 25%と、少なくとも人が遺品整理を事業者に依頼している」
 出典) 山川肇、渡辺浩平「高齢者のストックごみ——特集にあたって——」（廃棄物資源循環学会誌、VOL28、NO3、pp168-176）

³² 事業者インタビューより、相対的に資産価値の高い都市圏の方が遺品整理に関するニーズは高いとの意見が聞かれている。これは、対象となる家屋が故人の所有物であれば、売却・賃貸に出すなどいずれにせよ早めに流動させた方が良く、また、賃貸物件であれば家賃が発生する等が要因とのことである。一方、地方圏においては、急いで片付ける必要性が低いと、時間をかけて相続人が自ら片付けるケースも少なくないとのことである。

- また、同様に 2040 年までの廃棄物量を推計すると、2015 年以降、1 人暮らし世帯での死亡者数の増加にともない、廃棄物発生量は増加傾向となり、2040 年には 95.0 千トン、2015 年の 1.7 倍発生すると推計される。

図表 32 将来における遺品整理サービスにより発生する廃棄物量（推計）



※1 件あたりの廃棄物発生量を 1.5 トン、廃棄物の割合を 70%と仮定した場合

<参考：遺品整理サービスの市場規模>

- 廃棄物発生量の推計方法と同様の考え方で、遺品整理サービスの市場規模を簡易的に推計する。遺品整理サービスの市場規模は約 1,078 億円と推計される。

図表 33 遺品整理サービスの市場規模の推計方法、概算推計結果

| |
|--|
| 遺品整理サービスの市場規模（円） =遺品整理の年間発生件数（件）× 1 件あたりのサービス料金（円/件）（E） |
| 遺品整理サービスの市場規模（円） =遺品整理の年間発生件数（件）× 1 件あたりのサービス料金（円/件）（D） =53.9（千件）×20（万円/件） =約 1,078（億円） |
| <パラメータ> E：平均的な価格を設定、事業者からのインタビューをもとに下記の金額を設定 ・ 3LDK マンションタイプ（大都市圏）：20 万円程度 |

(3) 遺品整理サービスの適切な提供について

- 循環型社会形成推進に向けては、遺品整理時に不用になったものは、出来るだけリユース品として再流通させることが望ましい。
- また、法律上での遺品整理に関する問題点としては、大別すると、ア 自治体・警察等に関連する規制の問題、イ 事業者と遺族との間の商取引の問題、ウ 民法に基づく相続の問題、の3つに大別される³³。

1) 循環型社会推進に向けたリユース促進について

- 遺品整理時に発生する依頼者にとっての不用品は、正しくは、一般廃棄物として適正に処理、またはリユース品として市場再流通のいずれかとなるべき。
- 遺品整理サービスを展開する事業者は、引越業、リユース事業者（古物商）、片付け屋、何でも屋、廃棄物業者などから参入しているケースが数多く確認されている。
- 遺品整理時に発生する不用品が、どれだけリユースされるかは不用品の内容・地域にも寄ると考えられるが、加えて、事業者のノウハウ・ネットワーク等によって大きく異なることが確認されている。（図表 34）。
- インタビューによれば、もともとリユース品に関する取扱いに長けている事業者においては、リユースされる割合は高く（A 社、B 社）、特にリユース品の輸出（家具類、雑貨・食器類等）が可能かどうかも大きなポイントとなる。
- また、リユースされる割合については、大都市圏の方が高い傾向にあるとのことである。これは、地方圏においては、一般的に家屋・敷地が広く、多くの不用品が退蔵していること、年式が古い／メンテナンスがされていない等のリユース品としての価値が低いものも多いとのことである。

図表 34 遺品整理時に発生する不用品のリユース・リサイクルの状況

| | リユースの状況 |
|---------------|---|
| A 社 (大都市圏) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物・産業廃棄物の事業者の子会社。自らは一般廃棄物許可を有していない（グループ会社は許可保有） ● もともと不用品を回収し、リユース・リサイクルできる製品を海外に輸出している。（※家具類 40%、衣類 30%、古紙・鉄類 10%、雑貨・食器類 20%） ● 遺品整理に伴い発生するもののうち、重量換算で 40～50%はリユース・リサイクル品として海外に輸出している。 ● 輸出を除くと国内でリユース・リサイクルできるのは 10%未満。 |
| B 社 (大都市圏) | <ul style="list-style-type: none"> ● リユース事業者。 ● 国内・海外にリユース品の流通ネットワークを有しており、家屋片付け・遺品整理に伴い発生するもののうち、金額換算で 90%以上がリユース（※リユース品の売上と廃棄物処理費用の比較）。 ● リユース品の輸出が可能であり、高い割合を占めている。 |
| C 社 (地方圏) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物・産業廃棄物業者。自らが一般廃棄物許可業者。 ● 家屋片付け・遺品整理に伴い発生するもののうち、重量換算で平均して 5%以下がリユース。 ● 自らリユースショップも立ち上げ、更なるリユース品の流通にも取り組む。 |

※各事業者へのインタビューをもとに作成。

³³ 阿部記念法律事務所 阿部鋼氏より

2) 廃棄物の適正処理について

- 遺品整理業においては、環境関連法の違反事例も報告されているが、これは①市区町村の直営・委託、②一般廃棄物許可業者が実施、③遺品整理・分別業と一般廃棄物収集運搬業の連携、のいずれかの手段で実施されれば、適正なサービス提供が可能である。
- 遺品整理で発生する廃棄物については、「必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらるか、排出者から直接、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託」、「産業廃棄物の収集運搬業許可はもちろん、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可でも運搬できない」となる。

図表 35 遺品整理で発生する廃棄物の処理についての環境省の整理

| |
|--|
| <p>■一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは一般廃棄物 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者ができる業務は、依頼を受けた家庭の敷地内で、遺品を整理するところまで。 廃棄する遺品を敷地外へ運搬する必要がある場合には、必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらるか、排出者から直接、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すること。 なお、家庭から排出される一般廃棄物である遺品は、産業廃棄物の収集運搬業許可はもちろん、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可でも運搬できないことに注意。</p> |
|--|

- 前述の「②一般廃棄物許可業者が実施」の事例としては、一般廃棄物の許可を有する事業者によって構成される片付け・遺品整理サービスを提供するフランチャイズ（FC）が存在する。これは、一般廃棄物の収集運搬の許可を有する事業者によって構成されたFCであり、片付け・遺品整理で発生する廃棄物は、同社によって当該市町村のクリーンセンターまで運搬されて処理されている。
- 同FC以外にも、一般廃棄物許可業者が実施しているサービスも確認されており、また、専門誌等の記事によれば、「遺品整理に限定した一般廃棄物許可」を得ている事例も確認されているが、その数は限定的と考えられる。
- 遺品整理サービスを謳う事業者の多くは、一般廃棄物許可業者ではなく「③遺品整理・分別業と一般廃棄物収集運搬業の連携」となることが想定される。

図表 36 遺品整理に関する一般廃棄物の許可の動向（自治体での対応例）

| 自治体名 | 概要 |
|------|--|
| a 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者「引っ越しごみ及び遺品整理等に伴う一時多量排出ごみ」として、同市全域を対象に許可を出している。複数者に許可を出している。 ・収集した当日または翌日までに適切に処理するよう指導しており、具体的には同市の中間処理施設に持ち込まれ処理されている。 |
| b 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺品整理ごみに限定した一般廃棄物収集運搬業許可を出している。 ・生活保護を受給されている高齢者の孤独死が契機に、また将来的な需要増を見越して、廃棄物減量等推進審議会で審議されて、新たな許可を認めた。 |
| c 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・「一時多量ごみ」の収集運搬許可を出しており、引越ごみ等の「一時多量発生ごみ」を取り扱うことが可能となる。家庭からの遺品整理・片付けごみも同様に扱える。 ・市ウェブサイトにて「家庭から出る多量ごみの収集運搬」の利用例として、「・亡くなったかたの住居を片付けるのにあたって、多量にごみが発生する場合 ※住居内で、処分する物の分別や運び出し等を行うことも可能です。」と明記され、収集運搬許可業者の一覧が表記されている。 |

| | |
|-----|---|
| d 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・「一時多量ごみ」の収集運搬許可を出しており、特に品目は限定せずに「一般廃棄物」の収集運搬許可として許可を出している。 ・収集した一般廃棄物は全て市の中間処理施設へ運搬することとしている。 ・一時多量ごみが、引越ごみであろうと、片付けごみであろうと、遺品整理であろうと市民から出た一般廃棄物であれば問題ないと考えている。 ・市民からの要望に応じて、他市（a 市）の事例も確認した上で、事業の継続性等も確認できたので許可を出している。 |
| e 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の許可業者のうち、遺品整理を行っている事業者がいる。 ・事業系、家庭系、粗大といった限定はしておらず、許可を有している事業者が遺品整理を行うことは問題ない。 ・一方で、今後も遺品整理に関する事案・ニーズは高まっていくことと考えており、消費者とのトラブル防止の観点でも、追加的に対策が必要かも知れないと考えているが現時点では出来ていない。古物商のみでやっている事業者も確認はしているが、実際行政では手が届いていない。 |

- 自らが一般廃棄物許可を得ていない遺品整理サービス業者の視点では、依頼された遺品整理に伴い発生する廃棄物は、連携によって一般廃棄物許可業者が収集・運搬すべきであるが、地域によっては「事業系に限定した一般廃棄物許可業者しかいない」といった理由で対応が出来ないということも報告されている。
- 自らが一般廃棄物の許可を有していない事業者においては、適切なサービスを提供するために、事案ごとに当該市区町村と協議した上で、その処理方法を検討している。
- 遺品整理業者が相談した際、市区町村からの回答はまちまちであり、例えば、以下のような対応が取られているとのことである。
 - 「遺品整理の依頼者がクリーンセンターに同行してくれば、家庭からの持ち込みごみとして受け入れる。」（※最近増えているとの意見あり）
 - 「家庭ごみを収集できる許可業者は存在しないので、原理原則に則り、遺品整理の依頼者が収集ごみ・粗大ごみの日に排出する。」
 - 「遺品整理の業から発生した廃棄物であり、産業廃棄物または事業系一般廃棄物として処理する。」
 - 「引越ごみ（引越廃棄物³⁴）と同様の取扱とする」
- （一社）廃棄物資源循環学会行政研究部会では、「家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するためのガイドライン案」を検討・策定している。行政収集に委ねられない場合に、自治体の確認を経て、委任状に基づき、遺品整理業者が遺品を家庭系一般廃棄物の収集・運搬許可なく運び、遺品整理後の廃棄物は産業廃棄物処理施設での処理を含めて処理を委託できる制度を想定している。

³⁴ 引越時に発生する廃棄物の取扱いについて (<https://www.env.go.jp/recycle/waste/hikkoshi/manual.html#3>)

図表 37 「家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するためのガイドライン案」

(1) 策定趣旨

現行の廃棄物処理法の運用では、収集、回収、処分に問題が発生している家庭の遺品整理物または残置物の適正処理を図るため、一定の要件を満たすこと条件として例外的処理の運用を容認する。

(2) 処理責任の確認

- ①遺品整理物は家庭廃棄物であり、区市町村に処理責任がある。
- ②遺品整理業を自治体自ら対応困難な場合の受皿事業として容認する
- ③区市町村は、遺品整理物を当該自治体の一般廃棄物処理計画に定めるとともに、その遺品整理の受皿事業の円滑な運用を図る。
- ④区市町村は、申請書を受受理確認し、行政区域内に周知を図る。

(3) 原則

遺品整理前は廃棄物ではなく、整理後の不要物が廃棄物となる。

(4) ガイドライン素案

①区市町村の役割

廃棄物排出者（物の所有者、占有者、管理者、相続人。以下同様）が提出する申請書の内容を確認の上、関係法令に基づく遺品整理、処分を指示する。

②廃棄物排出者の義務

遺品整理の準備、作業場所の確保、作業の体制構築、外部委託者の選定は廃棄物排出者の義務とする。

③自治体への申請、内容確認・処理方法の指示

廃棄物排出者は、遺品整理に関する申請書を排出場所を管轄する区市町村に提出し、内容確認と品目の分別および処理方法等の指示を受ける。

④受理後の申請書類により処理業者に委任

廃棄物排出者は、区市町村に提出した申請書の受理後に、その内容を委任状にして処理業者に交付する。

⑤現行法令の基準の下で処理

廃棄物の処理においては、現行法令の基準を遵守する。

⑥委任状の記載項目

委任状（申請書を兼ねる同一文書）の記載項目は

- ・廃棄物排出者名、および、住所、連絡先等
 - ・行政収集に委ねられない理由、事情
 - ・処理先処分施設名（産廃処理施設等）、当該住所
 - ・数量、または容量、重量等、および運搬回数等
- とする。

⑦遺品整理業者または処理業者の責務

遺品整理業者または処理業者は下記に記載の責務を負う。

- ・遺品整理業者と処理業者は廃棄物処理のための委託契約書を産業廃棄物処理に準じて作成する。
- ・廃棄物処理の受託処理業者は、委託契約書と委任状を携帯する。
- ・遺品整理業または処理業者は、位牌、遺骨、仏壇等の廃棄物にはなじまない物は別途処理に心がける。
- ・遺品整理業者または処理業者は、有価証券、証書、通帳他有価性のある物品は依頼主に引き渡す。

出典）（一社）廃棄物資源循環学会行政研究部会「家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するためのガイドライン案」、「遺品整理における現状の問題点と今後の対応策」（北村亨）（廃棄物資源循環学会誌, Vol.28, No.3, pp.200-214, 2017）

3) 消費者とのトラブル防止について

- 消費者とのトラブルについては、料金トラブル、形見・財産の不適切な取扱いなどが想定される。

(依頼する事業者の事前の選定、成年後見人制度の活用)

- これらのトラブルを防止するためには、適切な事業者を選定することが重要となる。
- 遺品整理はいつ発生するか予期できないこともあり、慌てて事業者を選定することも想定される。例えば、終活、生前整理の際に、依頼するべき遺品整理サービス業者といった視点を紹介することでもトラブルの予防になる可能性がある。
- また、今後、高齢化社会を迎えるにあたり、依頼者そのものが高齢化していくことも想定されるとともに、成年後見人制度³⁵³⁶の活用も引き続き増加傾向になると推測される。遺品整理等について、成年後見人が行うことも想定し、情報発信等を行うことでトラブルの予防になる可能性もある。

(事業者側における料金の透明性に向けた取組み推進)

- 事前に下見・見積をした上で、実作業に取りかかる事業者が多いとは考えられるが、悪質な事業者においては見積を行わず、作業終了後に高額な請求を行うこともある。
- 遺品整理に要する費用は、事案ごとに異なってくるため、分かりやすい相場感がなく、依頼者側の心証によっても高い、安いという感想は異なってくる（例えば、10万円で高いと感じる人も居れば、20万円で安いと感じる人もいる）。
- また、不適切な遺品整理業者においては、廃棄物の適切な処理を行わないために、不当に安く受注する事例もあるとのことである。本来であれば、廃棄物をクリーンセンターに持ち込む場合には、一般廃棄物の処理費用単価は市区町村ごとに決まっており、いずれの事業者の見積においても同一のはずである。（また、何らかの事情で産業廃棄物、事業系一般廃棄物として処理するにしても、地域ごとにおおよその相場はある）
- 事業者側においては、基本的な見積積算の考え方を明らかにし、その料金の透明化³⁷が求められる。

³⁵ 「認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また，自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援するのが成年後見制度である。」現在，約 19 万人が利用（2017 年 12 月末）（法務省ウェブサイト等より）

³⁶ 平成 28 年 10 月に法改正があり，成年後見人は，成年被後見人の死亡後にも，個々の相続財産の保存に必要な行為，弁済期が到来した債務の弁済，火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の事務を行うことができることとされ，その要件が明確にされた。

³⁷ 一般社団法人日本リユース機構では，料金・見積を全国統一システムで算出することで透明性を確保する取り組み，「安心算出システム」を消費者庁と連携で進めている。見積の内訳は，運送業及び片付けに要する人工で積算，各地域ごとに単価が異なるが，作業内容ごとに一定の幅を示すことで消費者の安心利用を促進する。

3. 意見交換会の開催

高齢化社会の進展を踏まえて、遺品整理サービスに対する社会的なニーズが高まっている。遺品整理サービスは、故人が生前に使用していた物を相続人の代わり整理するサービスであり、明確な定義は確認されないが、形見品と処分品に分け、家屋等の清掃を行い、形見品は相続人のもとに届け、処分品はリユース品として売却または廃棄物として処分するまでをサービス範囲としている例が多く確認される。

ここで、循環型社会形成のためには、遺品のうち、まだ使用できる使用済物品については、相続人の了解を得た上で適切にリユースしていくことが望まれる。また、生活環境の保全の観点からは、遺品整理時に発生する廃棄物は一般廃棄物として適正に処理されるべきであるが、不適正な取扱がなされた事例もあり、消費者保護の観点からは、適切なサービスが提供されず消費者とトラブルが生じている事例も確認されている。

遺品整理業・遺品整理サービスについて、実際に提供されているサービス内容等について把握・整理するとともに、循環型社会形成、生活環境の保全、消費者の保護の観点で必要な事項等について意見交換を行うことを目的とする。

【開催概要】

日時：平成30年3月23日（金）10:00～12:00

場所：TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ミーティングルーム22C

議事：

- (1) 遺品整理サービスを取り巻く概要（調査結果の報告）
- (2) 遺品整理サービスの適切な運用に向けて（意見交換）

【意見交換会メンバー】

| | |
|-------|--|
| 阿部 鋼 | 阿部記念法律事務所 所長 |
| 岡山 朋子 | 大正大学 人間学部 人間環境学科 准教授 |
| 北村 亨 | 北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所 所長 |
| 田崎 智宏 | 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 室長 |
| 山川 肇 | 京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授 |

（お名前、五十音順）

【事務局】

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

【意見交換会での主な意見】

（廃棄物の適正な処理について）

- 遺品整理に関する事業を新たなビジネスチャンスとして捉えている事業者もいる。しかし、廃棄物処理法の観点より、一般廃棄物の収集運搬が出来ない市区町村もある。真面目な事業者ほど悩んでいる一方、違法の疑いが強い事業者も多数存在する。
- 廃棄物の適正処理という観点から、なんらか国として対策、ガイドライン等を出すことも考えられるのではないかと。一方で、ガイドラインを作ってしまうと、それがあがるが故に各市区町村で柔軟な対応がとりづらくなる側面もあるのではないかと。
- 今後増加すると考えられる高齢者からの廃棄物の適正な処理という観点でも重要である。
- 同じような問題は引越ごみの取扱いについても言えるところがある。全ての引越事業者が適切に手続きしているとは言い難いのではないかと。
- 料金・費用について、引越業と同じように業として認め、自由競争とすると価格競争が起きるが、廃棄物処理の分野ではそぐわない。不法投棄等の不適正な取扱防止の観点からも、安易な価格競争は望ましくないことを留意する必要がある。

（市区町村における対応について）

- 市区町村において、住民から「優良な事業者を紹介してほしい」という要請があるが、どの事業者を紹介すれば良いか判断付かない状況である。国が関与・支援して、優良事業者の団体等を作るのが良いのではないかと。
- 消費者のニーズも重要であろう。消費者・依頼者にとっては、全てを持って行ってくれること、片付けてくれることが望みである。
- 政令市などではある程度余裕もあるかも知れないが、いずれの市区町村でも対応出来るものではないであろう。

（リユース促進について）

- リユース促進という意味では、メルカリ等のフリマアプリも有効な流通経路と考えられるが、一方で全ての人が利用出来るツールでもない。

（今後の検討に必要と考えられる事項）

- 遺品整理についてはいろいろなケースが想定される。まずは、考えられる様々なフローを整理していくことが必要ではないかと。各段階で誰が何をやるか。現時点では、複数段階に及ぶ一連の遺品整理サービスの一部分しか見えていない感あり。いくつかのパターンがあると思われるので、それぞれのパターンを整理し、どのフローを、どのように改善していくか検討していくのが良いと思われる。10年くらい時間が必要かも知れない。
- 家屋からの収集運搬の段階だけではなく、受け皿となるルートを確認していくことが必要ではないかと。受け皿として安心して依頼出来る先が確保できると、収集運搬のところも改善していくのではないかと。
- 将来の廃棄物発生量の推計について、全国で推計しているが都道府県別・地域別等で計算すると良いのではないかと。
- 今後の方向性として、全国の市区町村がどのように対応しているか確認・調査が必要ではないかと。

（国としての対応）

- 遺品整理に関する問題は環境省のみならず、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、消費者庁などにも関わってくることであろう。
- 廃棄物の適正処理という観点から、なんらか国として対策、ガイドライン等を出すことも考えられるのではないかと。一方で、ガイドラインを作ってしまうと、それがあがるが故に各市区町村で柔軟な対応がとりづらくなる側面もあるのではないかと。（再掲）

※上記は意見交換会での主な意見を事務局にて抜粋整理したもの。

II. 自治体職員向け違法な廃棄物回収業者対策セミナーの開催

第1章 セミナー開催のための準備検討会の実施

1. 目的

使用済となった家電製品等は、廃棄物処理法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づき適正な処理が行われなければならない。しかし、必要な許可等を持たない廃棄物回収業者が、不用となった家電製品等を町中で回収するという違法性が疑われる事例が確認されており、こうして回収された家電製品等の一部は、国内において不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出され、国内外において環境保全上の支障が生ずることが懸念されるとともに、適正なリユース・リサイクルの推進を阻害する要因となることから、対策を強化していく必要がある。

平成29年6月16日に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律では、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとされたところである。

検討会では、廃棄物処理法の改正を踏まえて、今後の違法な回収業者取締りに向けた具体的な方策について検討を行うとともに、あわせて自治体職員向けに開催を予定している違法な廃棄物回収業者の指導・取締に関する知識及び技能向上のためのセミナー（※平成30年2月）でのカリキュラムを検討することを目的として開催した。

なお、会議は非公開で開催した。

2. 開催概要

■日時：平成30年1月30日（火） 14:00～16:00

■場所：TKP東京駅前カンファレンスセンター ミーティングルーム5B

■議事：

- (1) 廃棄物処理法の改正について
- (2) 今後の違法回収業者取締りに向けた具体的な方策
- (3) 平成29年度自治体職員向けセミナーカリキュラムについて

3. 検討会メンバー

| | |
|-------|-----------------------------|
| 阿部 鋼 | 阿部記念法律事務所 所長 |
| 岩城 吉英 | 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団 専門家委員 |
| 鹿嶋 宏治 | 岐阜市 環境事業部 環境事業課 南部環境事務所 所長 |
| 近藤 伸 | 岐阜市 環境事業部 環境事業課 不法投棄対策係 副主査 |
| 高尾 康裕 | 福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課長 |
| 長岡 文明 | BUN 環境課題研修事務所 主宰 |
| 中西 徹 | 鳥取県生活環境部循環型社会推進課 課長補佐 |

(お名前、五十音順)

4. 検討会での主な意見

(有害使用済機器の届出が必要となる事業者像について)

- 法 17 条 2 に基づく届出について、その対象物が「有害使用済機器なのか」「廃棄物なのか」を都道府県において判断するのか。どのような手続きが必要なのか、環境省からの助言が必要ではないか。現状、法 17 条 2 に基づき届出が必要な合法的な事業者はほとんど存在しないと思われる。
- いわゆる 3.19 通知において、「リユース品以外はすべて廃棄物とみなす」と判断できるようになっている。家電リサイクル法の対象品目については「リユース品」または「廃棄物」のいずれかの判断となり、有害使用済機器に該当するものは少ないと思われる。どれくらいの事業者が届出対象となりそうか、実態を把握できているか。

(有害使用済機器の届出制度について)

- 規制を緩くすることには賛成できないが、3.19 通知を見直す必要があるのではないかと。3.19 通知に基づけば無許可営業（第 25 条）で 5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、一方、有害使用済機器では無届（第 30 条）で 30 万円以下の罰金ではおかしくなるであろう。
- 届出制度の趣旨・目的はどこにあるか。規制のためか、件数・概要を把握するためか。
- 帳簿について、搬入年月日等は義務とするのか。何月何日に入ってきたのか、立入検査等で廃棄物該当性を判断する際に重要な情報となる。必ず、何月何日に誰から入ってきて、何月何日に誰に売った、ということ記録させるべきである。
- 自動車も不法投棄が数多かったが、自動車リサイクル法の施行によってかなり改善された。雑品スクラップ業者において、「合法的に商売したいなら届出しなさい」、「出来なかったらやめなさい」というメッセージなのであろう。しっかりとやっている業者には届出をしてもらい、届出をしないところには徹底的に指導していくということであろう。

(都道府県と市町村との連携について)

- 都道府県と市町村の連携について、都道府県ごとに異なるであろう。例えば、県の出先機関があり・機能している場合は、市町村とは連携する関係が出来ていることが多く、一方、本庁で一括・一元的に対応している場合には連携は取りにくくなっていることが多いようである。
- 有害使用済機器の届出は都道府県が受理することになるが、より現場に近い存在である市町村が把握していないものを都道府県がどのように把握するか。都道府県と市町村で連携が必要であり、情報共有できる仕組みが必要である。
- 都道府県に対して、有害使用済機器の届出があった場合には、速やかに市町村にも共有するようにな仕組みとしてほしい。また、届出があった際、都道府県が自ら現場を確認する、状況を把握するという徹底すべきであろう。
- 小規模な町村などでは手に負えないのが実態であろう。有害使用済機器は都道府県の役割が重要であるが、都道府県職員がどこまで意識して実施できるか。環境省から「都道府県がやるべきものである」「ヤード・違法回収業者の現状を把握する必要がある」ということを発信しないと対策は進まない。

(違法回収業者の指導の方法について)

- 入口と出口が重要である。「移動中も有害使用済機器として取り締まる」といったことがあれば良いがそうではない。出口の対策はあるが、やはり入口の対策として違法回収業者を徹底的に指導・取締りする必要があるのではないかと。
- 総合判断説に基づく廃棄物該当性判断について、ヤードに持ち込まれた段階で、排出者の意思は確認できない。司法の判断としては、反復継続してやっているかが重要となり、市町村が立証するしかない。本来であれば、回収段階、つまり市中回収業者を指導・取締りするのが一番良い。廃棄物の疑い物ということでも立入検査できる。
- ヤードで適正な保管がされるのであれば、それだけコストがかかることになる。よって、市中での軽トラ等での買取り価格も高まり、活動は鈍化していくのではないかと期待もする。
- 指導すべきヤード業者は自治体の方で把握しているであろう。届出義務違反では警察は動いてくれない。不法投棄と同様、置かれたら負けである。いかに置かせないかが重要であろう。

5. セミナーカリキュラム・講演資料等の確定

検討会での意見を踏まえて、セミナーカリキュラムを確定し、セミナー参加者が理解しやすいよう、違法な回収事業者やヤード業者への対策に関する根拠法や通達について説明をする講演資料を確定させた。(詳細なセミナーカリキュラムは後述「セミナーの開催概要」などを参照)

違法な回収事業者等に対する、具体的な事例に基づく実践で活用できる想定問答の整理として、地方自治体における取組事例(岐阜市、福岡県)の講演資料に反映いただくとともに、セミナー参加者に「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き(平成29年3月版)」を配布した。また、違法業者への指導・取締りのシミュレーションについては「廃棄物該当性の判断に関する演習」(BUN環境課題研修事務所 長岡文明氏)において、セミナー参加者同士でディスカッションしていただき、代表者には壇上でシミュレーションしていただくこととし、各参加者に廃棄物該当性を判断する際の視点をまとめたペーパーを配布することとした。

第2章 違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナーの開催

1. セミナー開催の趣旨・目的

我が国では、家電4品目を回収する「家電リサイクル法」に加え、平成25年4月から小型電子機器を対象とした「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、これらの使用済製品の回収と循環的な利用が進められているところである。しかし一方で、これらを違法に回収し、商売を行う違法業者が横行し、不適正な管理・処理による火災の発生や環境汚染等の問題が指摘されており、違法な廃棄物回収業者への対策の必要性が高まっている。

違法な廃棄物回収業者対策を推進するにあたり、地方自治体職員を対象とし、有識者や違法な廃棄物回収業者の摘発・指導の最前線に立った経験を持つ自治体職員などを講師として、違法な廃棄物回収業者の見分け方、違法な廃棄物回収業者を発見した際の行政対応、住民理解を得る上でのポイントや住民の不用品排出利便性を上げるための工夫などについて、実践的な能力を身につけるため、「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」を全国4地区で開催した。

また、平成29年6月16日に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律において、「有害使用済機器」を保管等する業者に対する届出の義務付け、保管等基準の遵守の義務付け、基準違反業者等への改善命令等の発出等が規定されたところであり、これらを踏まえた違法業者取締りにあたっての留意点等についての解説も行った。

2. セミナーの開催概要

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」は、全国4地域で開催した。開催期間は、平成30年2月14日(水)、2月16日(金)、2月20日(火)、2月22日(木)の4日間、4地域合計で340名(申込者数は380名)の参加があった。

各セミナーとも開催時間は13時から17時まで(休憩含む)、最初に環境省より「廃棄物処理法改正(有害使用済機器)について」、「違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について」、「廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りについて」を説明、BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏より「基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像」として基調講演をいただいた。休憩をはさんだ後、「地方自治体の取組事例」を岐阜市、または福岡県から紹介していただき、最後にBUN環境課題研修事務所 長岡氏による「演習／意見交換、質疑応答」を行った。

地方自治体の取組事例については、名古屋・東京セミナーでは、岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏及び不法投棄対策係 南部分室適正処理対策班 副主査 近藤 伸氏、福岡・大阪セミナーでは、福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏より紹介いただいた。

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」開催概要

| 開催日程 | 会場 | 参加者 ^{※2} | (申込者数) | 事例紹介 |
|---------------|----------------------|-------------------|-------------------------|------|
| 平成30年2月14日(水) | 名古屋セミナー | 73 | 80 | 岐阜市 |
| 平成30年2月16日(金) | 東京セミナー | 77 | 99 (定員超えのため、内15名お断り) | 岐阜市 |
| 平成30年2月20日(火) | 福岡セミナー | 81 | 85 | 福岡県 |
| 平成30年2月22日(木) | 大阪セミナー ^{※1} | 109 | 116 | 福岡県 |
| 合計 | | 340 | 380 | |

※大阪セミナーは、申込者多数となったため、会場を変更して開催。
 ※参加者は自治体職員のみ。講演者、関係省庁、事務局等は含まず。

「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」プログラム概要

| |
|--|
| <p>■件名：環境省「自治体職員向け違法な廃棄物回収業者取締りに関するセミナー」</p> <p>■対象：都道府県及び市区町村の職員の方</p> <p>■プログラム：</p> <p>① 廃棄物処理法改正（有害使用済機器）について 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課</p> <p>② 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について 廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りについて 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>③ 基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>== (休憩 (10分)) ==</p> <p>④ 地方自治体における取組事例 (名古屋・東京セミナー) 岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏 不法投棄対策係 南部分室適正処理対策班 副主査 近藤 伸氏 (福岡・大阪セミナー) 福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏</p> <p>⑤ 演習／意見交換、質疑応答 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> |
|--|

※名古屋セミナーでは一部プログラムを変更して実施。

各会場でのプログラム、開催状況について次ページ以降に整理する。

2.1 名古屋セミナー

(1) プログラム

- ・ 地方自治体における取組事例として、岐阜市より発表をいただいた。
- ・ 演習、意見交換においては、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）を実施し、実際の立入検査を想定してロールプレイを実施、具体的な指導・取締りのための方法・手順を共有した。

| | |
|-------|--|
| 開催日時 | 平成30年2月14日（水） |
| 会場 | AP名古屋 名駅 L室 |
| 参加者数 | 73名（申込者数80名） |
| プログラム | <p>1. 開会・挨拶（13:00）</p> <p>2. 講義・講演</p> <p>① 廃棄物処理法改正（有害使用済機器）について（13:05～13:25） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課</p> <p>② 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について（13:25～13:30） 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>③ 基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（13:30～14:50） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>==（休憩（10分））==</p> <p>④ 地方自治体における取組事例（15:00～15:30） 岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏 不法投棄対策係 副主査 近藤 伸氏</p> <p>⑤ 廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りに関して（15:30～15:50） 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>⑥ 演習、質疑応答／意見交換（15:50～17:00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3. 閉会（17:00）</p> |

(2) 開催の様子



環境省挨拶



環境省の講演の様子



長岡氏の講演の様子



岐阜市 鹿島氏・近藤氏の講演の様子



環境省の講演の様子



演習・意見交換の様子（1）



演習・意見交換の様子（2）



演習・ロールプレイの様子

2.2 東京セミナー

(1) プログラム

- ・ 地方自治体における取組事例として、岐阜市より発表をいただいた。
- ・ 演習、意見交換においては、名古屋セミナーと同様に、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）、ロールプレイを実施した。

| | |
|-------|--|
| 開催日時 | 平成30年2月16日（金） |
| 会場 | 大手町サンスカイルーム D室 |
| 参加者数 | 77名（申込者数99名 ※定員超えのため、内15名お断り） |
| プログラム | <p>1. 開会・挨拶（13:00）</p> <p>2. 講義・講演</p> <p>① 廃棄物処理法改正（有害使用済機器）について（13:05～13:25） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課</p> <p>② 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について</p> <p>③ 廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りについて（13:25～13:45） 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>④ 基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（13:45～15:05） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>==（休憩（10分））==</p> <p>⑤ 地方自治体における取組事例（15:15～15:45） 岐阜市環境事業部環境事業課 南部環境事務所長 鹿嶋 宏治氏 不法投棄対策係 副主査 近藤 伸氏</p> <p>⑥ 演習、質疑応答／意見交換（15:50～17:00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3. 閉会（17:00）</p> |

(2) 開催の様子





長岡氏の講演の様子



岐阜市 鹿島氏・近藤氏の講演の様子



演習・意見交換の様子 (1)



演習・意見交換の様子 (2)



演習・ロールプレイの様子 (1)



演習・ロールプレイの様子 (2)

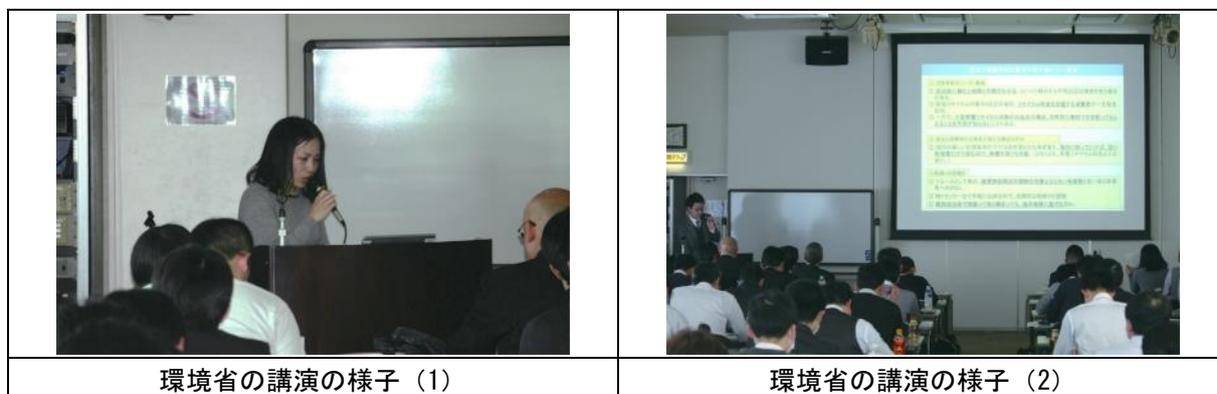
2.3 福岡セミナー

(1) プログラム

- ・ 地方自治体における取組事例として、福岡県より発表をいただいた。
- ・ 演習、意見交換においては、名古屋セミナー、東京セミナーと同様に、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）、ロールプレイを実施した。

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 平成30年2月20日（火） |
| 会場 | 八重洲博多ビル ホールA |
| 参加者数 | 81名（申込者数85名） |
| プログラム | <p>1. 開会・挨拶（13:00）</p> <p>2. 講義・講演</p> <p>① 廃棄物処理法改正（有害使用済機器）について（13:05～13:25） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課</p> <p>② 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について</p> <p>③ 廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りについて（13:25～13:45） 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>④ 基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（13:45～15:05） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>==（休憩（10分））==</p> <p>⑤ 地方自治体における取組事例（15:15～15:45） 福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏</p> <p>⑥ 演習、質疑応答／意見交換（15:45～17:00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3. 閉会（17:00）</p> |

(2) 開催の様子





長岡氏の講演の様子



福岡県 高尾氏の講演の様子



演習・意見交換の様子 (1)



演習・意見交換の様子 (2)



演習・ロールプレイの様子 (1)



演習・ロールプレイの様子 (2)

2.4 大阪セミナー

(1) プログラム

- ・ 地方自治体における取組事例として、福岡県より発表をいただいた。
- ・ 演習、意見交換においては、名古屋セミナー、東京セミナー、福岡セミナーと同様に、6～8名程度のグループを作り、長岡氏より廃棄物の総合判断に関する演習（木くず、廃家電）、ロールプレイを実施した。

| | |
|-------|---|
| 開催日時 | 平成30年2月22日（木） |
| 会場 | CIVI研修センター新大阪東 E604 |
| 参加者数 | 109名（申込者数116名） |
| プログラム | <p>1. 開会・挨拶（13:00）</p> <p>2. 講義・講演</p> <p>① 廃棄物処理法改正（有害使用済機器）について（13:05～13:25） 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課</p> <p>② 違法な廃棄物回収業者の背景と取締りの必要性について</p> <p>③ 廃棄物処理法の改正を踏まえた違法業者の指導・取締りについて（13:25～13:45） 環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室</p> <p>④ 基調講演：廃家電等の不適正処理事案対応の全体像（13:45～15:05） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>==（休憩（10分））==</p> <p>⑤ 地方自治体における取組事例（15:15～15:45） 福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課長 高尾 康裕氏</p> <p>⑥ 演習、質疑応答／意見交換（15:45～17:00） BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明氏</p> <p>3. 閉会（17:00）</p> |

(2) 開催の様子





環境省の講演の様子 (2)



長岡氏の講演の様子



福岡県 高尾氏の講演の様子



演習・意見交換の様子



演習・ロールプレイの様子 (1)



演習・ロールプレイの様子 (2)

3. セミナー来場者アンケートの集計結果

セミナーに参加した自治体職員を対象に、実施している違法な廃棄物回収業者対策の概要、進める上での課題、セミナーに関する要望等を把握するため、アンケート調査を実施した。

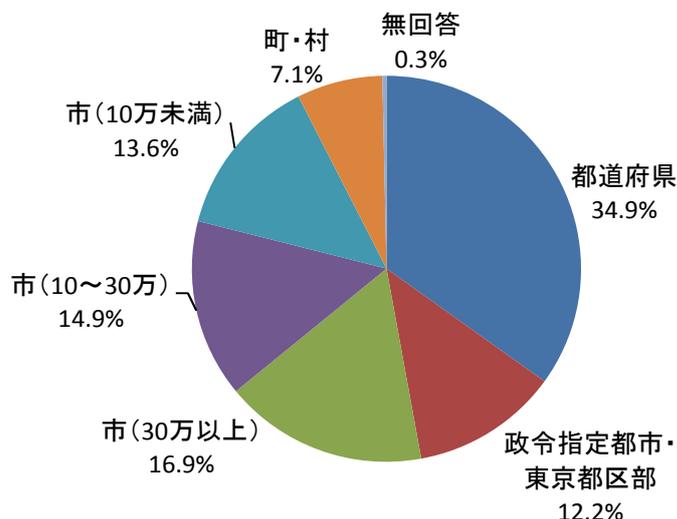
アンケート調査票は、来場時に講義資料等とともに配布し、セミナー終了後に回収した。4会場全体での集計結果について、以下に整理する。

3.1 回答者属性について

(1) 回答者の所属

「都道府県」が最も多く 34.9% (103 件)、次いで「市 (30 万人以上)」が 16.9% (50 件)、「市 (10～30 万人)」が 14.9% (44 件) と続く。

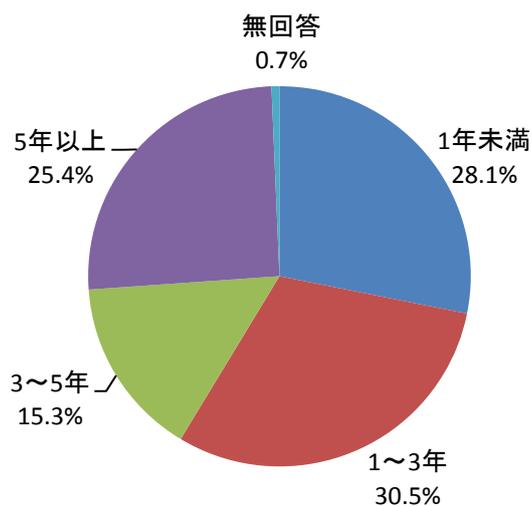
回答者の属性 (全国 4 会場の合計) (N=295)



(2) 廃棄物に係る業務経験年数

廃棄物に係る業務経験年数について、「1～3年」との回答が最も多く 30.5%（90 件）、次いで「1年未満」が 28.1%（83 件）、「5年以上」が 25.4%（75 件）、「3～5年」が 15.3%（45 件）と続く。

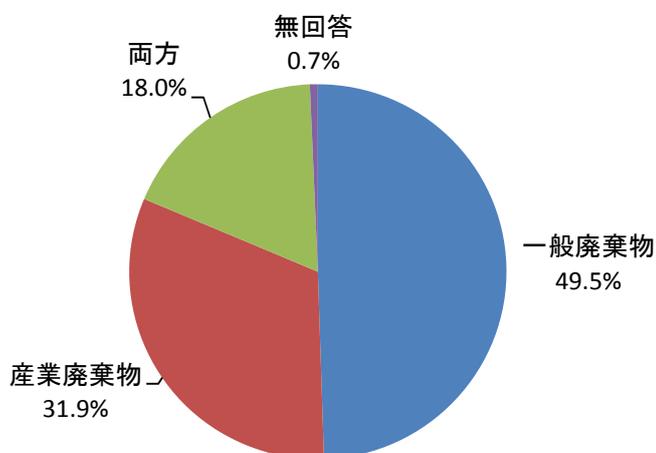
廃棄物に係る業務経験年数（全国 4 会場の合計）（N=295）



(3) 担当する廃棄物の種類

担当する廃棄物の種類について、「一般廃棄物」との回答が 49.5%（146 件）と最も多く、「産業廃棄物」が 31.9%（94 件）、「両方」が 18.0%（53 件）と続く。

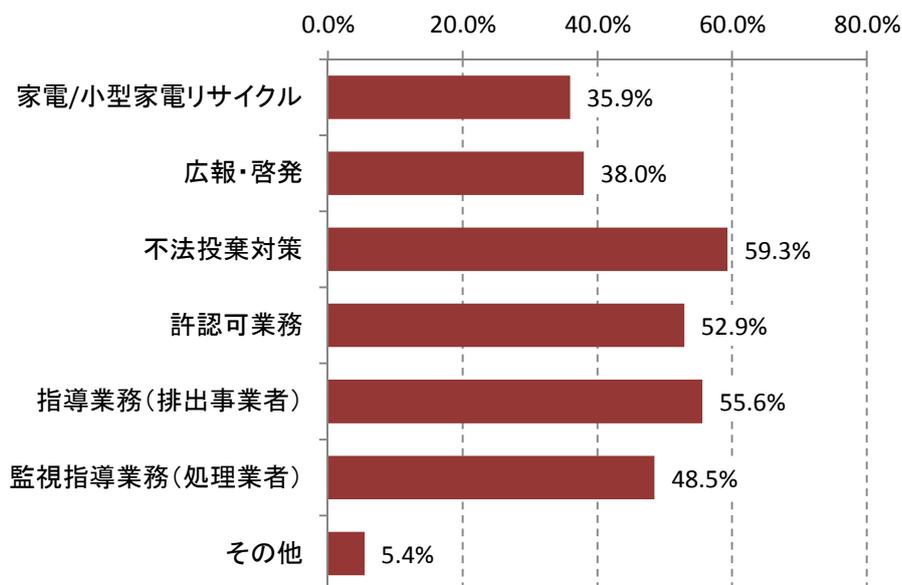
担当する廃棄物の種類（全国 4 会場の合計）（N=295）



(4) 担当する業務内容

担当する業務内容について、「不法投棄対策」との回答が最も多く 59.3% (175 件)、次いで「指導業務 (排出事業者)」が 55.6% (164 件)、「許認可業務」が 52.9% (156 件)、「監視指導業務 (処理業者)」が 48.5% (143 件) と続く。

担当する業務内容 (全国 4 会場の合計) (N=295)



◇その他の具体的な回答

<統括・計画策定>

- 全体統括 (政令指定都市・東京都区部、福岡会場)
- 計画・運営・管理 (市 (30 万以上)、大阪会場)
- 計画の策定等 (市 (30 万以上)、大阪会場)

<ごみ収集運搬、処理に関する業務>

- 一般廃棄物収集運搬業務 (家庭ごみ) (市 (30 万以上)、大阪会場)
- 処理場管理運営 (市 (10 万人未満)、大阪会場)
- 定期収集業務 (市 (10~30 万)、大阪会場)

<PCB 特措法、自動車リサイクル法等>

- 自転車リサイクル (都道府県、名古屋会場)
- 自動車リサイクル (政令指定都市・東京都区部、東京会場)
- 廃棄物処理施設、自り法、建り法、PCB/他 (都道府県、大阪会場)

<その他>

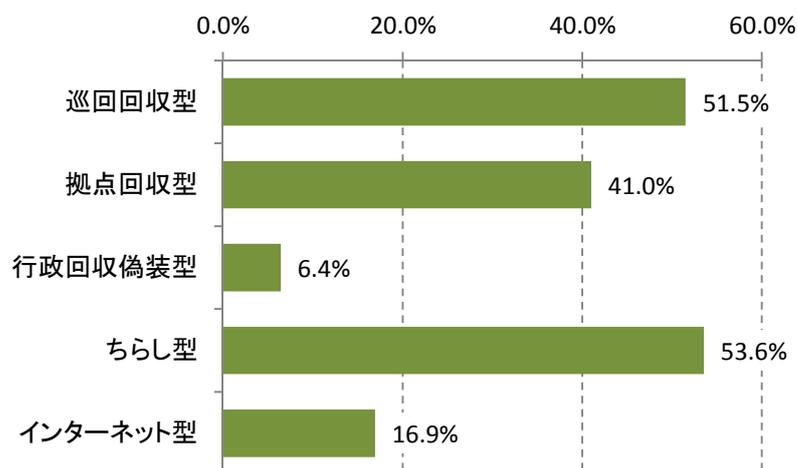
- 苦情対応 (政令指定都市・東京都区部、東京会場)
- 野焼き (市 (10~30 万)、福岡会場)
- 一般廃棄物処理施設の建設 (政令指定都市・東京都区部、名古屋会場)
- 補助金事務 (都道府県、名古屋会場)
- 残土 (市 (10~30 万)、東京会場)

3.2 現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類

「貴自治体の管轄区域で現在問題になっている違法な廃棄物回収業者のタイプ」について、回答結果を以下に整理する。

「ちらし型」との回答が最も多く 53.6% (158 件)、次いで「巡回回収型」が 51.5% (152 件)、「拠点回収型」が 41.0% (121 件) と続く。

現在問題となっている違法な廃棄物回収業者の分類（全国 4 会場の合計）(N=295)



< 選択肢の詳細 >

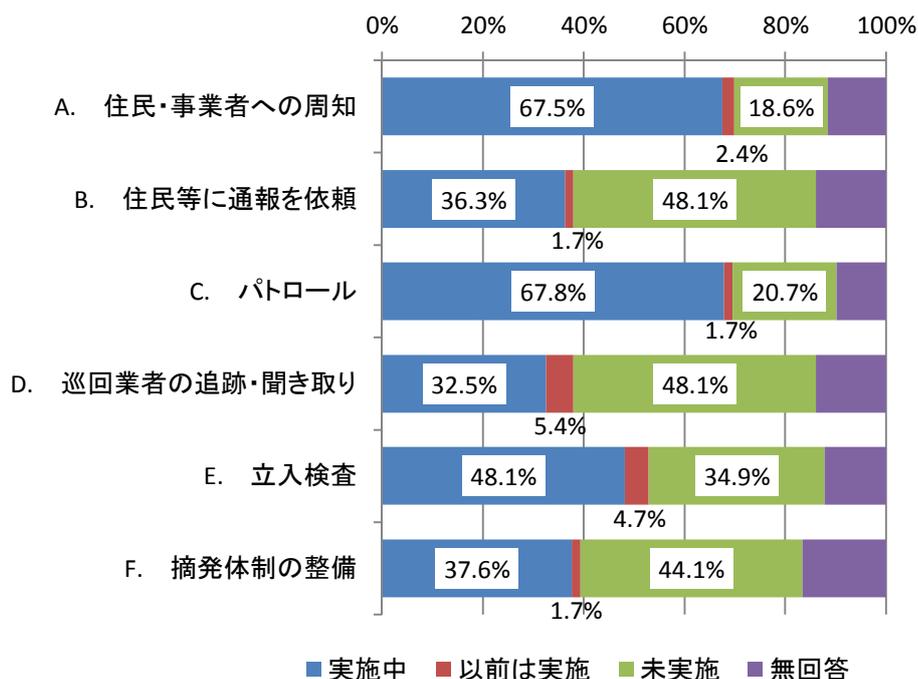
1. 巡回回収型 (軽トラック等で街宣しながら巡回して回収するもの)
2. 拠点回収型 (空き地等で「無料回収」と記載された看板等を掲げて回収するもの)
3. 行政回収偽装型 (指定した日時に、ごみステーション等を回収場所に指定して、回収するもの)
4. ちらし型 (不用品の無料回収を謳ったちらしを各家庭に配布し、回収を行うもの)
5. インターネット型 (不用品の無料回収を謳ったサイトを通じて宣伝し、回収を行うもの)

3.3 違法な廃棄物回収業者への対策実施状況

違法な廃棄物回収業者への対策実施状況について、「実施中」との回答が多いものは「C.パトロール」との回答が最も多く67.8%（200件）、次いで「A.住民・事業者への周知」が67.5%（199件）、「E.立入検査」が48.1%（142件）と続く。

「以前は実施」との回答は、「D.巡回業者の追跡・聞き取り」との回答が最も多く5.4%（16件）、次いで「E.立入検査」が4.7%（14件）、「A.住民・事業者への周知」が2.4%（7件）と続く。

違法な廃棄物回収業者への対策実施状況（全国4会場の合計）（N=295）



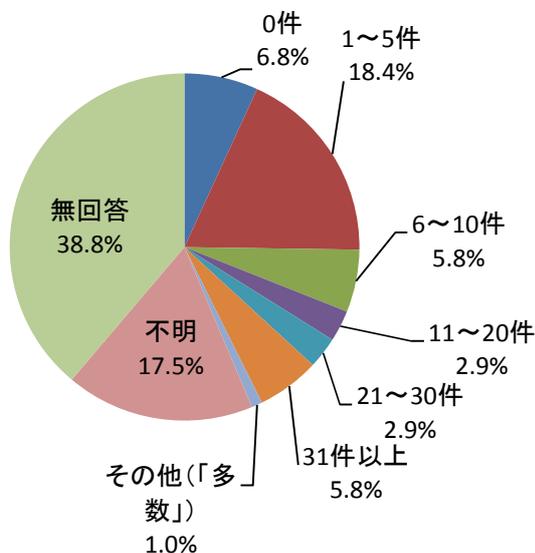
3.4 自治体管内で把握している雑品スクラップヤードの件数

自治体管内で把握している雑品スクラップヤードの件数について尋ねた結果は以下の通り。

都道府県は「1～5件」との回答が最も多く 18.4%（19件）、次いで「0件」が 6.8%（7件）、「6～10件」と「31件以上」が共に 5.8%（共に 6件）と続く。「不明」は 17.5%、「無回答」は 38.8%であった。また、市区町村においては、「1～5件」との回答が最も多く 24.6%（47件）、次いで「0件」が 23.0%（44件）、「6～10件」が 9.4%（18件）と続く。「不明」は 4.7%、「無回答」は 33.5%であった。

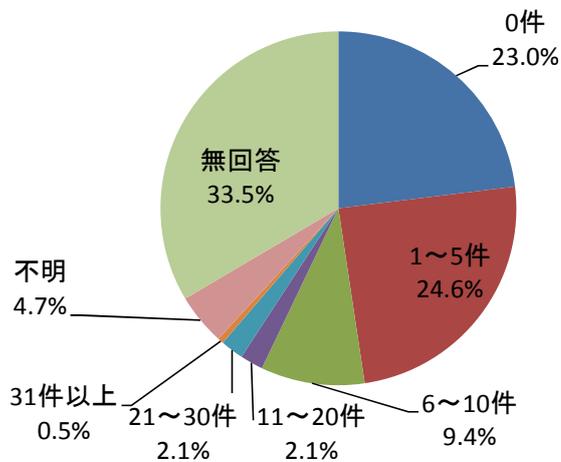
両者を比較すると、特に選択率に差があるのは「0件」と「不明」であり、「0件」は市区町村が 16.2ポイント、「不明」は都道府県が 12.8ポイント選択率が高くなっている。

都道府県が管内で把握している雑品スクラップヤードの件数（N=103）



※同じ都道府県で複数人数参加しているケースも含まれるため回答数が 47 件を超える

市区町村が管内で把握している雑品スクラップヤードの件数（N=191）



※1つの市区町村で複数人数参加しているケースも含まれる

3.5 取組みを効果的に実施する上での課題

対策実施状況に関する設問において、「実施中」または「以前は実施していた」と回答した取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったことについて、回答結果を以下に整理する。

取組みを効果的に実施する上での課題（自由記述）

【職員の人員体制について】（13件）

- マンパワーの不足（町・村、名古屋会場）
- 車による巡回（町・村、名古屋会場）
- マンパワー不足、法や条例が理解できる頃に異動があり、知識経験が職場で蓄積されない。（市（10～30万）、名古屋会場）
- 人員不足、知識・経験不足（町・村、名古屋会場）
- 人員不足（町・村、名古屋会場）
- 人員不足に尽きる（市（10～30万）、名古屋会場）
- 予算、人員が不十分なこと（政令市・特別区、東京会場）
- 人員の確保（市（30万以上）、福岡会場）
- 経験不足、手順・ノウハウが確立されていない。（市（10～30万）、福岡会場）
- 人員不足であり、異動が多いため十分な知識を持つ者がいない。（町・村、大阪会場）
- 定期的に行う実施体制の構築（市（10万未満）、大阪会場）
- 人員不足（市（30万以上）、大阪会場）
- 一廃部局と産廃部局との連携が取りづらいこと。（都道府県、大阪会場）

【警察との連携について】（2件）

- 警察が取締してくれない（市（30万以上）、東京会場）
- 警察を含めた関係組織との連携等も会議の場がなかなか作れず、人員整備も難しい。（政令市・特別区、東京会場）

【都道府県、市区町村との連携について】（4件）

- 他機関との効果的な連携（都道府県、名古屋会場）
- 一般廃棄物のため、市町村との連携（特に無料回収）（都道府県、東京会場）
- 市町村との連携をどうするか（都道府県、大阪会場）
- 一般廃棄物の許可業務を所管する市町との連携（都道府県、大阪会場）

【違法性判断の困難さについて】（11件）

- 3.19通知はあるが、廃棄物、有価物の判断はなかなか難しい。ごみではないといわれると弱いところがある。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 一時仮置きとの区別（市（10万未満）、名古屋会場）
- 業者ではなく個人でゴミ屋敷を作っていて、踏み込みにくい。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 無料回収業者の違法性の明確化と、違法な点のQ&Aがあいまい。事業者からどの点が違法か指摘されると返答に困るケースがある。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 有価物と廃棄物の分けがつけにくいこと。（都道府県、東京会場）
- 違法行為に当たるかの判断（市（10～30万）、東京会場）
- 廃棄物と金属スクラップとの区分（政令市・特別区、東京会場）
- 有価物と廃棄物の境があいまいなものの指導（都道府県、東京会場）
- 廃棄物該当性の判断（都道府県、福岡会場）
- 違法性を明確に問い難い場合が多い（都道府県、大阪会場）
- 有価物としての取り扱いであると言われると指導方法に限られる。（政令市・特別区、大阪会場）

【指導・取締の困難さについて】（19件）

- 立ち入り検査を実施しても、言葉が通じないと言われてたり、約束をすっぽかされる。（市（10

万未満)、名古屋会場)

- 現場に責任者が不在である。外国人が作業しており、日本語が通じない。(政令市・特別区、名古屋会場)
- 現場にいない。責任者がいない。言葉が通じない。全体件数の把握。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 規制があいまいと思われるため、指導をためらう。(都道府県、名古屋会場)
- パトロールをしても、その業者に面会することは難しい。(町・村、福岡会場)
- 法的に立ち入り権限がなかったこと。(都道府県、名古屋会場)
- 市内にヤードが無いいため摘発が難しい。(市(10~30万)、東京会場)
- 指導、注意した業者が、同様の行為を場所を変えて繰り返す。(市(10~30万)、東京会場)
- 市町村をまたがる活動をする事業者の指導。数が多すぎる。(都道府県、東京会場)
- パトロールは行っているが、取締まで踏み込んでいけない。(市(10~30万)、東京会場)
- 通報があった場合を除き、強制的に立入をする権限が無いこと。(政令市・特別区、東京会場)
- 取組の根拠法令知識の不足(市(10万未満)、東京会場)
- 巡回型の通報が多く、確認時には既になくなっており、市民から通報しても意味がないという意見を多く寄せられてしまった。(政令市・特別区、東京会場)
- 責任者が不在である(市(10~30万)、東京会場)
- 中国系業者のため、聞き取り調査が困難(管理者は話せるかもしれないがいつも不在)・立ち入り調査を行っても常に不在。連絡先も不明のため指導できないヤードが存在。(市(10~30万)、東京会場)
- 一般廃棄物処理費に係る指導権限がなく、実効的な指導を行いつらい。(都道府県、福岡会場)
- 業者に立入調査を行っても、再販売を目的とした有価物であると主張されることが多く、強い指導ができにくい状況である。(都道府県、福岡会場)
- 夜間での巡回業者の追跡、聞き取りができない。取り締まりができない。(市(30万以上)、大阪会場)
- パトロールを実施して、一目でヤード業者とわかる事例がない。(都道府県、大阪会場)

【違法な廃棄物回収業者の実態把握について】(7件)

- 対象数が増加し、歯止めがかからないため、指導に限界があること。対象者の実態が把握しにくいこと(現場に行っても対象者が不在等)(都道府県、東京会場)
- 不用品回収の現場を確認することが困難(都道府県、東京会場)
- 事業場が不明なため実態がつかみにくい(政令市・特別区、東京会場)
- 巡回業者の有無を含め実態が不明。(市(10~30万)、東京会場)
- すべての現場の把握、業者の連絡先(連絡が付かないところがある)(市(30万以上)、福岡会場)
- 回収所の業者が次々と変わる。(政令市・特別区、福岡会場)
- 業者がゲリラ的に活動しており、把握が困難。(市(30万以上)、大阪会場)

【市民への広報・啓発、情報発信】(22件)

- 市民への周知、さらなる実態把握。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 正規ルートで処理しようとするとお金がかかる。住民も安く処理したいところから、不正な業者に頼るケースがある。また、不法投棄が絶えない。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 適正処理の周知方法、ホームページ以外(政令市・特別区、名古屋会場)
- 周知が県民は届かない。(都道府県、東京会場)
- 周知チラシなどは単発となりやすい。(政令市・特別区、東京会場)
- 予算不足のため、全戸配布のチラシという方法がとれない。広報HPで周知する。(市(10万未満)、東京会場)
- 言語を多様化してパンフレットを作成すること(政令市・特別区、東京会場)
- 環境講座で、排出方法について、住民説明を行っているが、広がってはいない。(政令市・特別区、福岡会場)
- 住民側(ごみ出し手)への周知徹底が行き届いていない。(都道府県、福岡会場)

- HPで違法性について啓発している。(都道府県、福岡会場)
- 住民の認識不足(都道府県、福岡会場)
- 町報等で周知徹底を図っている。(市(10万未満)、福岡会場)
- 周知方法(内容を分かりやすく伝えるための工夫等)(市(10万未満)、福岡会場)
- Aで無料なことにたかれ周知しても違法な業者を利用している(家電4品目等)(市(10万未満)、大阪会場)
- 住民への周知が難しい。(市(30万以上)、大阪会場)
- 周知方法等において、広報等を使っているのですが、さらに周知をするため、別な方法が必要なのではと考えています。(市(10万未満)、大阪会場)
- 限られた情報量(広報紙、冊子)でいかに必要な情報を伝えるか。(町・村、大阪会場)
- 市民対象に出前講座で周知を図っている。今後周知度を上げることが検討中。(市(10~30万)、大阪会場)
- 市民対象に出前講座で周知を図っている程度で、今後、周知方法を検討中。(市(10~30万)、大阪会場)
- HPに注意喚起しているが効果が薄い(都道府県、大阪会場)
- 市民は利便性を優先してしまう(市(10~30万)、大阪会場)
- 排出者(住民)に対する周知徹底(町・村、大阪会場)

【広報・啓発の効果測定の困難さ】(1件)

- 住民等への周知が確実なものになっているかどうか(市(30万以上)、名古屋会場)

【その他】(11件)

- 不法投棄対策が後手後手になる。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 市として力を入れているとは言えないこと。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 財政的課題(市(10万未満)、名古屋会場)
- 関係法令の知識不足(市(10万未満)、名古屋会場)
- パトロール頻度(都道府県、東京会場)
- 違反者に処理する経済的余裕がない。(物が残る)(市(10~30万)、福岡会場)
- 立入件数等には限りがある点(都道府県、福岡会場)
- 事業者向けの講習会を開いても、関心の低い事業者は参加してくれない。(都道府県、福岡会場)
- HP制作において、廃棄物に対する知識不足。(町・村、大阪会場)
- 具体的な問題事例について、法律上の違反条項(都道府県、大阪会場)
- NPOをかくれみのに違法な回収業者が活動を行っている(市(30万以上)、大阪会場)

3.6 廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携

廃棄物の不適正処理対策（違法回収対策を含む）における都道府県・市区町村との連携状況（市町村職員は都道府県との連携、都道府県職員は市町村との連携）の現状、課題、今後の展望等対策実施状況について、回答結果を以下に整理する。

廃棄物の不適正処理対策における都道府県・市区町村との連携状況（自由記述）

【都道府県・市区町村との連携事例】（20件）

- 防災ヘリを活用したスカイパトロールの実施。とても良い。（町・村、名古屋会場）
- 産廃に関し、市町職員に立ち入り権限を付与し、連携して対応している。（都道府県、名古屋会場）
- 産廃を含む無料回収をしている業者がいたため、県と立ち入りを行ったが、県が総合判断をせずに事業者の主張のみで有価物と判断する事例があった。最終的には市から警察に連絡し、適正な保管をさせたが、業者への指導が相当にあいまいな部分がある。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 合同でパトロール等を実施している。今後も継続。（都道府県、東京会場）
- 市町村職員を県職員と併任して、一廃・産廃の一見した区分の困難な事案に対応している。（都道府県、東京会場）
- 県と立入調査を実施し、目撃情報等、動きがあった場合は意思疎通等行っているため今のところは問題点はない。（市（10～30万）、東京会場）
- 情報共有と現場確認を行っている（指導含む）。（市（10～30万）、福岡会場）
- 管内市町とは連携は行っている。（都道府県、福岡会場）
- 連携し、合同不法投棄パトロールを実施している。（都道府県、福岡会場）
- 県及び市での連携は可能な限りとっている。今後共密に連携していくことが必要であり、課題でもある。（都道府県、福岡会場）
- 市町、関係団体で構成する不法投棄防止対策推進協議会を設置し、会議での意見交換、情報共有を行っている。（都道府県、福岡会場）
- 合同で立入検査、報告徴収、警告等を実施している。（都道府県、福岡会場）
- 廃家電を大量に保管している個人事業者に対し、保健所と市町村で合同で立入、報告召集等の指導を行ったりしたが、その後の指導主体が明確でなく、解決に至らない事例があった。（都道府県、福岡会場）
- 県・政令指定都市間で、定期的に行政連絡会議を開催している。（政令市・特別区、福岡会場）
- 保健所、警察と共にパトロールを年に1回実施している。（町・村、福岡会場）
- 事案があれば関係自治体と情報交換をする程度です。（都道府県、福岡会場）
- 現在県とは報告徴収や立入検査で連携できている。（町・村、大阪会場）
- 課題、問題があれば、県等と連絡を取り合い、時には一緒に現場へ行くこともあります。（市（10万未満）、大阪会場）
- 保健所が行っている不法投棄パトロールとの連携（現状はパトロールの結果等の情報は入らない）（町・村、大阪会場）
- 産廃と一廃とで分担（都道府県、大阪会場）

【課題①：違法回収業者対策の重要性の認識の温度差】（9件）

- 政令市を除く市町村職員の廃棄物行政に関する意識が低い。（都道府県、名古屋会場）
- 県への届け出が求められるようになり、市町の主体性が後退することを注意している。（都道府県、名古屋会場）
- 一般廃棄物の権限を持つ市町村の取締に温度差がある。市町村が主体的に取り組まない。（都道府県、東京会場）
- 一廃が大半なのに、県主体で指導している。市町村の認識が薄いこと。（都道府県、福岡会場）
- 市町村によって取組み具合に温度差があると感じている。（県が市町村をサポートし、リードする必要がある。）（都道府県、福岡会場）
- 県は腰が重く、協力が得られにくいため、連携が課題である。（市（30万以上）、大阪会場）

- 市町村は対策に熱心ではない（都道府県、大阪会場）
- 県が前向きに対応してくれない。一廃は市で対応というのみ（市（10～30万）、大阪会場）
- 責任のなすりつけ合いに苦慮している（都道府県、東京会場）

【課題②：都道府県・市区町村間の情報共有の困難さ】（5件）

- 県との情報共有を密にしていければと思います。（市（30万以上）、名古屋会場）
- 連絡しにくい（市（30万以上）、名古屋会場）
- 近隣市町と、不法投棄に関する情報交換を定期的に行っていないのが、課題であると考え。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 情報連絡のための連絡網が無い様子。（市（10～30万）、東京会場）
- 現状、一廃、産廃と業務が異なることから、相互の情報共有がなされていない。（都道府県、大阪会場）

【課題③：広域をカバーする体制作り・調整の難しさ】（6件）

- 回収拠点が複数の自治体の管轄をまたぐような違法回収業者への他自治体の指導状況の情報共有（政令市・特別区、名古屋会場）
- 不用品回収業は同一の市町村で完結することはほとんどない。自治体間をまたいだ場合でも動ける仕組みを作ることが課題。（政令市・特別区、東京会場）
- 違法回収は広域的な場合が多く、調整が難しい。（市（30万以上）、東京会場）
- 市町村連携について、例えばA市の一廃をB市の無許可業者がC市のヤードに持ち込む等した場合どうするかなどが明確なルールとなっていない。（市（10万未満）、東京会場）
- 市内にヤードが無い場合、広域的な調査体制が必要となり、他市町村との連携が前提になる。（市（10～30万）、東京会場）
- 市をまたがる事案あり。広域的な連携とノウハウの蓄積が必要。（市（10～30万）、福岡会場）

【課題④：その他の課題】（20件）

- 人員不足（市（10～30万）、名古屋会場）
- 岐阜県と協力し、立ち入り検査を実施しているが、業績が一向に改善しない。前回、在庫把握をして期限を切って処分するように指導したが、改善されない（市（10万未満）、名古屋会場）
- 経験の少ない市職員に対してのノウハウの伝達（市（10万未満）、名古屋会場）
- 警察との連携ができていない。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 限られた人員の中で、効果的な方法を見出したい。（市（10～30万）、東京会場）
- 市区町村においては、組織としてではなく、関連部署の担当者が対応していることが多く、東京都との連携まで持ち上げるだけの機動力、対応力がない。（政令市・特別区、東京会場）
- 対応方法が標準化、マニュアル化されていない（市（10万未満）、東京会場）
- 合同で対策することが必要で、連携を強めていきたい。（政令市・特別区、福岡会場）
- 違反事実を確認した後の連携に課題がある。（都道府県、福岡会場）
- 人員不足（市（10万未満）、福岡会場）
- 担当外の業務（政令市・特別区、福岡会場）
- 市町村職員の知識不足、担当業務が多い、等の理由で効果的な連携が取れていない。（都道府県、福岡会場）
- 現状では、連携が取れていないので、体制を整えなければならない。（市（10万未満）、福岡会場）
- 市町村に指導・処分のノウハウがない（都道府県、福岡会場）
- 違法回収後家電を置いたまま逃亡する業者の摘発が、その家電の撤去。（市（10万未満）、大阪会場）
- 立入を行っても実効性があまりない（市（10～30万）、東京会場）
- 市町村担当職員の底上げ、スキルアップに向けた研修会等の開催を検討中。（都道府県、大阪会場）
- 借地で行っていた個人事業者が、行方不明で、不用品等がそのままになってしまっていること。（市（10～30万）、大阪会場）
- リユース品との区別ができない（都道府県、大阪会場）
- どのように連携すべきかが分からない（市（10万未満）、大阪会場）

【特に問題はない】(4件)

- 引き続き、一般廃棄物収集運搬許可、指導担当と連携して対処する。(政令市・特別区、名古屋会場)
- 県とは十分連携が取れていると思う。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 現状としては連携できており、特に問題ありません。(町・村、東京会場)
- 連携については問題なく良好である。(市(10万未満)、福岡会場)

【その他】(8件)

- 特になし。警察とは年に1回不法就労のからみでヤード立ち入りを実施。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 連携するほど情報が無い(市(30万以上)、東京会場)
- 全国的問題なので、全国的にTV,ネットCMをする等、国で対応できないか?(都道府県、東京会場)
- 対応事例を知りたい。特に無許可収集運搬に係る摘発等。(都道府県、福岡会場)
- 巡回型で回収している場合、行政区を超えて回っている場合も多いので、府内で統一的な対応ができるよう、ガイドライン等を整備されたい。(市(10~30万)、大阪会場)
- 不適正処理に対して、注力できていないのが現状(政令市・特別区、東京会場)
- 産廃関連では連携しているが、一廃ではあまり連携が無い。(市(10~30万)、東京会場)
- このような研修での情報提供を今後もしていただきたい。(市(10~30万)、大阪会場)

3.7 取組みを行っていない理由

対策実施状況に関する設問において、「未実施」と回答した取組みについて、実施していない理由」について、回答結果を以下に整理する。

取組を行っていない理由（自由記述）

【人員・ノウハウ不足】（37件）

- 人員不足（町・村、名古屋会場）
- 人手不足（市（10万未満）、名古屋会場）
- 知識不足（市（10～30万）、名古屋会場）
- 人員不足のため（町・村、名古屋会場）
- 人員不足（町・村、名古屋会場）
- 人員不足（市（10～30万）、名古屋会場）
- 摘発に割く人員不足（本市ではまだ現場）（市（10万未満）、名古屋会場）
- 人的・予算不足（市（10万未満）、名古屋会場）
- 人員不足（市（10万未満）、名古屋会場）
- 人員不足（市（10万未満）、名古屋会場）
- 通報を広く依頼しても対応できる職員数、ノウハウが足りない。（市（10万未満）、東京会場）
- 予算不足、人員不足（市（10万未満）、名古屋会場）
- 人的・財政的な問題（町・村、東京会場）
- 職員不足（政令市・特別区、東京会場）
- 人員不足（市（10万未満）、東京会場）
- 人員の不足（政令市・特別区、東京会場）
- 業務多忙のため（市（30万以上）、東京会場）
- 実施はしたいと考えているが、人力的な問題により、持ち込み先の指導を優先している。（政令市・特別区、東京会場）
- 人員の他、物品（車両）の確保が厳しいため（市（10～30万）、東京会場）
- 人手不足（市（10～30万）、東京会場）
- 人手不足、知見不足の為（市（10～30万）、東京会場）
- 人員不足（市（10～30万）、東京会場）
- 手が回っていない（市（10～30万）、東京会場）
- 人員不足（都道府県、東京会場）
- 予算、人員の確保（市（30万以上）、福岡会場）
- 時間がない（政令市・特別区、福岡会場）
- 人員、予算の関係（市（10～30万）、大阪会場）
- 多忙（都道府県、大阪会場）
- 人員不足（市（10万未満）、大阪会場）
- 人材不足（市（10万未満）、大阪会場）
- 職員の体制の問題（人員が限られている）（町・村、大阪会場）
- 人員不足。資源投入するほど問題が顕在化していない。（政令市・特別区、大阪会場）
- 知識不足（市（10～30万）、大阪会場）
- 職員不足（市（10万未満）、大阪会場）
- 人員不足。県に依頼するも聞き流される。（市（10～30万）、大阪会場）
- 人員不足。予算不足。（町・村、大阪会場）
- 人員及び情報不足（町・村、大阪会場）

【件数が少ない・問題が軽微であると判断したため】（20件）

- 優先順位が低い（都道府県、名古屋会場）
- 住民からの通報が少ない。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 県内では深刻な状況は見受けられないため（都道府県、名古屋会場）
- 当行市区内での発生事案はないが、近隣市町では発生している。（町・村、名古屋会場）

- 市内に巡回業者はなく、時折市外からくる業者のため追跡が難しい。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 巡回業者が存在しなくなった(市(30万以上)、東京会場)
- 問い合わせや被害が無いこと(市(10~30万)、東京会場)
- 区内に業者の確認がされていない(都道府県、東京会場)
- 対象となる事業場が管内にない場合が多い(政令市・特別区、東京会場)
- 問題としては軽微と認識(政令市・特別区、東京会場)
- 違法な回収業者の数が少なく、また、人員不足によりそちらまで手が回らないため(市(10万未満)、東京会場)
- 必要ないと判断(都道府県、福岡会場)
- 摘発する事態にまで至っていないため(都道府県、福岡会場)
- 巡回業者を見かけないため、(都道府県、福岡会場)
- 目立ったトラブルが見られないため。(市(10万未満)、福岡会場)
- 本町にヤード業者が確認できていないから。(町・村、大阪会場)
- 業者を見ることがない(市(10~30万)、大阪会場)
- 業者が見られない(市(10~30万)、大阪会場)
- 違法回収業者があまりなく、深刻に問題視していない。(町・村、大阪会場)
- 件数が少ない(市(10万未満)、大阪会場)

【連携、管轄の問題】(9件)

- 連携を取る関係組織の目処がない(政令市・特別区、名古屋会場)
- 県、市どちらの責任か不明確なため(都道府県、名古屋会場)
- 警察が取締してくれないため(市(30万以上)、東京会場)
- 主に一廃であり市町村の管轄のため(都道府県、東京会場)
- 主に市町村に対応してもらっている(都道府県、福岡会場)
- 市町村業務であると考えている。(一廃がほとんど)※本町では周知している。また、担当地区で対象となる事業者がほとんどいない。(県内にはいるが、私の担当区域にはいない)。(都道府県、福岡会場)
- 市町により意識の温度差あり(都道府県、大阪会場)
- 担当が違い、他課でやっている取組であるため。巡回業者の苦情が無く実態が不明。(市(10~30万)、福岡会場)
- 住民が排出する一般廃棄物は市町の管理となるため、県では住民の周知までは行っていない。(都道府県、福岡会場)

【実態把握が困難】(6件)

- 産廃について指導をしているが、一廃と産廃の区別がつけにくい。そもそも有価物と廃棄物の区別がつけにくい。(都道府県、東京会場)
- 巡回業者の把握までには至っていない。(政令市・特別区、東京会場)
- 違法業者の実態把握については現状困難な点が多い。(都道府県、大阪会場)
- どのくらい不用品回収業者が存在するのか把握できていない。都市部であるため拠点が見つかりにくい。(政令市・特別区、東京会場)
- 巡回業者未把握(政令市・特別区、東京会場)
- 発見、追跡が困難(政令市・特別区、福岡会場)

【住民への周知】(6件)

- 住民への周知は様々な方法が考えられるが、HP上での通知のみでは不十分であり、実施されているとはいえないため。(都道府県、福岡会場)
- どのような広報、または指導を実施していくか整理中のため。(市(30万以上)、大阪会場)
- 住民への周知は市町村の業務に属すると思われるが、認識が十分でない。(都道府県、大阪会場)
- 住民等に通報を依頼する体制の整備が整っていないため、(市(10万未満)、大阪会場)
- 「ごみを捨てたい」という市民のニーズを、その点においては満たしており、「いたちごっこ」

が続いている。(市(10~30万)、大阪会場)

- 都道具県の立場から、ビラまき以外していない。(都道府県、大阪会場)

【その他】(9件)

- 有価物であれば、廃掃法に基づく指導ができなかったから。(都道府県、名古屋会場)
- これまで回収業者に対する取り組みは実施してこなかった。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 立ち入り検査までではなく、指導にとどまっている。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 一廃、産廃ともに、監視・指導が弱い(政令市・特別区、東京会場)
- 取組の根拠づけや体系化がされていないため(市(10万未満)、東京会場)
- 指導要領が解らなかった。(政令市・特別区、福岡会場)
- 指導要領が分からず今後は考えたい。(政令市・特別区、福岡会場)
- 立入検査等のマニュアルがない。(町・村、福岡会場)
- 検討中の為(市(30万以上)、大阪会場)

3.8 取組みを実施していくために求める国からのサポート

「今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。」との設問について、回答結果を以下に整理する。

取組み実施のために国に求めるサポート（自由記述）

【研修・セミナーの実施】（14件）

- 定期的なセミナーの開催。（町・村、名古屋会場）
- セミナー等での知識・情報の共有。（町・村、名古屋会場）
- 定期的なセミナーの開催（市（10～30万）、名古屋会場）
- 法制度の説明会の開催。全国的な周知。（市（30万以上）、名古屋会場）
- 一般廃棄物の不適正処理対策について産業廃棄物との違いや、改善命令、措置命令、行政代執行に係るフロー等にかかる研修会の開催（市（10万未満）、名古屋会場）
- 関係法令に関する説明会（町・村、東京会場）
- 自治体に直接、このようなセミナーを開いてほしい。産廃アカデミーなどに参加してもフィードバックがとて難しい。（政令市・特別区、東京会場）
- 次年度以降もセミナーを開催してほしい。（都道府県、福岡会場）
- セミナーの開催（市（10～30万）、福岡会場）
- 今回のように説明がほしい（市（10～30万）、大阪会場）
- 市町村（政令市除く）向けのセミナー等の開催。（都道府県、福岡会場）
- 通知の発出による周知の徹底。市町村担当職員を対象とした実務研修の開催。（都道府県、大阪会場）
- 国から県へもこのような研修を受けられるよう体制を整えてほしい。（市（10万未満）、大阪会場）
- 講習会（市（10万未満）、大阪会場）

【事例の紹介等、情報提供】（15件）

- 有害使用済み機器の輸出をしようとしている業者の取り締まり。情報提供。（政令市・特別区、名古屋会場）
- 指導等に関する他自治体の情報提供や、運用にかかる相談に乗っていただきたい。（都道府県、名古屋会場）
- 有害使用済み機器を取り扱う業者への指導事例について情報提供。（都道府県、名古屋会場）
- 技術指導、事例紹介（市（10万未満）、名古屋会場）
- 他自治体の指導内容等の事例を情報共有できるような体制の整備（政令市・特別区、名古屋会場）
- 事例の紹介と説明（市（10万未満）、名古屋会場）
- 多自治体の取り組み事例の情報提供（市（10～30万）、東京会場）
- 他市、他県の事例の情報提供。（市（10～30万）、東京会場）
- 他自治体での事例の共有。（都道府県、福岡会場）
- 事例集を作成してほしい。（都道府県、福岡会場）
- 家電4品目以外についての廃棄物該当性判断の明確化（判断事例集等）（都道府県、福岡会場）
- 他自治体で指導した事案に関し、好事例、反省点等を全国に教養してほしい（都道府県、大阪会場）
- 優良事例の発信（都道府県、大阪会場）
- 情報提供（市（10万未満）、大阪会場）
- 事例の提供（市（10～30万）、大阪会場）

【マニュアルの作成】（7件）

- ごみ屋敷解決手引き（ネグレクト関連も含めて）（市（10万未満）、名古屋会場）
- 無料回収業者の違法な点をまとめた資料があると立ち入り時に指摘をしやすい。（市（10万未満）、名古屋会場）

- 有害使用済機器の指導に当たって、対外国人用の資料、パンフレット等を統一して作成してもらいたい。(市(30万以上)、東京会場)
- 対応マニュアルの提示(市(10万未満)、東京会場)
- 具体的なガイドラインがあるとありがたいです。(政令市・特別区、東京会場)
- より効果的な指導を行うため、詳しいガイドラインがあると良いです。(都道府県、福岡会場)
- 業者対策マニュアル(Q&A等)(市(10~30万)、大阪会場)

【相談先・ホットラインの整備】(3件)

- 様々な事案に対しての適切なアドバイスができるサポート(市(10万未満)、名古屋会場)
- ヘルプデスク、サポートデスクや相談受付アドレスの開設(政令市・特別区、東京会場)
- 相談についてのホットライン(あったらすみません)(市(10~30万)、東京会場)

【市民向けの普及啓発】(12件)

- 国からも国民への周知をしてもらえると摘発がより一層しやすくなるかと思いました。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 一般市民への周知(市(30万以上)、名古屋会場)
- 広報(町・村、名古屋会場)
- チラシの作成(都道府県、名古屋会場)
- 全戸配布用のチラシを希望する自治体に配布し、排出者から違法業者への流れを止める。(市(10万未満)、東京会場)
- チラシ等周知(政令市・特別区、東京会場)
- 法制度の周知・広報の強化(政令市・特別区、東京会場)
- 事業者としてだけではなく、国民に対する幅広い周知(政令市・特別区、東京会場)
- 廃棄物の上流である市民への広報のためのわかりやすい図やイラスト・データの提供があれば良いと思います。(市(10~30万)、東京会場)
- 法の周知。TVCMなど。(都道府県、福岡会場)
- 全国の国民に対してマスコミ等で徹底を図ってもらいたい。(市(10万未満)、福岡会場)
- 外国人に対する啓発(市(30万以上)、大阪会場)

【法整備、指針・通知等について】(11件)

- 行政処分の責任を自治体に押し付けすぎている。厳格な運用ができるように制度化を。(都道府県、名古屋会場)
- 明確な判断基準がほしい。(難しいとは思いますが)(市(10万未満)、名古屋会場)
- 法の強化。不用品=不要な物=廃棄物として位置づけ(市(30万以上)、東京会場)
- 不用品回収業者に対する法規制の整備、厳格な適用。現状は自治体の運用任せ、有名無実化しているように思う。(政令市・特別区、東京会場)
- 今後の少子高齢社会の更なる進展に伴い、家庭からの不用品回収のニーズは増加する一方。このため、一廃の許可に「臨時多量ゴミ」のような枠組みを作り、住民が安心して任せられる体制を構築できるよう、「法律」の整備等を進めてもらいたい。国はもっと現場の実態をよく把握すべき。(都道府県、東京会場)
- 立入る際の裏付け資料確認に対して、法的な根拠がほしい。(市(10万未満)、福岡会場)
- 3.19通知以外の廃棄物該当性の通知も出るとありがたいと思います。(政令市・特別区、福岡会場)
- 家電リサイクル法の改正、リサイクル料金の前払い。(都道府県、福岡会場)
- 法整備(都道府県、大阪会場)
- 家電リサイクル法の改正(リサイクル料金の前納制)(町・村、大阪会場)
- 現在バーゼル法の規制強化が進められているが、雑品スクラップの最終処分先の取り締まりの強化をやれば無料回収が減ると思う。(市(10万未満)、名古屋会場)

【連携促進のための働きかけ(警察、都道府県、市区町村)】(7件)

- 警察に積極的に協力するよう国から指示してほしいです。(市(10~30万)、名古屋会場)
- 地方環境事務所による立ち入り指導の実施(都道府県、名古屋会場)

- 警察の取締強化が欠かせない（市（10～30万）、東京会場）
- 検察、警察が積極的に廃棄物問題に取り組むことができるように体制（人員、予算）を整備してほしい。被害届、告発状を受理してもらえないことが多い。ただし、検察、警察は、人員不足などが常態化し、激務を強いられている様子。（都道府県、東京会場）
- 地方環境事務所が複数市町村にまたがって取り締まることに対する何らかの方策を示していただければと思う。（政令市・特別区、大阪会場）
- 警察機関等が協力してもらえるように指針等を整備されたい。（市（10～30万）、大阪会場）
- 国のリーダーシップにより、県、および近隣市町村での広域取組の実施。（業者、他県、他市から来ているため）（市（10～30万）、大阪会場）

【立入検査への同行など人力的サポート】（4件）

- 地方事務所の方が立入に同行していただけるとありがたい。（都道府県、福岡会場）
- 立入時に同行してくれると心強い。（町・村、大阪会場）
- 合同立入（福岡県のケースを想定）に応じていただけるとありがたい。（都道府県、大阪会場）
- 県をまたぐ回収業者の取締。（都道府県、東京会場）

【費用に関する支援（補助金）】（5件）

- 資金等の補助（市（10万未満）、名古屋会場）
- 違反者が、家電等を処理できなかった場合の助成等。（市（10～30万）、福岡会場）
- 廃棄物（不法投棄も含む）の撤去費用を創設する（手続きを簡単にできるシステム）。（都道府県、福岡会場）
- 回収業者の届け出があればよい。足取りがつかめない業者が残していった廃棄物の撤去補助金。（市（10万未満）、大阪会場）
- 人を雇用して実施するパトロールへの事業費のサポート（町・村、大阪会場）

【その他】（5件）

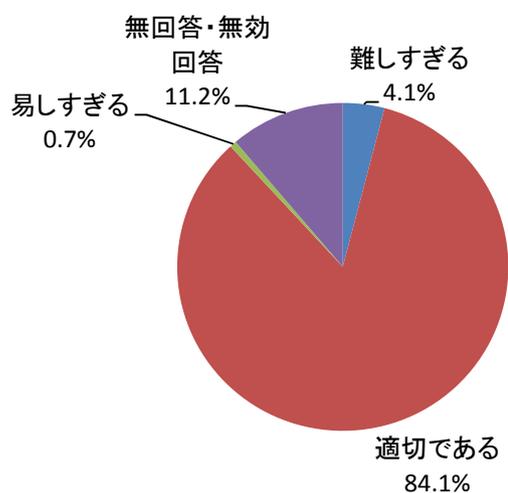
- 廃家電の違法な回収にあたり、排出者（家庭）の負担にならないような体制の構築が必要。（市（10万未満）、大阪会場）
- 拡大生産者責任の範囲で家電リサイクル料金を無料とする体制整備を（町・村、大阪会場）
- 違法業者を住民へ通知するサービス。（市（10万未満）、福岡会場）
- 違法業者の特徴的な所を知りたい。（都道府県、大阪会場）
- 火災防止とはどのような点か教えてほしい（都道府県、東京会場）

3.9 セミナーに対する理解度・評価について

(1) セミナーの難易度

セミナーの難易度について、「適切である」との回答が最も多く 84.1% (248 件) となっている。

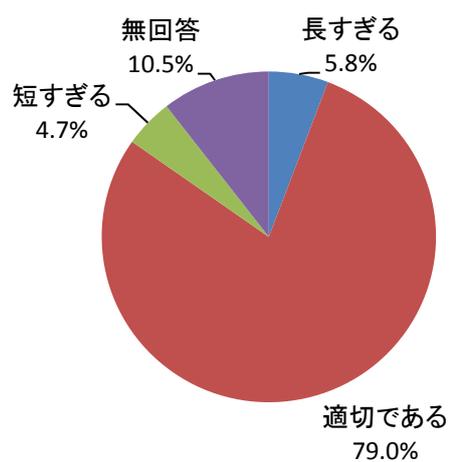
A. セミナーの難易度 (全国 4 会場の合計) (N=295)



(2) 全体の時間について

全体の時間について、「適切である」との回答が最も多く 79.0% (233 件) となっている。次いで、「長すぎる」との回答が 5.8% (17 件) となっている。

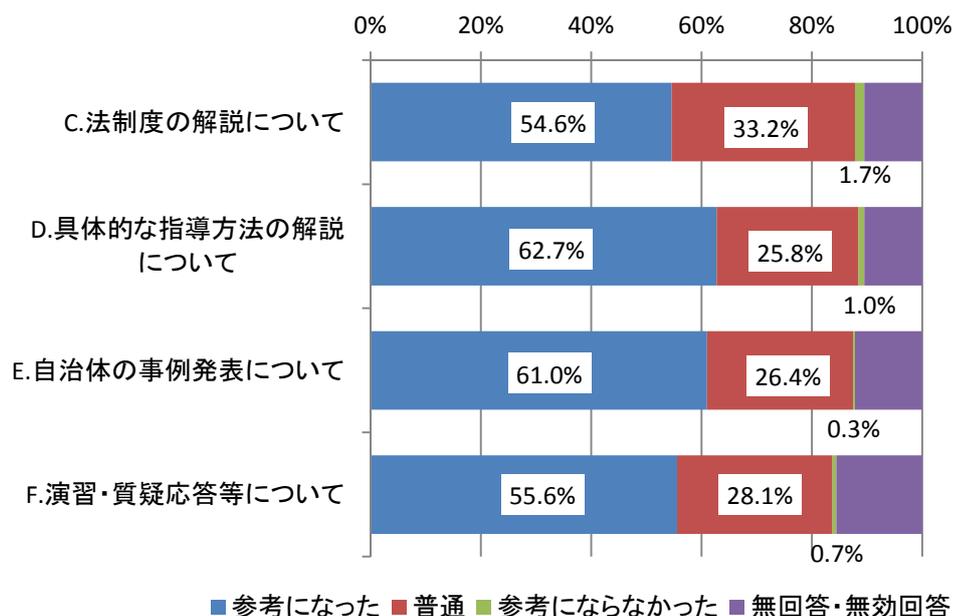
B. 全体の時間について (全国 4 会場の合計) (N=295)



(3) 具体的な内容について

具体的な内容について、「参考になった」との回答は「D.具体的な指導方法の解説」が最も多く 62.7% (185 件)、次いで「E.自治体の事例発表について」が 61.0% (180 件)、「F.演習・質疑応答等について」が 55.6% (164 件)、「C.法制度の解説について」が 54.6% (161 件) と続く。いずれの項目も、「参考にならなかった」との回答は 2%以下であり、おおむね満足をいただけたと考えられる。

具体的な内容について（全国 4 会場の合計）(N=295)



3.10 セミナーに関する要望等（自由記述）

【講演内容に関する感想】

- 長岡先生のお話が分かりやすく、勉強になった（市（10万未満）、東京会場）
- 長岡先生の話がとても分かりやすく、年数の浅い私でも理解できました。（政令市・特別区、東京会場）
- 有害使用済機器の考え方についての解説が聞けたこと（政令市・特別区、東京会場）
- 長岡先生の講義は、いつも集中して聴くことができます。ありがとうございました。（政令市・特別区、東京会場）
- 長岡先生の法改正の実態的な側面について聞くことができ参考になりました。（都道府県、福岡会場）
- 長岡先生の講義は全体がためになる内容でしたが、特に中間処理業者の自ら利用について触れていただいて、現在ちょうど該当する事案で対応に迷っていたところでしたので、判断のポイントを確認できたことが個人的に特によかったところです。（都道府県、福岡会場）
- 長岡先生のお話がとても分かりやすく、勉強になりました。また別の内容でもお話を聞いてみたいです。（政令市・特別区、福岡会場）
- 長岡先生の講演、演習が分かりやすかったです。（都道府県、福岡会場）
- 長岡氏の講義内容は大変分かりやすかったです。今後活かそうです。（市（30万以上）、大阪会場）
- 長岡先生の話が分かりやすい（市（10～30万）、大阪会場）
- 長岡氏のお話は分かりやすいと思います。（町・村、大阪会場）
- 長岡さんの説明が特に参考になりました。（市（10～30万）、大阪会場）
- 長岡先生の話が分かりやすく面白かった。演習も非常に勉強になった。（市（30万以上）、大阪会場）
- 長岡氏の講演がとても参考になった。分かりやすくて感動しました。（都道府県、大阪会場）
- 長岡氏の話が良かった。明日、岐阜への現地視察移動が無ければ、夜の研修も行いたかった。（市（10～30万）、大阪会場）
- 基調講演。演習ではなく意見交換会をしてほしい（各自治体の現状を話し合う場などがあれば）。（市（30万以上）、大阪会場）

【セミナーのプログラムについて】

（事例紹介について）

- 岐阜市の事例がわかりやすかったです。（町・村、名古屋会場）
- これから指導するに当たり、具体的な方法を聴けたのが参考になりました。（市（30万以上）、名古屋会場）
- 岐阜市の事例が実体験に基づく説明であったため、わかりやすかった。（市（10万未満）、名古屋会場）
- 自治体の事例発表で現場の声が聞けて良かった。（政令市・特別区、東京会場）
- 追跡調査、立入、指導、タイミングが難しく、困っている部分です。今回、実際の事例が聞けて大変参考になりました。（政令市・特別区、東京会場）
- 自治体の事例発表について、時間が少ないと感じます。（政令市・特別区、東京会場）
- 岐阜市の回収業者対策、長岡先生の講話が参考になりました。（都道府県、東京会場）
- 岐阜市の具体的な取組が非常に参考になった（市（10～30万）、東京会場）

（演習・意見交換について）

- 演習はなかなか面白かった。市町村さんとのコミュニケーションができ、非常に良い。（都道府県、名古屋会場）
- 演習で廃棄物該当性の理解が深まったと感じた。（都道府県、名古屋会場）
- 演習が良かったけど、もう少し時間がほしい。（市（10～30万）、名古屋会場）
- 参加式演習（市（10万未満）、名古屋会場）
- 演習がよかった。（市（10万未満）、名古屋会場）

- 模擬形式で面白く学べた。(都道府県、東京会場)
- 演習で多自治体の方の考え方を聞いて良かった。(都道府県、東京会場)
- 演習の実施。リアリティがあってとても参考になった。(市(10~30万)、東京会場)
- 演習は面白かったが、チーム内の方の声が聞き取りにくかった。(都道府県、東京会場)
- 8人は多すぎます。声も聞こえないです。(市(10万未満)、福岡会場)
- 演習が良い(市(10~30万)、福岡会場)
- 演習でのケーススタディは、具体的な事業へ取り組むきっかけとしては良かった。(都道府県、福岡会場)
- 実際の演習で、他都市の対応や長岡先生の対応を見られたことは、大変参考になり良かった。(市(30万以上)、大阪会場)
- 本当に相手と話をしている感じが良かったです。(市(10~30万)、大阪会場)
- 演習で色々な意見を聞いて良かったです。(都道府県、大阪会場)
- 演習が良かったです(町・村、大阪会場)

(その他)

- 大変参考になるセミナーでした。今回の改正法や家電等の取り扱いについてより気を付けようと思いました。(市(30万以上)、名古屋会場)
- 会場の立地、事例のわかりやすさ、基調講演の先生の良さ、久しぶりにいいセミナーに参加できました。(町・村、名古屋会場)
- 法改正前に改正を受けられたこと。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 時間が足りなくて(市(30万以上)、名古屋会場)
- もう少し時間的余裕があると良かった。(市(10万未満)、名古屋会場)
- 室内が暑かったです。有害使用済機器についての説明をもっと聞きたかった。これを期待してきたんですが、大部分は他の話題だったのが残念。(都道府県、東京会場)
- 皆さん少し早口だったので、途中、ついていけない時がありました。(政令市・特別区、東京会場)
- この内容の研修に初めて参加しました。取り締まりを行ったことがなく、講義を聞き、ついていくことに必死でしたが、わかりやすかったです。演習発表で足手まといになり申し訳なかったです。これから勉強します。(市(10~30万)、東京会場)
- もっと広い会場が良い(政令市・特別区、東京会場)
- 具体的な「例」があってわかりやすかったです。が、このような事務にかかわって日が浅いため、アンケートが埋められずすみません。(政令市・特別区、東京会場)
- 平成29年11月に異動し、まだわからないことも多いですが、今回このセミナーに参加し、少し理解することができました。ありがとうございました。(市(10万未満)、福岡会場)
- 法改正の経緯や19条に追加して理由が聞いて参考になりました。(都道府県、大阪会場)
- 雑品スクラップとは何かが理解できました。(市(30万以上)、大阪会場)
- 演習より質疑応答を多くしてほしい。(都道府県、大阪会場)
- 全てよかった(都道府県、東京会場)
- 非常に分かりやすく勉強になりました。(市(10万未満)、東京会場)
- 説明が分かりやすいです(市(10~30万)、大阪会場)
- 分かりやすかった(都道府県、大阪会場)

【今後についてのご意見】

- 引き続き市町村担当者のスキルアップのためのセミナーの開催が必要(都道府県、大阪会場)
- 立入時の説明が難しかったが、今後の参考としたい。(市(30万以上)、大阪会場)
- 違法回収業者の対策をみても何もできない状況にあったが、今日の研修で大変参考になりました。少しでも行政指導など対策に前向きに取り組みたい。(市(10万未満)、大阪会場)
- これで一歩前に進めます。(市(10~30万)、名古屋会場)
- 長期的にどうしていったらいいかわからない。(市(30万以上)、名古屋会場)

(4) 貴自治体の管内（市町村職員は市町村内、都道府県職員は都道府県内）での雑品スクラップヤードについて把握している件数についてご記入ください。

| |
|--------|
| _____件 |
|--------|

(5) (3) で「1. 実施中」「2. 以前は実施していた」に○をつけた取組みについて、取組みを効果的に実施するうえで課題となっていること/課題であったことをご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

(6) 貴自治体において、廃棄物の不適正処理対策（違法回収対策を含む）における都道府県・市区町村等との連携状況（市町村職員は都道府県との連携、都道府県職員は市町村との連携）について、現状、課題、今後の展望等があれば、ご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

(7) (3) で「3. 未実施」に○をつけた取組みについて、実施されていない理由をご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

(8) 今後、取組みを実施していくにあたり、国からどのようなサポートがあればよいと思いますか。

| |
|--|
| |
|--|

(9) 本日のセミナーの各講義について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

| | |
|--------------------|------------------------------|
| A. 難易度について | 1. 難しすぎる 2. 適切である 3. 易しすぎる |
| B. 全体の時間について | 1. 長すぎる 2. 適切である 3. 短すぎる |
| C. 法制度の解説について | 1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった |
| D. 具体的な指導方法の解説について | 1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった |
| E. 自治体の事例発表について | 1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった |
| F. 演習・質疑応答等について | 1. 参考になった 2. 普通 3. 参考にならなかった |

(10) セミナーについて、特に良かった点やご要望がございましたらご自由にご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

*最後に、よろしければ自治体名をご記入ください。

| | |
|-------|--|
| 貴自治体名 | |
|-------|--|

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございます。
お帰りの際、受付にてご提出いただけますよう宜しくお願い致します。

◆お問い合わせ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部
担当：依藤、大澤、加山 電話：03-6733-1023、FAX：03-6733-1028、E-mail：kaishu@murc.jp

第3章 今後の違法な回収事業者取締りに向けた取組方針のとりまとめ

セミナーの内容・カリキュラムについて、参加者からのアンケート結果からはおおむね高評価を得ていることが伺える。参加者の中には、廃棄物処理法の改正に関する説明を期待していた方も少なくないが、改正内容に限らず、違法な廃棄物回収業者取締りに関する講義、特に、長岡文明氏の基調講演、地方自治体の取組事例、意見交換／演習に対する評価が高いことが伺える。

「引き続き、市町村担当者のスキルアップのためのセミナーの開催が必要」といった意見も寄せられているが、課題としては「時間が短い」、「もっと意見交換／演習の時間が欲しい」、「もっと大きな会場がよい」といった意見が挙げられており、改善の余地があると思われる。

以下、参加者からのアンケート等をもとに、カリキュラムの課題等を整理するとともに、次年度以降の取組方針（案）について整理する。

(1) 今後のセミナーの在り方

セミナーに参加した自治体職員の廃棄物に係る業務経験年数は「1年未満が3割弱」、「1～3年が約3割」と3年以下の参加者で約6割を占めている。自治体によって状況は異なると思われるが、廃棄物対策担当職員数の減少が進み、また異動等によってその知見・ノウハウの蓄積が難しいという課題も指摘されている。

自治体職員向けの講習会・セミナー等の機会は様々あるが、違法な回収業者対策という切り口より、廃棄物の該当性判断、立入検査、報告徴収といった廃棄物処理法における基本的な事項を学ぶ機会として、また、有害使用済機器に関しては、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の適切な制度運用を徹底するためにも、違法な回収事業者取締りに向けたセミナーとして継続していく意義・必要性があると考えられる。

継続するにあたっては、本年度のセミナーでの参加者からの意見も踏まえて、終日での開催（例えば、10時～17時）とすることが有効と考えられる。また、後述する「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き（平成29年3月版）」を廃棄物処理法の改正を踏まえて改訂し、これに基づき講義することも有効と考えられる。

(2) 違法な廃棄物回収業者の指導・取締に関する手引きの更新・作成

環境省にて取りまとめた「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き（平成29年3月版）」について、平成29年6月16日に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律を踏まえて更新することが必要と考えられる。

具体的には、改正によって有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付けするとともに、違反があった場合等における改善命令の対象として追加する等の措置を講ずることとされたところであり、その概要を整理するとともに、自治体職員が使いやすいよう、指導取締りに関する手順等を整理していく必要がある。特に、都道府県と市区町村との連携がこれまで以上に必要となると考えられ、その点も反映していく必要がある。

セミナーを継続する際には、新たに更新する手引きをもとに講義することも考えられる。

(3) 具体的な取組事例を紹介する事例集等の作成

違法な廃棄物回収業者の指導・取締りに関する手順・手法としては、前述の手引きにて整理されているが、実際に行う場合には、手引きには記載しきれないノウハウといったことも重要との意見がある。

ノウハウに関しては、全てを文章として記載することは困難であるが、事例の紹介等を通じて、その一端を伝えることが出来ると考えられる。これまで、セミナーで講演していただいた自治体での取組内容を整理、出来るだけ担当者の方の意見・言葉を反映させた事例集として整理することも有効と考えられる。なお、これらは文書としてだけでなく、映像・動画として整理することも有効と考えられる。

また、事例集においては、特定の取締り事例に着目するのではなく、経験豊富な自治体職員等に着目することも有効と考えられる。これまでの経験や文章化しにくいノウハウ等の一部でも良いので、インタビュー形式で把握、整理していくことも有効と考えられる。

(4) 都道府県と市町村が連携した指導・取締体制の構築支援

違法な廃棄物回収業者が一般廃棄物の回収を行っている場合においては、その指導・取締にあたっては市町村が実施することが求められるが、その際には、違法な廃棄物回収業者の活動範囲が一市町村の所掌の範囲を超えることも多く、近隣市町村や都道府県との情報共有等、必要に応じて自治体間連携が効果的と考えられる。

さらに、平成 29 年 6 月 16 日に公布された廃棄物処理法の一部を改正する法律において規定された「有害使用済機器」に関しては、都道府県での対応が求められることを踏まえると、廃棄物処理法の一部を改正する法律が施行される平成 30 年 4 月以降においては、違法な廃棄物回収業者の指導・取締にあたっては、自治体間の役割分担の明確化や情報共有の仕組づくり等、より一層の関係者連携の強化が重要と考えられる。今後、効果的な関係者連携の方法等について整理して、広く関係者に情報共有していくことが有効と考えられる。

平成 29 年度適正なリユースの促進及び違法な回収事業者取締に向けた検討業務

平成 30 年 3 月 30 日

発注者 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。